

評価書様式

様式1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本貿易振興機構	
評価対象中期目標期間	実績評価	第四期中期目標期間
	中期目標期間	平成27～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	経済産業大臣		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)

3. 評価の実施に関する事項
(実地調査、理事長・監事ヒアリング、外部有識者評価からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)

4. その他評価に関する重要事項
(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制に関する事項などを記載)

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考：見込評価)
		A
評価に至った理由	<p>(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載)</p> <p>1. 「対日直接投資の促進」 重要度「高」、難易度「高」と位置付けられる定量的指標の目標値を4年で達成。特に誘致成功件数においては4年間で768件に上り、政府目標に大きく貢献。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>(1) 抜本的に攻めの営業を強化 第四期中期計画においては、外国企業の経営層も含めて直接的な「攻め」の営業を本格化。海外での対日投資案件発掘機能、国内での既進出外資系企業による追加投資案件の発掘や国内企業とのマッチング機能等、国内外における誘致体制を抜本的に強化。日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う産業スペシャリスト、各産業分野で実務経験とビジネスネットワークを有する対日投資誘致専門員、国内主要地域において誘致活動を行う外国企業誘致コーディネーターを国内外へ配置。また、波及効果の高い6重点分野（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、観光、サービス、製造インフラ）の案件を発掘・支援し、569件（27年度112件、28年度133件、29年度139件、30年度185件）の成果を創出。さらに「再生医療分野」や「IoT分野」での研究開発拠点設立や、拠点設立の前段階となる日本企業・大学等との提携による実証研究について、「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金」を活用して支援し、採択16件中6件で誘致成功。</p> <p>(2) 地方への誘致支援を強化 地域拠点7カ所に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を配置したほか、各自治体の誘致施策のフェーズに応じた段階別の研修を拡充（基礎編：94自治体・団体185名参加、応用編：39自治体・団体58名参加、実践編：対日投資誘致事業15件を公募採択して実施）し、地方への誘致支援を強化。この結果、地方への誘致成功件数が増加（303件、第三期中期期間中の地方への誘致成功件数（124件）比144%増）し、地方創生に大きく貢献。</p> <p>(3) 対外的な情報発信を各国・各分野で強化 安倍総理の登壇を含むトップセールスセミナーや、新興国での日本の投資環境の理解促進を目的に、アジア諸国での大型対日投資セミナーを開催。さらに、各国のスタートアップ等を対象にしたセミナーでは、オープンイノベーションに取り組む優れた技術を持つ日本企業との連携可能性を発信した。27年度から、毎年日本の対内直接投資動向の調査・分析結果を取り纏め、「ジェトロ対日投資報告」として刊行し、日本の投資環境をPRする取組を開始。</p> <p>(4) 外資系企業の課題解決に向けた取組の拡充 外資系企業に対するヒアリング調査等の実施を通じて対日投資環境改善ニーズを把握し取りまとめるとともに、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」の場を活用して、具体的な規制・行政手続の見直しを積極的に提言。その結果、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、在留資格申請のオンライン化、法人設立・登記手続等の簡素化、ジェトロ支援企業のコワーキングスペース利用による在留資格の取得を実現。また、外資系企業の人材確保の難しさの指摘を踏まえ、外国人留学生等のグローバル人材と国内外資系企業との互いの理解促進を目的とした交流会を開催。30ヶ国・地域以上のグローバル人材約820名と国内の外資系企業約150社が参加。</p> <p>2. 「農林水産物・食品の輸出促進」 全ての定量的指標の目標値を3年間で達成。特に成約金額においては4年間で1,256億円に上り、政府目標に大きく貢献。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評価はAとした。</p> <p>(1) 「農林水産物の輸出力強化戦略」の策定支援と実行 政府の「農林水産物の輸出力強化戦略」策定にあたり、海外ネットワークを総動員し、国・地域別の輸出環境や課題、市場特性の情報を迅速に収集・整理した上で、提供。同戦略に基づき、海外マーケット情報や規則・制度情報を一元的に提供するポータルを開設。34か国・地域の海外バイヤーリストを公開。また、農林水産品に特化したマッチングサイト「JAFEX」</p>	

を開設。31年3月末までに延べ17,702件の売込み案件と4,465件の引合案件の登録があったほか、11,843件の商談マッチングを成立させ、新たな商談の機会を創出。また、国内外の商談会において、海外プロモーター等による販売国・地域別や品目別の品質や価格などの事前の購買ニーズと販売ニーズとの綿密な摺り合わせを実施することや、常時海外バイヤーの引合い情報をキャッチした場合に個別のマッチング支援を行う「インクワイアリーサービス」を開始することなどを通じて、4年間で前期比を185.8%上回る1,256億円の成約金額を獲得するなど商談効果を向上させた。

(2) 品目別支援体制の構築

政府の「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取り組みへの対応や農林水産物・食品についての専門性を高めるため、品目別3課を新設するとともに、品目別輸出団体と連携した取り組みを実施するなど品目別取組みを強化。その他輸出相談窓口を全国に配置し、27～30年度において延べ約51,159件の相談に対応。また延べ84カ国・地域を対象とし305本の調査を実施、事業者の輸出戦略の構築、情報収集に資するようにウェブサイトで公開した。

(3) 地域の農林水産物・食品輸出の取組みを支援、国内の広域連携・産地間連携も促進

自治体・農業団体等との連携による輸出支援強化する取り組みとして「一県一支援プログラム」を実施。27年度に全国53件を実施し、うち41件においては商談成立・初輸出に成功し、地域先行モデルを創出した。27～30年度において延べ194件を支援。日本の複数地域がまとまり、広域連携・産地間連携を実施するほか、大規模商談会への集約化を行い、効率的に商談会を開催。30年度は過去最大規模となる49カ国・地域から計291社304名のバイヤーを農林水産省の要請を受けて招へいし、展示会出展者を対象とした事前マッチング商談会及び巡覧商談を実施。

(4) 海外市場に日本産食材を浸透、定着させる取り組み

精米の輸出・流通ルートが限定されている中国への日本産コメの販売拡大を図るため、包装米飯（パックスライス）を中心としたコメ加工品について日系等のコンビニ、百貨店、スーパーなどにおける販路開拓に実施。また、海外需要の拡大、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が「日本産食材サポーター店」として認定できる仕組みを構築。31年3月末時点で4,052件となり目標件数を達成。

(5) 海外の食品安全規制等に関する調査と事業者支援

輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール・米国食品安全強化法などのテーマ別調査を合わせ、延べ84カ国・地域を対象とし305本の調査を実施（27～30年度）。輸出相談窓口において、各国規制に関する問い合わせを受け、27～30年度までで51,159件の相談に対応。また、事業者のニーズに応じたセミナーを全国各地で開催し情報提供を行った。

(6) ジャパンブランドの効果的な発信（ミラノ国際博覧会）

27年5月～10月までの6か月間、「地球に食糧を、生命にエネルギーを」をテーマに開催。ジェトロは日本政府の参加機関として日本館を運営、日本の食文化をはじめ、「食」の関連産業についてジャパンブランドとして国際社会に広く発信。日本館のイベント広場では、日本の自治体等が各地域の食に関するPRイベントを随時開催。日本館は、大型パビリオンの展示デザイン部門で「金賞」を受賞。

(7) 日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)の設置、本格始動

農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、29年4月に「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」を設置。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。30年度はJFOODOの組織体制を整備しつつ個別事業者アプローチし、JFOODOのプロモーションの内容や時期に合わせた事業者自身の販売促進の実施を促した。その結果、特に日本茶（米国）では、こうした取組みを行った事業者の輸出金額は、行わなかった事業者に比べ顕著な伸びを示し（最大719.5%）、目標（112%）を上回る品目全体の輸出額の伸び（113.0%*）の達成に貢献した。

(*）ただし、以下の理由により、JFOODOプロモーションによる本来の成果としては香港向けホタテを除いた116.6%が適切と考える。

①29年の豪雨や30年の北海道胆振東部地震等の影響を受けた北海道の噴火湾地域は、30年度のホタテ成長が悪化し大型のものが減少。大量死も発生し、水揚げ量が前年同期比で1/4以下となった。

②ホタテの供給地には季節性があり、噴火湾地域の漁期は10月～5月。JFOODOが期待した31年の春節（2月）前後の需要拡大に対し、供給力が激減した。

③このように、香港向けホタテの輸出額はプロモーションでは解決できない外的要因により著しく落ち込んだため、プロモーションの成果を測る対象に含めると結果が適切な数値とならない。

3. 「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」

重要度「高」、難易度「高」と位置付けられる定量的指標の目標値を3年で達成。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評定はAとした。

(1) 新たに中堅・中小企業向けの包括的な支援スキームを立上げ(日本全国で8,458社の海外展開を支援)
28年度以降、日本全国の関係機関(30年度末:1,118機関)と連携して、国別・産業別の専門家(30年度末:433名)による一貫した海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム事業」を本格稼働。全国の拠点を繋ぐTV会議を開催し、課題解決や業務ノウハウ等の共有を図るなど効率的に業務を実施する一方で、顧客カルテを作成し、他機関とも一体的な支援に取り組むことで、これまでに日本全国の中堅・中小企業8,458社を発掘・支援。841社のコンソーシアム支援企業の海外展開の成功を実現。

(2) IoTや健康・ヘルスケア等の新産業分野での支援を強化
海外市場の成長が期待されるIoTや健康・ヘルスケア等の新産業分野での取組を強化。IoT分野では、日本が初めてパートナーカントリーを引き受けたCeBIT2017(世界最大の国際情報通信技術見本市)やCES(世界最大の消費者家電見本市)などの展示商談会を通じ、2,028件の成約を実現(第三期中期期間中の成約件数(140件)比約14.5倍)。また、健康・ヘルスケア分野では、中国を中心に展示商談会等を通じたビジネスマッチング支援を強化し、成約件数1,419件を実現(第三期中期期間中の成約件数(78件)比約18倍)。

(3) フロンティア市場での開拓支援
個社での開拓が困難なフロンティア市場(アフリカ、中東、ロシア等)について、ミッション派遣や見本市出展などを通じた海外展開支援を実施。28年8月にケニアで開催されたTICAD VI(第6回アフリカ開発会議)に合わせて実施されたジャパンフェアでは、アフリカ見本市としては最大級の成果を創出(参加企業数95社、商談件数1,708件、成約件数171件)。ロシア最大級の産業総合博覧会「イノプロム2017」に、パートナーカントリーとして168社・団体が参加する大規模ジャパン・パビリオンを運営。

(4) ジャパンブランドの効果的な発信を通じた新規ビジネス創出支援
日本政府・地方自治体と連携し、国際博覧会での日本館の適切な設置・運営等を通じた、官民一体でのジャパンブランドの効果的な発信を実施。27年5月からのミラノ国際博覧会ではその取組が評価され、登録博覧会としては日本初の展示部門での金賞を受賞。また28年度から、コンビニエンス・ストア等の小売業者と連携して、ジャパン専用棚を設置する方式でのテストマーケティングを開始。これまでに4カ国で約30都道府県の187社456品目(うち160品目が初輸出)を約600店舗で試験販売し、結果良好の約100品目が販売継続の見込み。

4. 「我が国企業活動や通商政策への貢献」

全ての定量的指標で目標値を4年で達成。以下のとおり、質的にも高い顕著な成果を実現したことを踏まえ、当該項目の評定はAとした。

(1) 企業の海外展開に直結する経済連携協定の活用促進などの情報提供を強化
27年10月の「環太平洋パートナーシップ(TPP)大筋合意」や29年11月の「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ(CPTPP)大筋合意」、29年7月の「日EU・EPA大枠合意」、30年7月の「日EU・EPA署名」等を受け、FTA/EPA活用のための実践的な情報発信セミナーを全国各地で速やかに開催するなど、企業ニーズを踏まえた情報提供を強化。経済連携協定関連(TPP・CPTPP、日EU・EPA)では、特設ウェブサイトの新設するとともに、全47都道府県で計101回のセミナーを開催(4,100名が参加)。さらに、WTOアゼベド事務局長を招いた講演会や、戦略国際問題研究所(CSIS)との共催で、米国にてアジア太平洋広域経済圏セミナーを開催するなど、FTA/EPAの活用のための多面的な情報発信に取り組んだ。

(2) 世界情勢の変化への機動的な対応
27年7月のイランやキューバの情勢変化、8月の中国(天津)での爆発事故といった突発的な事象発生などに加えて、28年6月の「EUからの英国離脱(Brexit)」や11月の「米国大統領選挙(トランプ政権の誕生)」、30年の「米中貿易摩擦激化」などの日本企業の活動や通商環境に多大な影響を及ぼす急激な情勢変化に対して、機動的な情報収集・調査分析や情報提供を実施。「EUからの英国離脱(Brexit)」では、翌日に特設ウェブサイトの開設や緊急セミナーを開催。また、在英国日系企業の懸念や要望を日本政府の「英国のEU離脱に関するタスクフォース」において伝達。「米国大統領選挙(トランプ政権の誕生)」でも、選挙期間中から特設ウェブページを開設したことに加えて、選挙後に新政権や米国ビジネスの展望など米国関連セミナーを開催し、迅速に取り組んだ。

(3) 日系企業の海外展開とビジネス環境改善に向けた支援
各国首脳の要請と日系企業のニーズに応え、ミッション派遣やセミナーを実施。29年9月、日ASEAN経済相会議において、ジェトロが実施したEコマース調査をもとに、ASEANにおけるEコマースの問題点と解決策を提案し、ASEANにおけるECに関するルール形成の動きに貢献。また、30年10月、カンボジアのフン・セン首相訪日をとらえ、ジェトロとのバイ会談を実施。その対話の中で、日本企業にとって長年、最大の非関税障壁となっていたカムコントロール(商業省所管の輸出入検査・不正防止総局)による検査(カンボジア独自の国境検問所での税関とは別の輸出検査)について、フン・セン首相から「必ず改善する」とのコミットメントを引き出し、31年1月の撤廃に繋がった。

(4) 情報発信媒体の見直しと自己収入拡大の取組
 潜在顧客への情報発信を強化した。具体的には、①ジェトロセンサーの紙媒体を廃止し、特集レポート、地域分析レポートをウェブサイトで無料公開。②単行書をオンデマンド出版へ移行。③通商弘報の無料化。また、自己収入拡大の取組として有償での講師派遣、外部原稿執筆の増加、有料セミナーの開催回数増加、有料ライブ配信の導入を実施。

(5) アジア経済研究所の研究成果の普及
 ①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度 70 を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の 3.5 点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第 6 位にランクされた（29 年、30 年）。
 ②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29 年 6 月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。
 ③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関して、WTO、世界銀行、OECD 等との連携研究を実施。29 年 7 月には GVC 研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29 年 9 月にジュネーブで開催された「WTO パブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。
 ④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果をワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（NAP）の策定等が進展。

・「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」では、全項目で中期計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は B とした。

・「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」では、全項目で中期計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定は B とした。

・「Ⅳ. その他の事項」において、「安全管理」では、27 年度に治安面で実施が懸念されていたバグダッドやバスラでの事業につき、長期間にわたる綿密な検証及び対策を経て、実施決定の判断を下しただけでなく、予測不能かつ突発的な欧州でのテロ事件等を受けても、現地の状況や専門家による見解を踏まえ個別事業の実施有無を決定するなど責任ある対策をとった。さらに、28 年度にダッカにて邦人殺害事件が発生した際には、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催するなど、日本国内外の日本企業・日系企業への貢献を最大限図った。30 年度のナイロビ市内襲撃事件発生直後には、ナイロビ事務所が日本大使館への事件発生及び現場の商業施設に取り残された日系企業の状況等の第一報を実施。事件後、ジェトロのウェブサイト上では安全対策に関する特集ページを掲載し注意喚起を行うとともに、ナイロビ事務所駐在員がメディアの取材を通じて安全対策の重要性を発信する等の取組を行った。このように、事業への悪影響を最小限に抑えることに努力し、通常のジェトロの業務範囲にとらわれることなく、邦人安否確認などをおこない、現地日系社会等への貢献を最大限図ったことなどから、A 評定とした。その他の項目においては、中期計画における目標を着実に実施したことから、当該項目の評定を B とした。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述)
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載)

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で、組織及び業務全般にわたる検討、新中期目標の策定において特に考慮すべき事項があれば記載)

その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、政策・施策の変更への対応、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載)
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載)

4. その他事項	
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載)
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載)

様式1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価				中期目標期間評価		項目別調書No.
	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
対日直接投資の促進	A○	A○	B○	A○	A○	A○	1-1
農林水産物・食品の輸出促進	A○	A○	A○	A○	A○	A○	1-2
中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援	A○	A○	A○	S○	A○	A○	1-3
我が国企業活動や通商政策への貢献	B	A	B	A	A	A	1-4
	A	A	A	A	A	A	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
 ※3 27年度、28年度、29年度、中期見込評価は大臣評価結果、30年度、中期期間実績評価は自己評価結果。

中期計画（中期目標）	年度評価				中期目標期間評価		項目別調書No.
	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務改善の取組	B	B	B	B	B	B	2-1
組織体制・運営の見直し	B	B	B	B	B	B	2-2
調達方法の見直し	B	B	B	B	B	B	2-3
人件費管理の適正化	B	B	B	B	B	B	2-4
費用対効果の分析	B	B	B	B	B	B	2-5
民間委託（外部委託）の拡大等	B	B	B	B	B	B	2-6
業務の電子化	B	B	B	B	B	B	2-7
	B	B	B	B	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項							
自己収入拡大への取組	B	B	B	B	B	B	3-1
運営費交付金の適切な執行に向けた取組	B	B	B	B	B	B	3-2
保有資産等の見直し	B	B	B	B	B	B	3-3
決算情報・セグメント情報の公表の充実等	B	B	B	B	B	B	3-4
	B	B	B	B	B	B	
IV. その他の事項							
内部統制	B	B	B	B	B	B	4-1
情報管理	B	B	B	B	B	B	4-2
情報セキュリティ	B	B	B	B	B	B	4-3
人事管理	B	B	B	B	B	B	4-4
安全管理	A	A	B	A	A	A	4-5
顧客サービスの向上	B	B	B	B	B	B	4-6
短期借入金の限度額	B	—	—	B	—	B	4-7
財産の処分に関する計画	B	—	—	B	—	B	4-8
剰余金の使途	B	—	—	B	—	B	4-9
積立金の処分	B	B	B	B	B	B	4-10
中期目標期間を超える債務負担	B	—	—	B	B	B	4-11
	B	B	B	B	B	B	

1-1 対日直接投資の促進

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	対日直接投資の促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、3号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0394

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		27年度	28年度	29年度	30年度	
投資プロジェクト管理 件数 (計画値)	年平均 1,200件以上	平成26年度 900件	1,200件	1,200件	1,200件	1,200件		予算額(千円)	3,314,545千円	4,990,547千円	3,644,075千円	3,332,368千円
(実績値)	—	—	1,617件	1,775件	1,741件	1,734件		決算額(千円)	3,486,687千円	4,014,241千円	3,294,454千円	2,912,382千円
(達成度)	—	—	134.8%	147.9%	145.1%	144.5%		経常費用(千円)	3,469,103千円	3,986,785千円	3,285,422千円	2,890,599千円
誘致成功件数 (計画値)	中期目標 期間中に 470件以上	前中期目標期 間実績：年平 均78件	110件	115件	120件	150件 ※125件から 目標引き上げ		経常利益(千円)	△48,797千円	39,311千円	5,307千円	212,360千円
(実績値)	—	—	160件	174件	193件	241件		行政コスト(千円)	2,448,896千円	3,633,661千円	2,997,605千円	2,666,243千円
(達成度)	—	—	145.5%	151.3%	160.8%	160.7%		従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	1,794人の内数
うち大型等 特定誘致案 件の誘致成 功件数 (計画値)	中期目標 期間中に 60件以上	前中期目標期 間実績：年平 均10件	15件	15件	15件	15件						
(実績値)	—	—	18件	21件	15件	18件						
(達成度)	—	—	120.0%	140.0%	100.0%	120.0%						
役立ち度ア ンケート調 査 (計画値)	4段階中上 位2項目 が8割以 上	前中期目標期 間実績：8割 以上を達成	80%	80%	80%	80%						
(実績値)	—	—	97.8%	97.5%	99.1%	98.6%						
(達成度)	—	—	—	—	—	—						

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	<p>政府目標である「2020年における対内直接投資残高の35兆円への倍増(2012年比)」に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。</p> <p>○総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外におけるトップセールス活動や海外メディア、ウェブサイト等を活用し、外国企業に対する情報発信を積極的に展開する。</p> <p>○日本貿易振興機構の対日直接投資促進業務の経験とノウハウ、海外のトップ人脈に精通した外部専門家の知見・ネットワーク、在外公館との連携など日本貿易振興機構内外の資源を総動員して、海外において攻めの営業活動・広報戦略を展開する。さらに、その受け手となる国内での誘致体制を強化して、大型案件の誘致や大規模雇用等が見込める経済波及効果の高い案件の誘致に向けた取組を重点的に実施するとともに、既投資企業に対する長期的なフォローを行い、二次投資を促進する。</p> <p>○外国企業の拠点設立に対する支援や、政策提言等の従来活動に加えて、外国企業の誘致に</p>	<p>中期目標で定められた誘致成功件数(大型等特定誘致案件目標を含む)等の目標を実現するべく、国内外のネットワークや外部専門家を積極的に活用しつつ、国内外での誘致体制を抜本的に強化し、以下の取組を行う。中期目標で定められた誘致成功件数(470件)については、平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度125件(うち大型等特定誘致案件(60件)については、各年度15件)の達成を目指す。</p> <p>平成27年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)の海外企業誘致等への支援のために措置されたことを認識し、地方実務担当者向け外国企業誘致研修等支援事業のために活用する。</p> <p>平成29年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを認識し、ベンチャー企業支援事業のために活用する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 投資プロジェクト管理件数：年平均1,200件以上 誘致成功件数：中期期間中に470件以上。平成27年度に110件、平成28年度115件、平成29年度120件、平成30年度150件(※平成30年度計画にて125件から目標引き上げ)。 うち大型等特定誘致案件：中期期間中に60件以上。各年度15件)。 役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組(トップセールス、セミナー、外国企業等の招へい等)を積極的にを行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。(関連指標：自治体等との連携件数) 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府への情報提供等の活動を行うこと。 <p>(関連指標：政府への情報提供件数)</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>27～30年度の定量的指標は以下の通り目標値を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資プロジェクト管理件数 27年度：1,617件 28年度：1,775件 29年度：1,741件 30年度：1,734件 <ul style="list-style-type: none"> 誘致成功件数 27年度：160件 28年度：174件 29年度：193件 30年度：241件 <ul style="list-style-type: none"> 大型等特定誘致案件 27年度：18件 28年度：21件 29年度：15件 30年度：18件 <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度アンケート調査 27年度：97.8% 28年度：97.5% 29年度：99.1% 30年度：98.6% <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等との連携件数 27年度：43件 28年度：68件 29年度：49件 30年度：37件 <ul style="list-style-type: none"> 政府への情報提供件数 27年度：28件 28年度：43件 29年度：42件 30年度：39件 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>【量的成果の根拠】 全ての定量的指標で目標値を達成。</p> <p>【質的成果の根拠】 (1) 抜本的に攻めの営業を強化 第四期中期計画においては、外国企業の経営層も含めて直接的な「攻め」の営業を本格化。海外での対日投資案件発掘機能、国内での既進出外資系企業による追加投資案件の発掘や国内企業とのマッチング機能等、国内外における誘致体制を抜本的に強化。日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う産業スペシャリスト、各産業分野で実務経験とビジネスネットワークを有する対日投資誘致専門員、国内主要地域において誘致活動を行う外国企業誘致コーディネーターを国内外へ配置。また、波及効果の高い6重点分野(ライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、観光、サービス、製造インフラ)の案件を発掘・支援し、569件(27年度112件、28年度133件、29年度139件、30年度185件)の成果を創出。さらに「再生医療分野」や「IoT分野」での研究開発拠点設立や、拠点設立の前段階となる日本企業・大学等との提携による実証研究について、「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金」を活用して支援し、採択16件中6件で誘致成功。</p> <p>(2) 地方への誘致支援を強化 地域拠点7カ所に自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業との強固なネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を配置したほか、各自治体の誘致施策のフェーズに応じた段階別の研修を拡充(基礎編：94自治体・団体185名参加、応用編：39自治体・団体58名参加、実践編：対日投資誘致事業15件を公募採択して実施)し、地方への誘致支援を強化。この結果、地方への誘致成功件数が増加(303件、第三期中期期間中の地方への誘致成功件数(124件)比144%増)し、地方創生に深く貢献。</p> <p>(3) 対外的な情報発信を各国・各分野で強化 安倍総理の登壇を含むトップセールスセミナーや、新興国での日本の投資環境の理解促進を目的に、アジア諸国での大型対日投資セミナーを開催。さらに、各国のスタートアップ等を対象にしたセミナーでは、オープンイノベーションに取り組む優れた技術を持つ日本企業との連携可能性を発信した。27年度から、毎年日本の対内直接投資動向の調査・分析結果を取り纏め、「ジェトロ対日投資報告」として刊行し、日本の投資環境をPRする取組を開始。</p> <p>(4) 外資系企業の課題解決に向けた取組の拡充 外資系企業に対するヒアリング調査等の実施を通じて対日投資環境改善ニーズを把握し取りまとめるとともに、政府の「対日直接投資推進会議」に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」の場を活用して、具体的な規制・行政手続の見直しを積極的に提言。その結果、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、在留資格申請のオンライン化、法人設立・登記手続等の簡素化、ジェトロ支援企業のコワーキングスペース利用による在留資格の取得を実現。また、外資系企業の人材確保の難しさの指摘を踏まえ、外国人留学生等のグローバル人材と国内外資系企業との互いの理解促進を目的とした交流会を開催。30ヶ国・地域以上のグローバル人材約820名と国内の外資系企業約150社が参加。</p> <p>【難易度：高】 誘致成功件数は外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判断などに大きな影響を受けるため、難易度が高に設定されている。</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 第四期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を平成29年度までに上回っている又は当期間中に達成する見込みであるものと認められる。 投資プロジェクト管理件数、誘致成功件数は、国内外における誘致体制の抜本的強化、安倍総理のトップセールスを含む新興国での情報発信強化等の取組によって、各年度の目標値を上回る実績を上げている。特に誘致成功件数は中期目標期間中における目標を3カ年で既に達成している。 大型等特定誘致案件についても、波及効果の高いライフサイエンス、環境・エネルギー、ICT、観光、サービス、製造インフラの6分野を重点分野とし誘致活動を強化することで、各年度の目標を達成している。 これらに加えて、「外国企業誘致コーディネーター」の配置や自治体との連携強化等によって、地方への誘致体制を強化し、地方へ誘致成功件数を増加させている。 また、政府の「対日直接投資推進会議」の場で、現場のニーズを調査して積極的に提言したことにより、世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を実現させたほか、外資系企業の人材確保に取り組むなど、対日投資環境の改善を実現させている。 以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評定はAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	

<p>積極的な自治体と共同した誘致活動や外国企業と日本企業との資本提携支援など、新たな取組を検討する。また、国家戦略特区に指定された地域の自治体とは、外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。</p>	<p>海外においては、誘致担当職員と外部専門家が企業訪問等を行うことで、誘致候補となる有望な外国企業の情報を的確に把握し、適切なタイミングで日本への進出を働きかけるとともに、在外公館や諸外国の貿易投資振興機関とのセミナー等の共催、業界団体等への共同訪問などの連携を行い、有望な企業への情報提供や投資誘致を実施する。</p> <p>国内においては、外国企業を母国語で支援できる体制を整えつつ、国内での誘致担当者を増員し、外部専門家の知見も活用して、外国企業に対する日本市場に関する情報提供や日本でのビジネスモデルの提案、訪日支援等を行い、誘致成功につなげる。また、既進出外国企業の追加・拡張投資案件（二次投資）の発掘・支援に取り組む。</p> <p>加えて、日本企業との資本提携や業務提携等を望む外国企業と、我が国企業・金融機関等とのマッチングを行う。</p> <p>こうした取組に関し、国内外で「産業スペシャリスト」を活用するとともに、本部又は主要な国内外事務所に「対日投資誘致専門員」や「地方展開支援専門員」を配置しながら、有望企業の情報を収集し、有望企業に対して日本でのビジネスを積極的に提案しつつ、具体的な投資プロジェクトを発掘、支援していく。</p>	<p>・誘致専門員 海外：20 事務所 45 名、国内：14 名 ・外国企業誘致コーディネーター 6 事務所 7 名</p> <p>29 年度： ・誘致専門員 海外：20 事務所 39 名、国内：14 名 ・外国企業誘致コーディネーター 6 事務所 7 名</p> <p>30 年度： ・誘致専門員 海外 20 事務所 38 名、国内：14 名 ・外国企業誘致コーディネーター 7 事務所 7 名</p> <p>今中期計画期間より日本に投資可能性のある有望外国企業へのアプローチを行う「海外産業スペシャリスト」（外部専門家）を配置し、誘致体制を強化。「海外産業スペシャリスト」と誘致担当職員の協働により、候補企業への営業活動を行った。</p> <p>27 年度：15 事務所 39 名 28 年度：12 事務所 34 名 29 年度：12 事務所 29 名 30 年度：7 事務所 9 名</p> <p>日本大使館・総領事館や現地の経済団体等と情報交換、対日投資セミナーの共催、対日投資関心企業に対する共同訪問等の連携による誘致活動を実施した。</p> <p>今中期計画期間より外国企業を母国語で支援することのできる外国人スタッフで構成する「国・地域別デスク」を新設。米国、中国、台湾、韓国、シンガポール、インドの各デスクを設置し、担当スタッフが該当国・地域の企業を支援。</p> <p>また、対日投資部内に、既進出外国企業による追加・拡張投資等の二次投資案件の発掘・支援を担う「外資系企業支援課」を新設。国内外外資系企業への営業活動及び個別案件支援を行うとともに、外資系企業と日本企業との連携・協業、自治体との交流を促進するイベントや、企業が日本でビジネスを展開する上で抱えている課題の解決に資するイベントを実施。</p> <p>二次投資の誘致成功件数は、以下のとおり。 27 年度：18 件 28 年度：30 件 29 年度：40 件 30 年度：62 件</p> <p>イベントの開催件数は以下のとおり。 27 年度：2 件 28 年度：6 件 29 年度：7 件 30 年度：12 件</p> <p>経済産業省が整備した外国企業と日本の中堅・中小企業の投資提携を推進する「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じて、M&A アドバイザリーファームを活用し、中小企業基盤整備機構等と連携してマッチングを行なった。</p>	<p>②情報発信の強化</p> <p>日本が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知するため、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外でのトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体が対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に</p>	<p>②情報発信の強化</p> <p>日本が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知するため、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外でのトップセールス活動を支援した。また、投資先としての日本の魅力発信を目的とした対日投資セミナーを実施。</p> <p>対日投資セミナーの開催件数、参加者（延べ人数）： 27 年度：46 件、6,109 名（うち、総理が登壇したセミナー2 件） 28 年度：163 件、13,335 名（うち、総理が登壇したセミナー2 件） 29 年度：69 件、5,440 名（うち、総理が参加した懇談会 1 件） 30 年度：62 件、6,516 名</p> <p>ジェトロのウェブサイトにも日本の投資環境、市場情報、生活環境等を紹介する資料を随時作成・改訂して掲載するなど、広報コンテンツの拡充を実施。対日投資 PR パンフレット「Talk to JETRO First」を計 20 カ国語で発行。日本の対内直接投資の動向をとりまとめた分析するとともに、日本の投資環境を PR する「ジェトロ対日投資報告」（日・英）を 27 年度に初めて刊行して以来、毎年度刊行。</p> <p>また、日本の対内直接投資の現状やジェトロの支援事業等に関して、海外メディアからのインタビューに対応することで情報発信を</p>		
	<p>②情報発信の強化</p> <p>総理、閣僚、大使、自治体首長等によるトップセールス活動を積極的に支援するとともに、現地での対日直接投資セミナー・シンポジウムを開催することにより、我が国政府や自治体が対日直接投資を歓迎している姿勢を世界に発信する。また、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等を紹介するパンフレット、マーケット・レポート等のコンテンツの充実を図り、メディアやウェブサイト等を活用して、外国企業に</p>	<p>②情報発信の強化</p> <p>日本が外国企業による投資を歓迎している姿勢を広く周知するため、総理・閣僚・大使・自治体首長等による海外でのトップセールス活動を支援した。また、投資先としての日本の魅力発信を目的とした対日投資セミナーを実施。</p> <p>対日投資セミナーの開催件数、参加者（延べ人数）： 27 年度：46 件、6,109 名（うち、総理が登壇したセミナー2 件） 28 年度：163 件、13,335 名（うち、総理が登壇したセミナー2 件） 29 年度：69 件、5,440 名（うち、総理が参加した懇談会 1 件） 30 年度：62 件、6,516 名</p> <p>ジェトロのウェブサイトにも日本の投資環境、市場情報、生活環境等を紹介する資料を随時作成・改訂して掲載するなど、広報コンテンツの拡充を実施。対日投資 PR パンフレット「Talk to JETRO First」を計 20 カ国語で発行。日本の対内直接投資の動向をとりまとめた分析するとともに、日本の投資環境を PR する「ジェトロ対日投資報告」（日・英）を 27 年度に初めて刊行して以来、毎年度刊行。</p> <p>また、日本の対内直接投資の現状やジェトロの支援事業等に関して、海外メディアからのインタビューに対応することで情報発信を</p>				

		<p>対する情報発信を積極的に展開する。さらに、「国家戦略特区」における規制改革や企業立地インセンティブの海外広報や利用の働きかけを通じ、同特区への外国企業誘致に注力する。</p>		<p>施。</p> <p>国家戦略特区の取組である「東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）」との連携の一環として、対日投資案件企業に対してTOSBEC 利用の働きかけるとともに、東京都との共催によるセミナーを通じてジェトロ及びTOSBECのサービスの広報、国際線機内誌への広告掲載等の広報協力を実施した。</p>			
		<p>③経済波及効果の高い重点分野への支援 対日直接投資誘致支援を行うに当たっては、対内直接投資残高増や我が国・地域への経済的効果の観点から、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点や産業の高度化に貢献する研究開発拠点及び地域統括拠点を設立する案件、我が国の地域経済の活性化や産業基盤を強化するなど一定の経済効果が見込まれる案件等の誘致に重点を置く。特に、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大が見込まれるとともに外国企業ニーズの高い分野における誘致活動に注力する。また、これまで対日直接投資の多かった欧米、アジア地域のみならず、対日直接投資の可能性のある企業が増加している中東・中南米などの新興国からの投資誘致にも取り組む。</p>		<p>③経済波及効果の高い重点分野への支援 産業の高度化に資する研究開発拠点や雇用創出効果の高い製造拠点・流通拠点、地域経済の活性化や一定の経済波及効果が見込まれる拠点等の高付加価値拠点の誘致活動を強化。「海外産業スペシャリスト」によるグローバル企業へのアプローチとビジネスモデルの提案、「対日投資誘致専門員」による個別ビジネスマッチング支援、製造拠点・研究開発拠点等の立地戦略提案、個別招へい等の支援メニューを重点的に提供。27年度及び28年度は、再生医療分野及びIoT分野での研究開発拠点設立や、日本企業・大学等との連携による実証研究・FS 調査を支援する「グローバルイノベーション拠点設立等支援事業補助金」を活用した支援を実施。</p> <p>大型等特定誘致案件の誘致成功件数は以下のとおり。 27年度：18件 28年度：21件 29年度：15件 30年度：18件</p> <p>外国企業の関心が高く、今後成長が見込まれる環境・エネルギー、ライフサイエンス、ICT、製造・インフラ、観光、サービスを重点6分野として、国内産業の補完、新しいビジネスモデルや技術の導入等に資する案件を重点的に支援。「海外産業スペシャリスト」による有望企業へのアプローチと市場情報の提供、「対日投資誘致専門員」による個別ビジネスマッチング支援等を実施。</p> <p>中東・中南米などの新興国からの投資誘致を目的に、対日投資セミナー等による情報発信を実施。各地域におけるセミナー開催件数、誘致成功件数は以下のとおり。 27年度：中東（セミナー1件、誘致成功1件） 28年度：中東（セミナー6件、誘致成功2件） 中南米（セミナー1件、誘致成功1件） 29年度：中東（セミナー4件、誘致成功2件） 中南米（セミナー1件、誘致成功0件） 30年度：中東（セミナー5件、誘致成功5件） 中南米セミナー1件、誘致成功2件）</p>			
		<p>④地方創生との連携 外国企業の誘致に積極的な自治体と一体となって実施する活動を通じ、二次投資を含む外資系企業の誘致促進に向けた支援を行い、地方創生に貢献する。例えば、自治体が策定する産業振興戦略の中に外国企業の誘致戦略を位置づける提案や、ターゲット企業へのアプローチ方法、企業向けインセンティブや外国人駐在員の生活支援策等の提案を行う。外国企業の誘致に際しては、各地の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）を積極的に活用するとともに、IBSC が設置されていない都市でも更なる誘致支援機能の強化を図る。</p>		<p>④地方創生との連携 自治体主催の会議・研究会への参加を通じた誘致戦略策定やトップセールスを含む国内外でのセミナー開催によるプロモーション、進出関心企業へのアプローチ、地域の投資環境・インセンティブなどの情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して実施。自治体との連携件数は以下のとおり。 27年度：43件 28年度：68件 29年度：49件 30年度：37件</p> <p>対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）において、外国・外資系企業の日本拠点設立・事業拡大をワンストップ・サービスにより支援。全国6カ所のIBSCのテナポラリーオフィスの利用実績は以下のとおり。 27年度：154社が利用。誘致成功160件のうち、70件がIBSC オフィスを利用。 28年度：146社が利用。誘致成功174件のうち、69件がIBSC オフィスを利用。 29年度：162社が利用。誘致成功193件のうち、85件がIBSC オフィスを利用。 30年度：137社が利用。誘致成功241件のうち、98件がIBSC オフィスを利用。</p>			

		<p>なお、IBSC 神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。</p> <p>また、国家戦略特区に指定された自治体と外国企業に対するワンストップ支援拠点の整備を協力して行う。具体的には、国家戦略特区での設置が検討されている、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「開業ワンストップセンター」と連携して、機構が支援している外国企業にワンストップセンターの利用を促すほか、ワンストップセンターの利用企業に対して機構の支援サービスを提供することで、効率的、効果的な企業誘致を行う。</p>		<p>また、国内主要地域で広域的に誘致活動を行う「外国企業誘致コーディネーター」を配置することにより、IBSC が設置されていない都市での誘致体制を強化。さらに、28 年度からは自治体等の担当者向けに、外国企業誘致事業に対する理解、企業誘致に取り組む上で必要となるスキルや知見のさらなる向上を目的とした研修を実施。研修の一環として、自治体とジェトロが共同で企画立案・実行する外国企業誘致プロジェクトを公募事業として実施。</p> <p>IBSC 神戸のテンポラリーオフィスについて、28 年度に常設スペースを廃止し、必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式に切り替えた。</p> <p>支援企業に対して「東京開業ワンストップセンター (TOSBEC)」の利用を働きかけるとともに、東京都との共催によるセミナーを通じてジェトロ及び TOSBEC のサービスの広報、国際線機内誌への広告掲載等の広報協力を実施した。</p> <p>東京都との共催セミナー件数 27 年度：2 件 28 年度：2 件 29 年度：4 件 30 年度：2 件</p> <p>その他、RBC (Regional Business Conference) の開催等、自治体と共同で企画立案・実行する誘致プロジェクトを通じて、地域と一体となった外国企業の誘致活動に取り組んだほか、自治体に対して、外資誘致のための戦略策定やコンサルテーションや中央省庁が有する有効な施策の利活用促進を通じて地域への対日直接投資を推進する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を実施した。</p>			
		<p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 対日直接投資に必要な制度・行政手続に関する相談や規制改革要望の受付等、外国企業に対する包括的な支援を行う中で、対日ビジネス環境改善に資する外資系企業からの声を集め、政府関連会議・関係省庁等に対して、日本を世界で最もビジネスをしやすい国にするための政策提言等を行う。</p>		<p>⑤ビジネス環境の改善に向けた政策提言 今中期計画期間より、ジェトロの有する外資系企業のネットワークを活用し、対日投資環境改善ニーズを把握するためのアンケート調査を実施。調査回答を取りまとめた「ジェトロ対日投資報告」にて、日本でビジネスを行う上での阻害要因として発表するとともに、内容を精査した上、企業へのヒアリングを実施。28 年度は、その一部を政府の対日直接投資推進会議に設置された「規制・行政手続見直しワーキンググループ」において改善要望として提言。この結果、世界最速級での永住権の取得を可能にする「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設や法人設立・登記手続等の簡素化が実現、さらに在留資格申請のオンライン化に向けた取組が進んでいる。</p> <p>29 年度からは「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入。100 名超の誘致担当者が 1,000 社超の支援企業に寄り添い、規制・行政手続に係る課題を含めたニーズを積極的に吸い上げ、政府に提言するなど、きめ細かなサポートを提供。</p> <p>30 年度には、「対日投資ホットライン」を通じて寄せられた日本のビジネス環境の改善要望を受け、関係省庁に働きかけた結果、一定の条件の下、事業所がコワーキングスペース等でも「経営・管理」の在留資格が取得可能となる特例措置を法務省が実施 (30 年 11 月～)。</p>			
		<p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組 東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 といった我が国で開催される国際的に注目の高いイベント (以下「東京オリンピック等」という) の開催に向けて、訪日観光客の増加やインフラの整備など国内でのビジネスチャンスの拡大が見込まれる中、観光、健康・スポーツ、インフラなど外国企業による関心の高まる産業分野での対日直接投資</p>		<p>⑥東京オリンピック等に関連した対日直接投資誘致等の取組 観光、健康・スポーツ、インフラ等の関連分野の対日投資関心企業の発掘・支援を実施。日本に対する国際的な注目が高まる中、自治体との協働による企業招へいを通じて地域の魅力の発信を強化。訪日観光客の増加を受けて、国内における観光客の受け入れ基盤の強化と地域経済の活性化に資するべく、観光分野を重点分野の一つとして定め、日本への進出を検討する企業をターゲットとしたセミナーや有望企業の招へいを実施。</p>			

		誘致活動を積極的に展開するとともに、ジャパンブランドの発信や訪日観光客の誘致の取組と連携しつつ行う。					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

1-2 農林水産物・食品の輸出促進

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	農林水産物・食品の輸出促進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0394

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度	
輸出支援件数（延べ社数）（計画値）	年平均3,200件以上、かつ、平成29年度及び平成30年度で年平均4,160件以上	前中期目標機関実績：年平均2,459件	3,200件	3,200件	4,160件	4,160件			予算額（千円）	4,560,582千円	4,531,732千円	8,402,646千円	7,323,574千円
（実績値）	—	—	4,354件	4,654件	5,877件	7,365件			決算額（千円）	4,720,604千円	4,567,663千円	6,341,243千円	6,888,177千円
（達成度）	—	—	136.1%	145.4%	141.0%	177.0%			経常費用（千円）	4,707,828千円	4,542,615千円	6,319,549千円	6,844,852千円
輸出成約金額（見込含む）（計画値）	中期目標期間中に676億以上、かつ平成29年度及び平成30年度で合計436億円以上	前中期目標期間実績：年平均72.3億円	115億	125億	210億	226億			経常利益（千円）	△68,698千円	32,923千円	6,358千円	257,893千円
（実績値）	—	—	271.4億	224.3億	315.7億	444.6億			行政コスト（千円）	3,188,966千円	3,948,598千円	5,612,214千円	6,153,018千円
（達成度）	—	—	236.0%	179.4%	150.3%	196.7%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	1,794人の内数
役立ち度アンケート調査（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%							
（実績値）	—	—	97.4%	97.3%	97.5%	97.7%							
（達成度）	—	—	—	—	—	—							
プロモーション参加事業者の対象品目・地域向け年間輸出額の前年度比						前年度比112%以上							
（実績値）						前年度比113.0% (特殊要因のホタテを除け116.6%)							

<p>する。</p> <p>○規制緩和、証明書発行体制の整備等、輸出関連の制度的対応ニーズを把握し、政府当局への働きかけを行うとともに、制度的対応が行われたタイミングをとらえて市場開拓支援事業を展開するなど、制度的対応支援から具体的なビジネス促進までの一貫した支援に引き続き取り組む。</p> <p>○地域活性化の観点から、自治体等と連携して、地域の特色を活かした輸出支援を行う。</p>	<p>は、「総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）」に基づいて措置されたことを認識し、農林水産物・食品のグローバル市場開拓に向けた支援のために活用する。</p> <p>①オール・ジャパンでの取組支援 品目別輸出団体等が行うジャパンブランドの確立、輸出に向けた事業者育成及びマーケティングなど商流構築に向けた支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標を達成しているか。 ・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p>①オール・ジャパンでの取組支援</p> <p>1. 輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 輸出に関心のある農林漁業者等に対して、輸出に取り組むに当たって必要な情報を提供するため以下のセミナーを全国の主要都市で延べ512件開催。参加者数は27年度から30年度までで22,837名。</p> <p>①商談スキルセミナー ②農林水産物・食品輸出マーケティング基礎講座（マーケティング・スクール） ③海外マーケットセミナー ④品目別セミナー ⑤テーマ別セミナー</p> <table border="1" data-bbox="893 682 1504 926"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催実績数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>192</td> <td>7,042</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>110</td> <td>5,140</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>114</td> <td>5,924</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>96</td> <td>4,731</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 輸出プロモーターの設置と個別企業支援 経験豊富な食品分野専門家（輸出プロモーター）を全国に配置し、輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘。輸出戦略の策定から、輸出体制の構築、マーケット・バイヤー情報の収集、見本市での商談支援、契約締結までを一貫支援した。</p> <table border="1" data-bbox="893 1079 1504 1323"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>配置人数</th> <th>支援企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>15</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>14</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>14</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>14</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、28年度からは新輸出大国コンソーシアム事業を活用し、より幅広い事業者を対象に支援を開始。28年度338社、29年度682社、30年度447社を支援。</p> <p>3. テストマーケティングによる商流構築支援 27年度、新興市場の開拓に向けて、農林水産物等の輸出に繋がる現地情報の収集を目的としたテストマーケティングを実施した。新規事業として、小売店等の中で試験販売、プロモーション、モニタリング等を実施する拠点をアジア・欧米6カ所に設置し、計404社934品目（延べ）を出品。試験販売後は、現地での販売実績や消費者アンケート（味の好みや購入意向等の5段階評価）、専門家からのアドバイス（改善点等）を取りまとめて出品企業にフィードバックした。</p> <p>4. 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）によるプロモーション戦略の策定・実行 農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、29年4月に「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」を設置。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。30年度はJFOODOの組織体制を整備しつつ個別事業者にアプローチし、JFOODOのプロモーションの内容や時期に合わせた事業者自身の販売促進の実施を促した。その結果、特に日本茶（米国）では、</p>	年度	開催実績数	参加者数	27年度	192	7,042	28年度	110	5,140	29年度	114	5,924	30年度	96	4,731	年度	配置人数	支援企業数	27年度	15	118	28年度	14	134	29年度	14	149	30年度	14	130	<p>（5）海外の食品安全規制等に関する調査と事業者支援 輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール・米国食品安全強化法などのテーマ別調査を合わせ、延べ84カ国・地域を対象とし305本の調査を実施（27～30年度）。輸出相談窓口において、各国規制に関する問い合わせを受け、27～30年度までで51,159件の相談に対応。また、事業者のニーズに応じたセミナーを全国各地で開催し情報提供を行った。</p> <p>（6）ジャパンブランドの効果的な発信（ミラノ国際博覧会） 27年5月～10月までの6か月間、「地球に食糧を、生命にエネルギーを」をテーマに開催。ジェトロは日本政府の参加機関として日本館を運営、日本の食文化をはじめ、「食」の関連産業についてジャパンブランドとして国際社会に広く発信。日本館のイベント広場では、日本の自治体等が各地域の食に関するPRイベントを随時開催。日本館は、大型パビリオンの展示デザイン部門で「金賞」を受賞。</p> <p>（7）JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）の設置、本格始動 農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、29年4月に「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」を設置。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。30年度はJFOODOの組織体制を整備しつつ個別事業者にアプローチし、JFOODOのプロモーションの内容や時期に合わせた事業者自身の販売促進の実施を促した。その結果、特に日本茶（米国）では、こうした取り組みを行った事業者の輸出金額は、行わなかった事業者に比べ顕著な伸びを示し（最大719.5%）、目標（112%）を上回る品目全体の輸出額の伸び（113.0%*）の達成に貢献した。</p> <p>（*）ただし、以下の理由により、JFOODOプロモーションによる本来の成果としては香港向けホタテを除いた116.6%が適切と考える。 ①29年の豪雨や30年の北海道胆振東部地震等の影響を受けた北海道の噴火湾地域は、30年度のホタテ成長が悪化し大型のものが減少。大量死も発生し、水揚げ量が前年同期比で1/4以下となった。 ②ホタテの供給地には季節性があり、噴火湾地域の漁期は10月～5月。JFOODOが期待した31年の春節（2月）前後の需要拡大に対し、供給力が激減した。 ③このように、香港向けホタテの輸出額はプロモーションでは解決できない外的要因により著しく落ち込んだため、プロモーションの成果を測る対象に含めると結果が適切な数値とならない。</p>	<p>出口を策定も引き続き関係省庁、団体等と連携した取組みを強化し、次期中期目標期間の活動・成果につなげてゆく必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
年度	開催実績数	参加者数																																		
27年度	192	7,042																																		
28年度	110	5,140																																		
29年度	114	5,924																																		
30年度	96	4,731																																		
年度	配置人数	支援企業数																																		
27年度	15	118																																		
28年度	14	134																																		
29年度	14	149																																		
30年度	14	130																																		

			<p>こうした取組みを行った事業者の輸出金額は、行わなかった事業者に比べ顕著な伸びを示し（最大719.5%）、目標（112%）を上回る品目全体の輸出額の伸び（113.0%*）の達成に貢献した。</p> <p>(*）ただし、以下の理由により、JFOODO プロモーションによる本来の成果としては香港向けホタテを除いた116.6%が適切と考える。 ①29年の豪雨や30年の北海道胆振東部地震等の影響を受けた北海道の噴火湾地域は、30年度のホタテ成長が悪化し大型のものが減少。大量死も発生し、水揚げ量が前年同期比で1/4以下となった。 ②ホタテの供給地には季節性があり、噴火湾地域の漁期は10月～5月。JFOODO が期待した31年の春節（2月）前後の需要拡大に対し、供給力が激減した。 ③このように、香港向けホタテの輸出額はプロモーションでは解決できない外的要因により著しく落ち込んだため、プロモーションの成果を測る対象に含めると結果が適切な数値とならない。</p> <p>②輸出相談窓口としてのワンストップ・サービスの強化 1. 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化 我が国の農林水産物の輸出上位国および新興国各地のマーケット情報・規制情報を収集するとともに、ハラール認証・米国食品安全強化法等の調査を実施。</p> <table border="1" data-bbox="893 682 1484 924"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査対象国・地域</th> <th>調査本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>17</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>20</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>17</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>30</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、国内事務所全てに輸出相談窓口を設置。農林水産物の輸出に取り組む事業者からの問い合わせに対応し、必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言を行うワンストップステーションとしての体制を構築した。</p> <table border="1" data-bbox="893 1052 1484 1293"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談窓口数</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>43</td> <td>11,757</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>45</td> <td>13,902</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>45</td> <td>12,800</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>45</td> <td>12,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>28年度からは、情報一元化ポータルサイトとして、農林水産物・食品分野の輸出関心事業者を対象に情報をまとめてわかりやすく提供するサイトを公開するとともに、「日本産農林水産物・食品輸出マッチングサイト（JAFEX）」を構築し、ウェブ上でのマッチングサービスを開始した。</p> <p>2. 海外連絡協議会の設置と在外公館、業界団体等と連携した海外の規制情報の収集と所管省庁と協力した対応 「農林水産物の輸出力強化戦略（輸出戦略）」に掲げられる重点国・地域等に進出した日系食品関連企業が抱える、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題に関して協議する海外連絡協議会を開催し、海外進出した食品企業の事業展開を支援した。</p> <p>3. 検疫や食品安全規制等の解禁、緩和が行われた際のプロモーションの実施 在外公館や農林水産省等と連携しながら、日本産の農林水産物・食品のニーズや、規制・制度および通関、検疫での課題等に関する情報を収集し、定期的に（毎月あるいは2カ月に1回程度）、大臣および内閣総理大臣補佐官に報告を行った。報告内容は関係省庁にも共有され、円滑な輸出を妨げる課題の洗い出し等に役立てられたことで、輸出環境の整備・改善に大きく貢献した。 柿の米国向け輸出に関し、関係団体協力の下、新たな商流の確保などに向けイベントを実施したほか、豪州に関しては30年度の輸出解禁</p>	年度	調査対象国・地域	調査本数	27年度	17	35	28年度	20	90	29年度	17	58	30年度	30	122	年度	相談窓口数	相談件数	27年度	43	11,757	28年度	45	13,902	29年度	45	12,800	30年度	45	12,700			
年度	調査対象国・地域	調査本数																																		
27年度	17	35																																		
28年度	20	90																																		
29年度	17	58																																		
30年度	30	122																																		
年度	相談窓口数	相談件数																																		
27年度	43	11,757																																		
28年度	45	13,902																																		
29年度	45	12,800																																		
30年度	45	12,700																																		

③海外でのマーケティング活動の強化
 現在主流の日系の卸売・小売業者を通じた商流に加え、現地系の商流を開拓し、これまで以上に海外での販売ルートを拡大するため、品目別輸出団体及び現地バイヤーのニーズや事業効果を踏まえつつ、海外見本市や国内外の商談会を開催する。

また、マーケティングやプロモーション、現地バイヤーの発掘や日本製品のPR、販路の拡大及び海外消費者ニーズやライフスタイルの把握等を行うための拠点を設置するなど海外でのマーケティング活動を強化する。

にあわせてプロモーションイベントを行い、日本産柿の認知度向上に貢献した。

③海外でのマーケティング活動の強化
 1. 国内商談会の開催による商流開拓支援
 海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と海外の有望なバイヤーとの商談会を国内で開催した。商談会開催に併せ、海外バイヤーに対する日本産農林水産物・食品のPR等のため、産地・卸売市場等の視察を開催した。

年度	国内商談会開催件数
27年度	33
28年度	46
29年度	34
30年度	42

2. 海外商談会の開催による商流開拓、販路拡大支援
 輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外にて開催した。効果的な商談会実施のため、現地の状況にあわせて参加者向けの現地市場視察、海外バイヤー向けセミナー、調理デモ等を実施。

年度	海外商談会開催件数
27年度	10
28年度	11
29年度	23
30年度	22

3. 海外見本市への出展による商流開拓、販路拡大支援
 海外で開催される農林水産物・食品分野の見本市にジャパン・パビリオンを設置し、輸出に意欲的な我が国企業等の海外販路拡大を支援した。

年度	海外見本市開催件数
27年度	20
28年度	21
29年度	23
30年度	23

海外主要都市に、農林水産・食品分野での経験・実績をもつ現地の食品市場に詳しい人材を海外プロモーターとして配置。事業者に対して相談対応・情報提供やビジネスマッチング支援を実施した。さらに、新規海外バイヤーの発掘や現地市場に関する情報収集等も行った。

年度	国・地域	人数	相談件数
27年度	23	38	1,143
28年度	23	36	1,286
29年度	23	41	1,207
30年度	22	38	1,127

海外プロモーターが講師を務めたセミナーでは、参加者から「現地ならではの具体的な情報が入手できた」など高い評価を得ることができた。また、規模の大きな海外見本市や商談会の約3ヶ月前に本セミナーを開催することで、出品者など輸出に取り組む事業者向けに、事前

			<p>に現地市場の情報を提供した。28年度からはウェブ上でセミナーのライブ配信を行い、地方の事業者に対する情報提供にも取り組むとともに、複数国・地域の市場をまとめて紹介し、地域単位での市場の特徴を紹介した。また、海外商談会に参加予定の企業に対し、商談会の数カ月前に、海外プロモーターが商品サンプルを見ながらアドバイスをを行う個別面談の機会を設けた。商品パッケージなどがより現地に受け入れられ易くなるようアドバイスをを行った結果、現地バイヤーから高い評価を得るとともに、成約につながった。</p>			
		<p>また、事業者が主体的に輸出戦略を策定し、着実に販路開拓ができるように、実践的なマーケティング手法の提供や商社・物流会社等とのマッチング機会の設定を行い、事業者の輸出体制作りを支援する。</p>	<p>農林水産物・食品輸出マーケティング基礎講座（マーケティング・スクール）、海外マーケットセミナー開催によるマーケティング手法の提供や、国内商談会、海外商談会等を通じた商社・物流会社等マッチング機会の提供を行い、輸出体制作りを支援した。</p>			
		<p>さらに、機構内に創設する日本食品海外プロモーションセンターにより、ブランディングやプロモーション等の強化を図る。</p>	<p>JFOOD0の取り組みによるブランド構築のためのプロモーションの強化 農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として、29年4月に「日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）」を設置。29年度は5品目7テーマを第一次取り組みテーマとしてプロモーションを実施した。30年度はJFOOD0の組織体制を整備しつつ個別事業者アプローチし、JFOOD0のプロモーションの内容や時期に合わせた事業者自身の販売促進の実施を促した。（再掲）</p>			
		<p>④食と関連製品・サービス産業との連携 単なる商品や商品ごとの輸出の促進にとどまらず、「和食」及び「日本食」を核としつつ関連製品やサービス、観光など周辺ビジネスと連携した取組を行う。</p>	<p>④食と関連製品・サービス産業との連携 29年度より海外で日本産食材を販売・提供している小売店、レストランを対象に「日本産食材サポーター店認定制度」を展開。農水大臣のトップセールスイベント（29年7月：上海）などで同制度をPR。海外食品見本市 HOFEX（29年5月：香港）でのPR、サポーター店同士を連携させるスタンプラリーなどを通じ、認定店の数は31年3月末現在で4,052件となり目標件数を達成。</p> <p>【食の関連製品・周辺ビジネスとの連携】 「Food Expo 2015」への出展にあわせ、併催の茶業専門見本市「Hong Kong International Tea Fair」に初めて出展した。同茶業専門市では、農林水産省本省玄関に展示されている3畳大の茶室を輸送・展示し、日本茶輸出促進協議会が茶道パフォーマンスを実施するなど、日本茶だけでなく、日本茶文化を売り込んだ結果、商談件数472件、成約件数（見込含む）61件、成約金額（見込含む）1,982万円という成果をあげた。茶室についても引き合いが10件寄せられた。その他周辺ビジネスの支援として、29年度より物流セミナー（年3回）を開始。物流事業者と生産事業者とのネットワーキングやビジネスチャンスのきっかけづくりに取り組んだ。</p> <p>また29年1月、ベトナムへの「梨」輸出解禁を受け、同年8～11月にイオングループやコンビニエンス・ストアでの販売会を開催。被災3県（福島県、宮城県、茨城県）産の梨の輸出を支援した。その結果、震災以降輸出実績のなかった福島の梨輸出量は震災前水準（10トン）まで回復した。同様に前年に輸出実績がなかった宮城産梨は、5トンの輸出を実現。茨城産梨は初めてのベトナム向け輸出を実現するとともに同県の前年輸出総量比1.4倍である7トンの輸出が実現した。</p>			
		<p>また、クールジャパンの取組との連携を通じて、外食産業の海外展開支援、日本産品の訴求力をより高めた効果的な輸出促進活動、日本食のブランド確立に向けた取組を行う。</p>	<p>精米の輸出・流通ルートが限定されている中国への日本産コメの販売拡大を図るため、包装米飯を中心としたコメ加工品について、日系等のコンビニ、百貨店、スーパーなどにおける販路開拓の取り組みを実施。中国バイヤーとのマッチング商談会（28年度12月）、中国各地（上海、北京、成都など）でのテスト販売（28年度3月～）、上記テスト販売拠点への集客・プロモーション活動の一環としてSNSの活用や都内でのPRステーション設置（28年度3月～）、中・高級レストランで包装米飯を使用した「どんぶり」メニューを試験的に提供（28年度3月～29年度4月）した。</p>			
		<p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組</p>	<p>⑤地域の農林水産物・食品輸出の取組 自治体や関係機関と連携し、商談事業等を効果的に活用することで成</p>			

		<p>地方創生の観点から、地方の農林水産物の輸出を拡大するため、自治体や農業団体等の関係機関との連携を強化し、一次産品を中心とした地方の特色ある農林水産物・食品の輸出支援をさらに発展させるとともに、同種の品目を扱う地域間での連携や近隣地域間での連携を支援し、共同輸出等新たなモデル構築による成功例の創出を目指す。</p>		<p>功事例の創出に取り組む「一県一支援プログラム」を実施。27年度に全国53件を実施し、うち41件においては商談成立・初輸出に成功し、地域成功モデルを創出した。27～30年度までで延べ194件を支援。</p> <p>また28年度は日本の複数地域のまとまった売り込みにより商談規模の拡大を図り、オール・ジャパンで海外市場に日本産食材を浸透・定着させる取り組みを実施。また広域連携を新たに一部の地域で導入。29年度には国内初の農林水産物・食品に特化した新規展示会を共催。海外バイヤー224社233名を招へい。30年度は農林水産省の要請を受け、過去最大規模となる49カ国・地域から計291社304名のバイヤーを招へいし、展示会出展者を対象とした事前マッチング商談会及び巡覧商談会を実施。</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1-3 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1～5号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 【重要度：高】、【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0131、0394、0410、0411、0424、0425、0427

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度	
新たな輸出・投資等の海外展開成功社数 (計画値)	年平均400社以上	平成25年度 190社	400社	400社	400社	400社			予算額(千円)	19,397,755千円	21,101,466千円	25,586,472千円	22,895,689千円
(実績値)	—	—	595社	587社	586社	664社			決算額(千円)	20,409,152千円	18,257,634千円	20,190,262千円	21,055,686千円
(達成度)	—	—	148.8%	146.8%	146.5%	166.0%			経常費用(千円)	20,373,352千円	18,134,414千円	20,127,206千円	20,818,819千円
輸出・投資等の海外展開支援件数 (延べ社数) (計画値)	年平均3,600件以上	前中期目標期間実績: 年平均3,457件	3,600件	3,600件	3,600件	3,600件			経常利益(千円)	53,546千円	394,270千円	372,395千円	2,119,123千円
(実績値)	—	—	6,010件	5,732件	7,115件	7,034件			行政コスト(千円)	10,082,882千円	14,530,561千円	15,141,637千円	15,399,536千円
(達成度)	—	—	166.9%	159.2%	197.6%	195.4%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	1,794人の内数
貿易投資相談件数 (計画値)	年平均61,800件以上	前中期目標期間実績: 年平均59,099件	61,800件	61,800件	61,800件	61,800件							
(実績値)	—	—	93,252件	93,190件	88,864件	102,701件							
(達成度)	—	—	150.9%	150.8%	143.8%	166.2%							
知的財産権等に関わる相談件数 (計画値)	年平均1,500件以上	前中期目標期間実績: 年平均1,443件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件							
(実績値)	—	—	2,175件	2,439件	2,408件	2,516件							
(達成度)	—	—	145.0%	162.6%	160.5%	167.7%							
新輸出大国コンソーシ	—	—	—	2,000社	2,000社	—							

<p>外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。</p> <p>○「日本再興戦略」等の政策及び我が国産業界のニーズ等を踏まえ、サービス、健康・長寿、環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進など、我が国が強みを有する産業、技術・ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、個別企業のビジネス組成など、成果創出に向けて、効果的かつ効率的な支援を行う。また、これら日本の優れたモノ、サービス、観光などの周辺ビジネスを有機的に連携し、積極的に海外展開することで、日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要を喚起するとともに、訪日外国人の増加などを狙う。</p> <p>○市場の拡大が期待される新興国等における日本企業の市場開拓を積極的に支援するため、日本貿易振興機構が中核となつて、海外展開機関との密接な連携による現地での課題対応や海外人材とのネットワークの構築を図る。また、その市場開拓に向けては、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度、競合国企業との競争環境等を勘案し、それぞれの国・地域に応じた戦略的な取組を官民一体となつて実施する。その際、産業育成やビジネスを通じた社会的課題解決に向けた支援等を実施し、我が国のプレゼンスを向上させるとともに、相手国政府等との関係強化を図りつつ、日本企業の市場開拓に向けた環境整備を行う。</p> <p>○中堅・中小企業等においては、海外展開に必要な人材やノウハウ・経験の不足がボトルネックとなっていることから、グローバル人材の育成、海外展開に関する情報・知識の提供など、中小企業等の海外展開に取り組む企業の裾野の拡大と能力向上に資する事業を展開</p>	<p>投資等の海外展開成功社数の年平均 400 社の創出に向けて、海外展開実現の途上にある個別企業の継続支援を行いながら、国内事務所が地元金融機関や関係機関と連携して有望企業を発掘し、それら企業に寄り添って、機構が有する様々な支援ツールを組み合わせたきめ細やかな支援を行うとともに、専門家を活用した個別企業支援（ハンズオン支援）を充実させ、その達成を目指す。</p> <p>さらに、海外展開支援を行うに当たっては、対日直接投資の促進や訪日観光客の誘致などに繋がる海外の有望な企業情報や案件情報を機構内で適切に共有し、双方向での効果的・効率的な事業実施を行う。</p> <p>平成 27 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された交付金については、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日一億総活躍国民会議取りまとめ)及び「総合的な T P P 関連政策大綱」(平成 2 7 年 1 1 月 2 5 日 T P P 総合対策本部決定)の中堅・中小企業など我が国企業の新市場開拓等への支援のために措置されたことを認識し、海外展開戦略等支援事業のために活用する。</p> <p>平成 28 年度補正予算(第 2 号)により追加的に措置された交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成 2 8 年 8 月 2 日閣議決定)の 21 世紀型のインフラ整備の推進及び中小企業・小規模事業者の支援を図るため行う海外展開支援のために措置されたことを認識し、新市場進出等支援事業、IoT 等連携推進事業、地域未来投資促進事業のために活用する。</p> <p>平成 29 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された交付金については、生産性革命の実現を図るため、及び「総合的な T P P 等関連政策大綱(平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日 T P P 等総合対策本部決定)」に基づいて措置されたことを認識し、ベン</p>	<p>の発効までに延べ 4,000 社への支援：28 年 2,000 社、29 年 2,000 社</p> <p>30 年度に「新輸出大国コンソーシアム」市場開拓・事業拡大の成功社数 330 社の達成および欧州への海外展開支援：1,000 社</p> <p><その他の指標> 自治体等のニーズや地域の特性を踏まえつつ、地域が強みを持つ分野・産品等を有機的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。(関連指標：地域支援プロジェクト形成件数) 海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携したパビリオン形成を積極的に行い、ジャパンプランドの効果的な発信に繋げること。(関連指標：関係機関との連携件数) ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通商政策や企業活動の円滑化に資すること。(関連指標：相手国政府等への協力事業の実施件数)</p> <p><評価の視点> 定量的指標を達成しているか。 上述のアウトカムの実現が図られているか。</p>	<p>30 年度：102,701 件</p> <p>・知的財産権等に関わる相談件数： 27 年度：2,175 件 28 年度：2,439 件 29 年度：2,408 件 30 年度：2,516 件</p> <p>・役立ち度アンケート調査： 27 年度：96.8% 28 年度：96.7% 29 年度：97.4% 30 年度：96.4%</p> <p>・新輸出大国コンソーシアム事業の海外展開情報・戦略等支援社数： 28 年度：4,062 社 29 年度：3,026 社 30 年度：1,370 社</p> <p>・新輸出大国コンソーシアム事業の海外展開情報・戦略等支援社数 (EU)： 30 年度：1,863 社</p> <p>(関連指標) ・地域支援プロジェクト形成件数 27 年度：109 件 28 年度：115 件 29 年度：195 件 30 年度：151 件</p> <p>・関係機関との連携件数 27 年度：106 件 28 年度：52 件 29 年度：90 件 30 年度：52 件</p> <p>・相手国政府等への協力事業の実施件数 27 年度：204 件 28 年度：209 件 29 年度：158 件 30 年度：129 件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>業の海外展開の成功を実現。</p> <p>(2) IoT や健康・ヘルスケア等の新産業分野での支援を強化 海外市場の成長が期待される IoT や健康・ヘルスケア等の新産業分野での取組を強化。IoT 分野では、日本が初めてパートナーカントリーを引き受けた CeBIT2017(世界最大の国際情報通信技術見本市)や CES (世界最大の消費者家電見本市)などの展示商談会を通じ、2028 件の成約を実現(第三期中期期間中の成約件数(140 件)比約 14.5 倍)。また、健康・ヘルスケア分野では、中国を中心に展示商談会等を通じたビジネスマッチング支援を強化し、成約件数 1,419 件を実現(第三期中期期間中の成約件数(78 件)比約 18 倍)。</p> <p>(3) フロンティア市場での開拓支援 個社での開拓が困難なフロンティア市場(アフリカ・中東、ロシア等)について、ミッション派遣や見本市出展などを通じた海外展開支援を実施。28 年 8 月にケニアで開催された TICADVI (第 6 回アフリカ開発会議)に合わせて実施されたジャパンプフェアでは、アフリカ見本市としては最大級の成果を創出(参加企業数 95 社、商談件数 1,708 件、成約件数 171 件)。ロシア最大級の産業総合博覧会「イノプロム」に、2017 はパートナーカントリーとして 168 社・団体が参加する大規模ジャパン・パビリオンを運営。</p> <p>(4) ジャパンプランドの効果的な発信を通じた新規ビジネス創出支援 日本政府・地方自治体と連携し、国際博覧会での日本館の適切な設置・運営等を通じた、官民一体でのジャパンプランドの効果的な発信を実施。27 年 5 月からのミラノ国際博覧会ではその取組が評価され、登録博覧会としては日本初の展示部門での金賞を受賞。また 28 年度から日系コンビニエンス・ストア等小売業者と連携して、ジャパン専用棚を設置する方式でのテストマーケティングを開始。これまでに 4 方で約 30 都道府県の 180 社 450 品目(うち 150 品目が初輸出)を 600 店舗で試験販売し、結果良好の 100 品目などが販売継続の見込み。</p> <p>【難易度：高】 外部の経済的・制度的環境や企業の経営判断などに大きな影響を受ける「新たな輸出・投資等の海外展開成功社数」がアウトカム目標として設定され、とりわけ、海外展開未経験企業を発掘・育成し、商談会等の提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要なため、難易度が高に設定されている。</p>	<p>ではあるもののポテンシャルが高い、アフリカ、中東やロシアなどのフロンティア市場へのミッション派遣や展示会出展を実施。29 年度には、20 社のフロンティア市場への海外展開を実現させた。</p> <p>さらに 29 年度からは日本発のイノベーションの創出のため、アクセラレーターによる国内研修から現地でのマッチング等までの一気通貫の支援等を実施。海外投資家から合計約 10 億円の資金調達、12 件の海外企業とのライセンス/アライアンス等の締結を実現。これらの取組によって各年度で目標を上回る成果を果たしている。</p> <p>貿易投資相談件数、知的財産権等に関わる相談件数においては、いずれも各年度で目標を上回る成果を果たしている。</p> <p>新輸出大国コンソーシアム事業の海外展開情報・戦略等支援社数においては、目標を上回る成果を果たしている。平成 28 年度から開始された取組であるものの既に 401 社の海外展開の成功を実現している。</p> <p>これらに加えて、世界最大の EC 市場である中国において同国最大のショッピングサイトへの販路開拓を支援。ベトナム、シンガポールでは現地のコンビニエンス・ストア等と連携してテストマーケティングを実施し、日本産食品の継続販売を実現した。</p> <p>日本企業の海外進出時の課題の一つである外国人材の確保について、インターンシップ事業やワークショップの開催によって支援。知的財産については、国外で日本の地名・ブランドが第三者によって先願される「冒認商標」が発生しており、当機構の支援により二カ国二件の冒認商標の取消しを実現した。以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評定は A とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 行政事業レビュー公開プロセスにおける委員のご指摘を踏まえて、費用対効果を向上させながら政府目標の達成に貢献していく必要がある。スタートアップ企業支援は、対象となる企業の母数が少なく直ちに実績につながりゆくことが困難な分野であるが、我が国の中長期的な産業競争力強化に必要な施策であり、今後増強していく必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
---	--	---	---	---	---	--

<p>する。</p> <p>○海外展開に意欲のある自治体や地方の商工団体等に対し、海外のクラスター・産業とのビジネス連携等を積極的に提案し、海外展開による地域経済の活性化を促進する。また、日本発ビジネスイノベーションの創出・展開支援を推進し、新産業創出を促進する。</p> <p>○知的財産権の取得や保護、その活用支援による海外展開支援や海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルール情報の整備等を通じて、我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>	<p>チャーター企業支援事業、海外展開等支援事業等のために活用する。</p>					
	<p>①関係機関等との連携 (a)独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携や、機構が事務局を担い自治体、金融機関、商工団体等複数機関が協力して支援を実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」の活用、(b)また、海外では、機構が中核となり在外協力機関で構成される「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」等の活用により、個別企業のニーズに応じた支援を効率的・効果的に実施する。中小企業海外展開現地支援プラットフォームについて、現地での巡回型相談会の開催や取引候補企業の斡旋等の機能の充実を図る。</p>		<p>①関係機関等との連携 経済産業省、外務省が主導する「海外展開一貫支援ファストパス制度」においてジェトロは事務局を担当。ネットワークの拡充を行うことで、個別企業のより幅広い対応を実現した。 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」では、現地の法務・労務、税務・会計に加え、パートナー探しやマーケティングに関する相談対応を行うコーディネーターを配置し、対応内容を拡大することで、個別企業の幅広いニーズに対応した。また、27年度以降、進出を検討する中小企業が多く見込まれる、マレーシア、香港、台湾、メキシコ、UAE、シカゴの6か所にプラットフォームを新設した。商談会開催の機会などに、プラットフォーム設置個所及びその近隣都市を巡回して相談会を実施した。また、27年度より取引候補企業の斡旋を目的にコーディネーターを増員し、プラットフォームの機能を拡充した。</p>			
	<p>②海外展開企業の裾野の拡大、育成等 国内事務所や海外展開一貫支援ファストパス制度をはじめとする国内ネットワークを最大限に活用して、新たに海外展開に取り組む企業を含め、海外展開に意欲のある有望企業の発掘に努めるとともに、貿易投資相談対応から事業ツールの提供までの確かな支援を提供する。さらに、海外展開のノウハウを提供する講座の開催など海外展開の経験が少ない企業向けのサービスメニューの拡充や外国人留学生の活用促進などグローバル人材の活用・育成支援を行う。企業のニーズに基づくミニ調査については、対応体制を充実させて、柔軟かつタイムリーに実施する。 特に、海外展開経験が少ないものの、優れた技術力等を有する地域の中核的な中堅・中小企業の発掘に努め、専門家を活用しつつ、戦略作りから商談支援、契約締結まで海外販路開拓に向けたパッケージ支援を行う。 また、ウェブサイトでの情報提供を、質・量ともに拡充するとともに、ビジネスライブラリーの運営や映像メディアを活用して、海外展開に役立つ情報・知識を幅広い顧客</p>		<p>②海外展開企業の裾野の拡大、育成等 「海外展開一貫支援ファストパス制度」の取り組みとして海外展開を志す中堅・中小企業を掘り起こすとともに、さらなる利便性向上のためにネットワーク拡充を図った。なお同制度は、28年3月に新たに経済産業省主導で設立された「新輸出大国コンソーシアム」に組み入れられ、その後も引き続きさらなる参加支援機関の拡大と支援企業の発掘を行った。 新輸出大国コンソーシアムの専門家や、輸出有望案件発掘・専門家を配置し、国内各地で支援対象案件を発掘するとともに、戦略作りから商談支援、契約締結まで、個々の課題に応じた支援を実施した。 専門家助成事業(27年度)や新輸出大国コンソーシアム(28年度～)において、それらスキームの利用により海外展開に至った企業の成功体験を共有するセミナーを開催した。また、初めて海外進出を検討する中小企業等を対象に基礎的な知識・ノウハウを提供する「海外投資実務講座」を開催した。 海外ビジネスを担う人材へのニーズに応えるべく、日本国内の社会人・学生を開発途上国の政府系機関、業界団体等に派遣するインターンシップ事業を29年度まで実施した。また27年度からは関係省庁・団体と連携し、留学生などの外国人の就職を支援する「外国人材活躍推進プログラム」を推進すべく、留学生の雇用をテーマにしたセミナーを開催した。30年12月25日に、未来投資戦略2018を受け、関係省庁連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」がジェトロに設置されたことを受け、同プログラムは廃止。今後は高度外国人材活躍推進プラットフォームを通じて貢献していくこととなった。 また、新輸出大国コンソーシアムを通じ、我が国企業と外国人留学生との交流の場の提供を行った。さらに29年度より、新たに海外より外国人留学生を含む高度人材を日本企業で受け入れるインターンシップ事業を実施した。 ミニ調査の質とスピードを向上させるため、案件が集中するASEANの5事務所の体制を強化して情報収集能力を高め、質の向上とともに納期の短縮を図った。また、東京本部担当者を1名増員することで国内でのスムーズな受付対応を実現した。 輸出未経験企業に特化した集中サポート・商談会を実施した。海外バイヤー招へい商談会や海外展示会への参加者に対し、事前のワークショップを通じたプレゼン指導、専門家による個別面談、商談時に使用する資料の作成支援等を実施した。 新輸出大国コンソーシアム事業の枠組みとして、個別企業のニーズを受けた海外情報調査を28年度に実施した。 ウェブサイトは、27年度に全面リニューアルを実施し、モバイル対応を進めるなど、利用者の利便性向上に努めるとともに、幅広い分野の中堅・中小企業の海外展開を促進すべく、情報の量・質の充実化を</p>			

		層に分かりやすく提供する。		図った。29年度にはジェトロHP上に「海外ビジネス情報」のポータルページを立ち上げ、利用者の更なる利便性向上に努めた。また、映像メディアについては、10分で海外ビジネスのヒントをビジュアルで紹介する番組「世界は今」のYouTubeでの配信も始める等、より幅広い顧客層への情報発信を実施した。ビジネスライブラリーは、30年2月末をもって閉館し、書籍を中心とした資料収集・提供を終了した。3月からはデータベースに絞った効率的な情報提供を行った。			
		<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化</p> <p>限られたリソースの中で効果的な支援を行うため、我が国が強みを有する産業、技術、ビジネス分野において重点産業・分野を定めて、海外展開を支援する。重点産業・分野として以下の分野を支援しながら、企業・政策ニーズに応じて、柔軟に対応する。</p> <p>(i) サービス分野</p> <p>アジア等への展開を加速させているサービス産業の海外展開を、海外マーケット情報の提供から、相談対応、ミッション派遣、商談会等のマッチング支援、ハンズオン支援まで切れ目なくかつ効果的に組み合わせて支援する。とりわけ、「和食」に代表される我が国の魅力ある食文化を背景とした外食分野や国際的に競争優位性や先進性を有するヘルスケア分野に重点的に取り組む。ヘルスケア分野においては、健康・医療機器など関連機器の輸出支援をサービス産業の海外展開支援と一体として行うことで効果的な事業展開を図るとともに、高齢化が進む一方で関連産業が未発達な中国等アジアにおける健康・長寿市場の開拓に注力する。また、日本各地に所在する海外展開のポテンシャルのある優れた中堅・中小サービス企業を積極的に発掘し、支援する。</p>		<p>③我が国が強みを有する重点分野における取組の強化</p> <p>(i) サービス分野</p> <p>サービス分野において国内外の専門家を活用し、海外市場情報の提供からハンズオン支援まで、一貫通貫の支援を実施した。外食企業に対してはニューヨーク、ホーチミン、バンコク、ジャカルタ及びハノイで、テストキッチン事業を実施。また外食を含むサービス産業関連企業を対象にしたワークショップ等を開催し、日本各所に所在するポテンシャルのある優れた中堅・中小企業を発掘・支援した。ヘルスケア分野については、医療機器分野では「MEDICA」、「Arab Health」、バイオ医薬品関連では「BIO International Convention」、「BIO Europe」などの海外の主要見本市にジャパン・パビリオンを設置、また、海外の専門代理店を国内に招へいし商談を行うなど、日本企業に効果的な商談機会を提供。個別の市場・規制関連専門情報ニーズには新輸出大国コンソーシアムのエキスパートや海外コーディネーター（米国、中国）を活用して回答。医療のフロンティア市場開拓の一環で、イラン向け医療ミッションの派遣、ブラジル医療機器セミナー等を実施した。医療の国際展開に向け29年度に一般社団法人 Medical Excellence JAPAN と業務協力覚書を締結し、タイの見本市で連携したプロモーション等を実施した。また、中国向け高齢者ケア関連製品・サービス分野での商談を目的に「日中高齢者産業交流会」を27年度に10都市、28年度に13都市、29年度に15都市で開催。30年度は16都市で開催。ASEANでは27年度にホーチミン、バンコク、28年度にハノイ、29年度にジャカルタ、30年度にマニラで消費者向けに健康管理等製品・サービスを紹介する「健康長寿広報展」を開催。27年度のバンコク広報展では健康長寿に係る日本の厚生労働省とタイ保健省による政府会合と連携実施することで制度・ビジネスの両面で日本の優位性をプロモーションした。28年度にハノイ広報展では我が国長寿研究の有識者によるフォーラムや健康関連企業によるステージイベント等を開催し11万人の消費者向けに我が国関連製品・サービスを紹介。ハノイ広報展に先立ちベトナム保健省幹部らキーパーソンを国内に招へいし、国内医療・介護施設等の視察を行い我が国関連サービスの優位性をプロモーションした。29年度はスポーツ庁とも連携し、スポーツの魅力をジャカルタの消費者に向けて発信した。また、販路開拓支援を目的に現地商談会を開催した。30年度は、マニラでも同様にスポーツの魅力発信、広報展、商談会を開催。</p>			
		<p>(ii) 生活関連分野</p> <p>日本の伝統的、あるいは現代的な感性・デザイン等を活かしたファッションや日用品等の生活関連分野の海外展開を支援する。世界的な流行発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、新興国においても様々な販売促進ツールを組み合わせた「キャラバン事業」など効果的な販路開拓を行</p>		<p>(ii) 生活関連分野</p> <p>生活関連分野では、欧米を中心とした海外展示会への出展支援や、中国・アセアンでの商談会の開催、欧米・アセアン等からのバイヤー招へいによる国内での商談会の実施等を通じて、商談機会の提供、マッチング支援を行った。デザイン分野では「NY NOW」、「メゾン・エ・オブジェ」、「アンビエンテ」、また、ファッション分野では「ミラノウニカ」(テキスタイル)、「Paris sur Mode / Premiere Classe」及び「TRANOI Paris WOMEN'S」(アパレル・アクセサリー)等、欧米の主要見本市を中心にジャパン・パビリオンを設置し個々の出展・販路開拓の支援を行ったほか、欧米ブランドやセレクトショップのバイヤーを招へいし、国内において、マッチング商談会を開催した。日用品・生活雑貨の分野において、中国・アセアン等における商談会</p>			

		う。		<p>の開催に加えて、メディアツールを活用した広報や、中国最大の EC サイトへの商流構築を図るべく、ショップオーナーへの卸売り機能を有するサプライチェーンパートナーとのマッチング会および EC サイトショップオーナー、バイヤーとの商談会を実施した。また、マレーシアにおいては、現地での商談会前後 2 カ月間にわたり、現地小売店舗、EC マーケットプレイスにおいて試験販売を通じたテストマーケティング等を実施した。</p>			
		<p>(iii) コンテンツ分野 映画、アニメ、音楽、ゲームなどコンテンツ分野において、関係業界団体との綿密な連携を図りながら、海外展開支援に取り組む。海外市場動向などマーケティング情報の整備を進め、コンテンツ分野の世界的な情報発信地である欧米先進国での販路開拓支援のほか、経済産業省、株式会社海外需要開拓支援機構ほか関係省庁・機関等が行う支援事業や B to C の日本関連イベント等と海外において連携し、ジャパンブランドの発信と日本コンテンツの販路開拓事業を展開する。また、海外バイヤーとのマッチング事業においては、業界団体や他機関と連携して事業規模の拡大を図るなど効率的な事業実施に努める。</p>		<p>(iii) コンテンツ分野 欧米での販路拡大として、コンテンツ各分野での有力見本市である、映画/映像分野「カンヌフィルムマーケット（仏・カンヌ）」及び「アメリカンフィルムマーケット（米・サンタモニカ）」、音楽分野「MIDEM（仏）」、ゲーム分野「ゲームコネクション（米・サンフランシスコ）」に出展し、当該見本市に参加する欧米を中心とした全世界のバイヤーに対して日本コンテンツをプロモーションし、ビジネスマッチングを支援。見本市への参加の準備段階では商談マッチングの設定、商談後は契約締結に向けた専門家による助言等を提供し成約に向けた一貫支援を行った。30 年度も映画、アニメ、音楽、ゲームなどのクリエイティブ分野を対象に、海外の見本市 5 回においてジャパン・パビリオンを出展し、マッチング支援を行った。 関連機関・業界団体との連携強化による海外展開支援としては、関係業界団体と共同して海外見本市に共催で参加を実施した。映画/映像分野においてはユニジャパン、音楽分野では日本音楽出版社協会と共同でジャパンプースの出展を行った。海外市場動向の普及のために、音楽産業・文化振興財団・日本レコード協会等共催でセミナーを開催した。 日本レコード協会、経済産業省・MANGA Festival 実行委員会、および観光庁・日本政府観光局（国際観光振興機構）と連携し、バンコクで「JAPAN WEEKEND」、クアラルンプールで「J POP Signature in KL」を共催した。また「有料動画配信」サービスが活発化するタイミングを捉え、配信ビジネスを牽引するキーパーソンを招きセミナー「見えてきた動画配信マーケットの近未来」を開催し、最新動向に関する情報提供を行った。 海外見本市や海外での日本関連イベントでのプロモーションのほか、日本国内で開催した商談会においても業界団体等の協力を得て事業を実施した。映画/映像分野では「TIFFCOM」にてユニジャパンと連携して商談会を実施。音楽分野では「TMM」にて音楽産業・文化振興財団と連携して商談会を実施。ゲーム分野では「東京ゲームショウ」にて日本オンラインゲーム協会と連携して商談会を実施。アニメ分野では「アニメジャパン」にて日本動画協会と連携して商談会を実施。国内商談会については 30 年度においても同様に実施。</p>			
		<p>(iv) 機械分野 工作機械・工具、産業機械、素形材など我が国が国際競争力を有する機械分野の中堅・中小企業を支援する。生産設備の需要拡大が著しいアジア等新興国を中心に現地バイヤーの発掘、展示会・商談会、専門家によるハンズオン支援等を通じて、企業の輸出ニーズや段階に応じた柔軟な支援を行う。また、技術力に比して海外シェアが低い分野や輸出割合が低いものの海外ニーズが高い分野の企業、さらには、ニッチな分野で高い国内シェアを持つ企業など、今後輸出など海外展開の拡大が見込める分野の企業を重点的に支援する。</p>		<p>(iv) 機械分野 機械分野全体では、「MTA ベトナム」、「METALEX」（タイ）、「Manufacturing Indonesia」をはじめとする、工作機械・機械部品等の分野におけるアジアでの主要見本市でジャパン・パビリオンを設置。また、国内各地で開催される産業見本市に合わせてバイヤーを招へい、会場企業との商談マッチングを実施した。 宇宙機器分野では、米国で開催された「Space Symposium」に JAXA とともにジャパン・パビリオンを設置したほか、米国ユタ州やフロリダ州など米国の宇宙産業クラスターとの交流会を実施、また、東京で開催された「国際航空宇宙展」に合わせてバイヤーを招へいし商談会を開催した。また、食品機械分野では、東京で開催された「FOOMA JAPAN 2017」に合わせて、バイヤーを招へいし商談会を開催した。また、防災機器分野では、東京で開催された「危機管理産業展」に合わせ、バイヤーを招へいし商談会を開催した。 エビフライ用のエビの自動処理機械や太陽光パネルの自動掃除ロボット、ダイヤモンド電着による滑り止め加工がされた医療用の精密ピンセット等、ニッチな分野における海外販路開拓を新輸出大国コンソーシアム・エキスパートが中心となって支援。 日本がパートナーカントリーとして参加する CeBIT2017 において、IoT の分野に関するビジネス・ネットワーキング・イベントを開催し、中小企業によるプレゼンテーションやネットワーキング機会を提供した。CEBIT2018（30 年 6 月）にも再度、ジャパン・パビリオンを設置し、中小企業を中心に 20 社の出展を支援した。</p>			

	<p>(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 政府の「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、関係省庁及び関係機関とも連携しながら、案件形成・発掘に向けた現地インフラ情報の収集、案件形成の段階から我が国企業が相手国政府関係者への関与を強めるための専門家派遣や現地要人の招へい、政策ニーズに応じた国内外でのセミナー開催等を通じて、我が国企業のインフラ分野の海外展開を支援する。 環境・エネルギー分野においては、水処理、大気・土壌汚染対策等において、ニーズが顕在化している国・地域に重点を置いた事業を展開するとともに、プラント等の新設や更新需要を取り込むことを目的とした事業を実施する。</p>	<p>(v)環境・エネルギー、インフラシステム分野 ムンバイ～アーメダバード間 500km を結ぶインド初の高速鉄道計画への新幹線導入を働きかけるため、27 年 10 月、第 11 回インド国際鉄道機器展 (IREE) に日本がパートナー国として参加するのに合わせて、国土交通省等と共催でインド鉄道大臣を招き高速鉄道セミナーを開催し、出展企業によるプレゼンも合わせて実施。また、日本の新幹線方式が採用されることが安倍首相とモディ首相との首脳会談において合意された (27 年 12 月) ことを受け、日本企業の参入円滑化とインド高速鉄道に関する Make in India への貢献に向けて日印企業の協業を促進するため、28 年 12 月、日本がパートナーカントリーとなつて実施されたインノレール展にジェトロ広報ブースを出展し、日印企業のマッチングを実施したほか、29 年 6 月には企業間のマッチング、意見交換会を実施した。 アフリカ開発銀行が 28 年 5 月にザンビアで総会を開催した機会を捉え、TICAD VI に向けたロードマップの一環として、協力関係を一層強化することを目的として、本総会のサイドイベントとしてジェトロ、JICA、JBIC で連携し、フォーラム及び展示を行った。 29 年 5 月に、横浜で開催された第 50 回アジア開発銀行 (ADB) 年次総会において、財務省からの依頼に基づき、パシフィコ横浜展示場内に設けられた政府展示スペースの運営に共催者として参画。政府展示スペースには、37 社・団体が出展し、来日した加盟国 (67 カ国・地域) の財務大臣・中央銀行総裁等の政府代表団等に対して、日本の「質の高いインフラ」の卓越性をアピールした。 29 年 6 月、中国の環境問題の解決に向けた我が国経済界の取組及び積極的協力姿勢を中国政府当局に対しアピールするため、上海で開催された「中国国際環境保護展 (CIEPEC2017)」に経団連とともにジャパン・パビリオンを設置した。経団連からは大手企業を中心に 28 社が出展、ジェトロでは、中小企業を中心に 13 社・団体の出展を取りまとめ、商談支援を行った。これに合わせて「日中グリーンエキスポ 2017」と題するシンポジウムを開催 (ジェトロ、経団連、中国国際貿易促進委員会、中国環境保護産業協会との共催) し、環境にやさしいモノづくりや、緑あふれる社会とゆとりある暮らしの実現をテーマとして、環境問題における日中協力の可能性を議論した。 中東・アフリカ、アセアン等の現地事情に精通したインフラの専門家を配置し、現地情報収集を行うとともに、日本企業からの相談対応を行ったほか、アフリカ諸国における IPP プロジェクトに関する調査、トルコ、クウェート、ロシア等におけるインフラプロジェクトの調査を実施した。また、イランにおける環境インフラ市場への参入可能性を図るべく、イランにミッションを派遣し、石油省、エネルギー省等の関係省庁訪問、石油精製施設、発電所、下水処理施設の視察、環境関連専門展示会の視察等を行った。 水・環境分野における ASEAN 地域最大級の展示会である「シンガポール国際水週間 (SIWW)/クリーンエンパイロサミット (CESS)」にジャパン・パビリオンを設置、中国・上海で開催された「中国国際工業博覧会」、ベトナム・ホーチミンで開催された「Viet Water」等にジャパン・パビリオンを設置したほか、インドやフィリピン等にミッションを派遣し商談会を実施。30 年 2 月に実施したインドへの水処理市場開拓ミッションでは 19 社が参加し、都市人口増加による上下水処理場の不足、工場排水規制への対応において日本企業の技術力を PR、現地企業との商談を行った。</p>			
	<p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 我が国企業の海外進出支援に際しては、海外進出の検討・実現、進出後の現地事業展開、第三国展開、さらには事業の再編など、進出段階に応じた継続的な支援を実施する。その際、他機関と連携しつつ、セミナー、ミッション派遣、専門家によるアドバイスやハンズオン支援、中小企業海外展開現地支援プラットフォームなどの支援サービスを企業の状況に応じて適時、的確に提供し、企</p>	<p>④海外進出段階に応じた継続的な支援 海外進出検討時には、海外投資セミナー・ミッションを通じての情報提供や検討材料の提供、進出後の操業円滑化や事業再編等に対しては海外投資アドバイザー等による問題解決支援、さらに進出後の事業拡大や第三国展開に際しては、セミナー、ミッションおよび商談会等を通じて進出先の情報提供や現地企業とのマッチング支援を実施している。 セミナーやミッション派遣では、常に外国政府・政府機関等と連携のうえ事業を実施している。また、支援機関の連携枠組みである新輸出大国コンソーシアムおよび中小企業海外展開現地支援プラットフォームでは、参加する支援機関と連携の上、個々の事業において専門家やコーディネーターによるアドバイス等の支援を適時適切に提供している。 新興国のうちアフリカについては、26 年に発足したアフリカ投資機関フォーラム (AIPF) において、日本企業のアフリカでのビジネス拡大を図るべく、アフリカの投資環境改善のための議論を促進した。 また、28 年に開催された TICAD VI の機を捉え、同会議と併催で、日本・アフリカの政府機関、企業を集めたビジネス・カンファレンスを開催</p>			

		<p>業の海外進出の成功に向けて能動的に取り組む。また、市場の拡大が期待されており、我が国企業の関心が高まっているものの、ビジネス環境の面で課題が多い新興国等については、相手国・地域の状況に応じた事業戦略を策定しつつ、相手国政府・関係機関との連携や人的ネットワークの拡大、さらには、ビジネス環境の改善に向けた枠組みの構築などの支援体制の整備を進め、日系企業の円滑なビジネス環境を醸成する。</p> <p>さらに、途上国の低所得者層を対象とした製品で新たに市場参入を検討している日本企業の個別ビジネス案件形成を目指す BOP/ボリュームゾーンビジネスの支援や、アフリカにおける拠点設立を目指す日本企業を支援するアフリカビジネス実証事業を実施する。</p>		<p>するとともに、日本の対アフリカビジネス拡大のため、日本とアフリカ双方の投資機関における情報整備・提供の強化等を目指した施策を提言した。さらに 30 年に開催された日アフリカ官民経済フォーラムでは、事務局として会議の運営を担った。また、米国の経済制裁緩和の流れを捉え、キューバのビジネス情報発信のためのセミナーや、キューバのビジネス環境視察ミッションの派遣、およびイランとのビジネス拡大を踏まえ、イランにおける日本とイランの企業交流会や、イラン自動車関連産業の調査とその結果を踏まえた業界育成支援を実施するなど、特に新興国において、時勢と企業ニーズをとらえた事業を展開した。</p> <p>途上国で低～中所得者層向け製品・サービスで新規参入を検討する日本企業に対し、「BOP/ボリュームゾーンビジネス支援サービス」を通じ、現地情報の収集やアイデアの検証、パートナーの発掘までの一貫した個別企業支援を実施した。この他、国・地域毎に分野を決め、当該分野の現地バイヤーを招へいた日本での商談会や、日本企業を募ってのミッション派遣、および日本企業より商材を集めた現地試験販売やマーケティング調査を実施した。</p> <p>27年度は、アフリカ、南西・東南アジア 11 カ国にコーディネーターを配置した。アジア（3 カ国）、アフリカ（2 カ国）企業との相談会/商談会・試験販売をした他、ナイジェリア、バングラデシュ、イラクで受容性調査を実施した。</p> <p>28年度は、ナイジェリアを加えた 12 カ国にコーディネーターを配置し、新たにインド e コマース商談会・試験販売を実施。この他、中央アジア市場開拓支援、ミャンマー・バングラデシュ・ケニア・ナイジェリア販路開拓支援を実施した。</p> <p>29年度は、西アフリカのカバーを拡大し、15 カ国にコーディネーターを配置し、南アフリカ食品小売市場商談会、アフリカ 6 か国から現地医療機器輸入代理店を招へいたアフリカ医療機器市場開拓商談会を行った。この他、インド e コマース市場参入支援、ミャンマー農業支援を実施した。</p> <p>30年度もアフリカのカバーを拡大し、17 カ国にコーディネーターを配置した。新たな取り組みとしてアフリカ 8 カ国から農業、物流、保険、電子決済システム分野などで、現地の課題解決に直結するビジネスモデルを展開している現地スタートアップ企業を招へいし、アフリカ・イノベーション商談会を実施した。この他アジア・アフリカ医療機器市場参入支援、インド e コマース市場参入支援、ミャンマー食品加工産業支援を実施した。</p>			
		<p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p> <p>相手国における我が国のプレゼンスを向上させ、将来的な日本企業のビジネス拡大、当該国と日本の円滑な通商政策に裨益するよう、相手国の産業・企業・人材等の育成支援や相手国の規制官庁等のキャパシティ・ビルディングなど、相手国政府や業界団体等との協力事業を展開するとともに、アジアの貿易振興機関やアフリカの投資誘致機関との交流・連携事業を実施し、相手国・地域政府との関係強化を図る。特に、アフリカにおいては、今後の「アフリカ開発会議（TICAD）」に向けて、日本企業のアフリカ投資促進、双方向の貿易拡大、地場産業や現地人材育成に向けた事業を着実に実施する。</p>		<p>⑤相手国政府との関係強化に向けた協力事業等の実施</p> <p>我が国との EPA においてコミットされた協力事業として、ベトナムの裾野産業支援に係わる展示商談会を実施したほか、タイの自動車産業人材、およびインドネシアの金型人材の育成にかかる専門家派遣を実施することで、各国の産業人材の育成と業界の能力向上を図った。</p> <p>アフリカでは、アフリカ投資機関フォーラム（AIPF）の枠組みによる、アフリカ側投資誘致機関の職員のキャパシティ・ビルディングを実施するとともに、TICADVI と併催で実施したビジネス・カンファレンスにおいて、日本の対アフリカビジネス拡大のため、日本とアフリカ双方の投資誘致機関に、それぞれ「ジャパン・デスク」と「アフリカ・デスク」を設置し、情報提供をはじめとした支援が可能な体制を整備することに合意し、それを履行している。</p> <p>アジア貿易機関フォーラム（ATPF）において、アジア大洋州の各国貿易振興機関の統一的課題を議論する場を提供するとともに、ATPF 参加機関のネットワークの強化を促進した。</p>			

	<p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献 国内事務所が中核となり、意欲のある自治体や地方の商工団体等と能動的に連携して、地域の魅力ある産業資源を活かした国際ビジネスの拡大を推進することで地方創生に貢献する。具体的には、国際ビジネスを核として地域の産業・企業が連携し成長する好循環の創出を目指して、輸出や海外進出などアウトバウンドの取組や、地域への外国企業や観光客の誘致などインバウンドの取組を必要に応じ効果的に組み合わせた地域発の連携プロジェクトを形成し、その実現を図る。</p>	<p>⑥地域の国際ビジネス支援を通じた地方創生への貢献 主に地域産品輸出やインバウンド促進を支援するため国内事務所が自治体や地元の関係団体と共同立案し、その地域に合ったメニューをパッケージにして提供する「地域貢献プロジェクト」、地域のものづくり産業クラスターと海外の特定地域との密なビジネス交流を行い精度の高い商談機会を提供する「地域間交流支援（RIT）事業」を実施。 九州酒類の海外向けプロモーション（地域貢献プロジェクト）では、九州地域の各国内事務所と地元自治体や関係団体等が連携し、27年度は関係者で実施計画について協議。28年度は米国・香港のバイヤー・インフルエンサーを招へいし、蔵元視察や焼酎イベントを経験してもらい海外への情報発信を図った。29年度はベトナム・米国より酒類バイヤーを招へいして販路開拓につなげた。また、29年度は新たな試みとして、ロサンゼルス事務所主導で日系食品商社・有識者等メンバーとした焼酎輸出協議会を立ち上げ、米国における九州・沖縄の焼酎の認知度向上及び販路開拓への支援を開始した。30年度には新たに韓国市場への販路開拓に取り組むため、韓国（ソウル）ヘミッションを派遣。九州産焼酎をソウルの酒類関係者、インフルエンサー、メディア等に対して広くPRし、その様子が地元メディアで取り上げられた。また30年度に宮崎県で開催した商談会には福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島企業が参加。九州広域の企業に広く裨益する販路開拓支援となった。 グレーター・ナゴヤ地域・スイスのマイクロ・ナノテクノロジー分野にかかる交流支援（RIT事業）では、27年度にビジネス交流の実現性を確認するために事前調査を実施。28年度は地元中小企業や実施主体のミッション派遣によるミニ展示会や企業訪問型商談、有力企業・有力者の招へいを実施。29年度は時計宝飾・マイクロテクノロジー・医療機器見本市「EPHJ-EPMT-SMT2018」（ジュネーブ）に日本から初出展し現地企業と商談、現地キーパーソンを有識者として招へいた他、セミナーや勉強会も開催した。30年度も同展示会へ連続して出展。また、現地キーパーソンの招へい、勉強会の実施などを引き続き実施するとともに、日本企業から現地企業の要望・基準に合った製品提案を行い、ビジネスに結びつけることができた。 燕三条市ものづくり企業海外販路開始プロジェクト（地域貢献プロジェクト）では、同地域の金属加工等製品の海外販路拡大及び地域ブランディング、また産地PRを通じたインバウンドの促進支援を実施している。27年度にはシンガポールとマレーシアからバイヤー、デザイナ、シェフ等を招へいし、地元のものづくり産業と食を中心とした観光情報について海外へ情報発信。28年度はシンガポール、マレーシアに加えて、中国、台湾、欧米地域からもバイヤーを招へいし、商談だけでなく産地PRを行った。29年度はシンガポールから海外バイヤー・業界関係者や現地メディアを招へいし、地元企業とのネットワーキングや製品試用会を実施。招へい者によるSNSを活用した、燕三条製品の情報発信も実現。また、シンガポールの料理学校にて、約半年間にわたり、モニタリングとテスト販売を実施。製品の使い方を継続的に説明することで普及啓蒙にもつながった。30年度はさらなる「燕三条ブランド」浸透のため、マレーシアで幅広い販売層・販売網獲得に取り組んだ。9月にはバイヤーを招へいし、個社訪問形式での商談を実施。2月には再度マレーシア企業を招へいし、現地で実施したイベントへのフィードバックを受けるだけでなく、日本企業から現地イベントでの販売商品にかかる提案を行う機会を設けるなど、新たなビジネスにつながる機会を積極的に提供することができた。 京都と米国マサチューセッツ州とのライフサイエンス産業交流では、京都府・京都市等と連携して地元企業と同州企業とのビジネス交流を支援している。29年度はカンファレンス・ビジネス交流会を開催し、地元ベンチャー企業等が英語でのプレゼンテーションを行い、招へいた同州業界団体幹部や国内・外資製薬会社からのアドバイスや意見交換を実施。また、同州ヘミッション派遣を行い、現地企業との商談やネットワーキングセミナー、ピッチイベント「HVC KYOTO」を実施し、関係構築にもつながった。30年度も同ピッチイベントの開催に合わせ、現地インキュベーション施設の幹部を招へい。イベント内で講演を行ったほか、ピッチセッションのメンターとして、各社に海外展開の際のポイントについてフィードバックを行った。あわせて、自治体ならびに関係団体、市内インキュベーション施設を訪問して、京都でのライフサイエンスビジネス振興について意見交換することで、さらなる交流拡大の可能性を広げることができた。</p>			
--	---	--	--	--	--

	<p>⑦ジャパンブランドの発信 農林水産物・食品の輸出促進、サービス分野やクリエイティブ分野の海外展開支援などを有機的に連携させて、海外におけるジャパンブランドの発信に取り組む。例えば、日本政府の参加機関として国際博覧会で日本館を出展するほか、経済産業省、在外公館、観光庁・独立行政法人国際観光振興機構、株式会社海外需要開拓支援機構、業界団体等の外部関係省庁・機関と連携しつつ、海外の有力展示会等においてオール・ジャパンでのパビリオンを形成するなど、相乗効果、訴求効果の高いジャパンブランドの発信に取り組む。</p>		<p>⑦ジャパンブランドの発信 「2015年ミラノ国際博覧会」では、日本の食文化、食関連産業など異なる産業分野を有機的に連携させた事業を実施した。28年度、「TICADVIジャパンフェア」において経済産業省、外務省、総務省、農林水産省、国土交通省と連携し、オール・ジャパン体制でジャパン・パビリオンを展開した。また、日本がパートナーカントリーとして参加した「CeBIT2017」においては経済産業省、総務省、在外公館と連携して大規模ジャパン・パビリオンを出展した。29年度は「2017年アスタナ国際博覧会」に日本館を出展した。また、日本がパートナーカントリーとして参加した「INNOPROM 2017」では、経済産業省、外務省、農林水産省、一般社団法人ロシア NIS 貿易会（ROTOBO）と協力して大規模ジャパン・パビリオンを出展した。30年度は、「日アフリカ官民経済フォーラム」の併催展示会として経済産業省と連携しながら、ジャパンフェアを実施。中国政府が国家的行事として開催した「中国輸入博覧会」において、日本政府や中国政府からの要請を受けて、日本企業の出展とりまとめ窓口を務めるとともに、「医療機器・医療保健」や「服飾・日用消費品」など5分野でジャパン・パビリオンを設置し、260社の出展をサポート。また、2025年大阪万博の誘致活動にも取り組み、大阪・関西が2025年の開催地として決定した。中期期間内を通じて、日本企業の進出が極めて困難なイラン、イラク、キューバ、ナイジェリア、アルジェリア、タンザニアなどフロンティア市場の開拓のため、各国の情勢を鑑みながら、在外公館などと連携して展示会を通じたジャパンブランド発信に取り組んだ。</p>			
	<p>⑧トップセールスを活用した海外展開支援の取組 総理、閣僚、大使、自治体首長等による海外でのトップセールスなどの機会を捉え、ビジネス・フォーラムやビジネス交流会等を開催し、我が国企業の製品・サービスのPR、ビジネス環境の整備・改善に向けた相手国政府への働きかけを行う。</p>		<p>⑧トップセールスを活用した海外展開支援の取組 政府要人や財界幹部が構成する経済ミッションが外国を訪問する際、訪問先でビジネス・フォーラムを開催することで、政財界挙げてのトップセールスの場を提供した。ビジネス・フォーラムでは、総理や閣僚および日本企業が登壇し、日本企業の製品や技術力をアピールし、一層のビジネス拡大を呼びかけた。なお、27年度は総理参加のフォーラムを5回、28年度は総理参加のフォーラムを4回、29年度は総理参加のフォーラムを1回、および経済産業大臣参加のフォーラムを2回開催した。中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業にて、28年度に深圳市および西安市において、現地進出日系企業の要望を取りまとめ、各市政府に対し要望を建議するための意見交換会を実施した。また、外国政府要人の訪日機会を捉えて開催するセミナーにおいて、パネルディスカッション等を活用し、進出日系企業の代表が当該国で抱える問題・課題を指摘する機会を設けることで、要人から直接コミットメントを引き出すことに成功した（29年度「ベトナム投資カンファレンス」では、日本企業の代表が裾野産業の育成や規制緩和などベトナムにおける投資環境上の課題を指摘、これに対しフック首相より直接力強いコミットメントが示された）。30年度は、ベトナムのチャン・ダイ・クアン国家主席の訪日機会を捉え、日越国交樹立45周年の節目に、双方向の投資、相互補完型のパートナーシップの推進を通じて、両国ビジネス関係を一層拡大させる目的で昨年に引き続き大規模カンファレンスを開催。クアン国家主席は、日本の投資家に対し、開かれた、透明で、公平な投資環境を確保することを約束。パネルディスカッションにおいては、現地進出済みの日本企業トップが「現地社会に貢献する日本企業」のコンセプトを訴求したところ、商工大臣および外国投資庁長官より現地政府として社会保険制度の適切な運用、高度人材の育成などの取り組みを強化することを確認できた。また、日・UAE ビジネス・フォーラムでは安倍総理ならびにUAEのマンソール経済大臣が、各々の挨拶において、ビジネス面における日・UAEのパートナーシップを一層強化していくことを強調。日本企業18社のトップによるプレゼンテーションやMOU締結（日本企業とアブダビ政府等3件）を通じ、両国関係の強化を示した。</p>			
	<p>⑨訪日観光客誘致への貢献 観光庁・独立行政法人国際観光振興機構と連携して、地域産品の生産現場等の産業観光資源の情報を海外へ発信するとともに、自治体や業界団体等</p>		<p>⑨訪日観光客誘致への貢献 B2Bインバウンド商談会「VISIT JAPAN トラベル&MICE マート」（国際観光振興機構主催、観光庁後援）にジェトロブースを設け、国内事務所で収集した海外訪問客の受入れに関心のある日本各地の産業観光情報を発信した。また、毎年ジェトロ主導のもと、経済産業省・MANGA Festival 実行委員会、観光庁・日本政府観光局（JNTO）と連携して、「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」を同時に発信するイベント「JAPAN WEEKEND」を海外都市（バンコク、クアラルンプール、</p>			

		<p>と連携して、海外の有力者、業界関係者、メディア、教育機関等を招へいし、地域資源の海外販路開拓と訪日観光を連動させた産業観光事業を展開する。</p> <p>また、東京オリンピック等の開催を捉えた訪日観光客増加に貢献するため、発信力のあるインフルエンサー等の招へい事業や海外での観光展での広報事業を実施する。</p>		<p>ホーチミン)で実施した。</p> <p>自治体・地元業界団体、観光団体等と、テーマをはじめ、どの国・地域からビジネス関係者やメディア等を招へいするか、外国人へ効果的な案内・PRをするかなどを協議し、地元ニーズを踏まえ産業観光連携事業を実施した。これまで燕三条(金属加工等ものづくり)、三重(食・美容・エンターテイメント)、宮崎(フードビジネス)、栃木(製造業における「5S」)、栃木・茨城(アグリツーリズム)、瀬戸内(アート)、長崎・佐賀・福岡・北九州(菓子産業・シュガーロード)、神戸(真珠)、愛知(発酵食品、伝統と技術)にて実施。更に、アニメツーリズムを富山・石川、岡山で実施。30年度は、産業観光に加え新たにスポーツツーリズムにも取り組み、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成、外国人受入れ対応などを踏まえ、訪日外国人観光誘客、地域産業活性化に資する産業観光連携事業を実施し、地域の魅力、ライフスタイル等の発信を17カ所で行った。</p> <p>これら事業では、地域の産業や特性に焦点をあて、外国人目線で魅力的なプログラムを組み、海外有力者・メディア・インフルエンサー等の新たな発見・関心を喚起し、外国人向けに特集記事、SNS、動画配信等を通じた幅広い情報を発信し、また旅行商品企画や地場産品の調達検討等ビジネス交流の機会を提供した。</p>			
		<p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大</p> <p>外国出願費用の一部助成や模倣品対策の事業の実施など、我が国企業が有する知的財産権保護の支援を行うとともに、優れた知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を図るために、海外での知的財産のプロモーションやライセンス契約の締結などに向けた権利行使のための支援も行う。</p> <p>さらに、各国の特許庁や税関、地域の発明協会等と連携し、情報の収集・発信を行う。</p>		<p>⑩知的財産を活用した海外ビジネスの拡大</p> <p>中小企業による海外での知財の戦略的な権利化の支援の一環として「商標先行登録調査・相談事業」、「外国出願支援事業」、「海外侵害対策支援事業」を実施。28年度からは新規に「冒認商標無効・取消係争支援事業」や「海外営業秘密流出対策支援事業」を行い、企業ニーズに沿った支援スキームの拡充をおこなった。</p> <p>28年度より「地域団体商標海外展開支援事業」を実施し、地域産品の海外での商標を中心としたブランディングやプロモーション支援を実施(28年度:11団体支援、29年度:9団体支援、30年度:15団体支援)。「模倣品対策支援事業」や「防衛型侵害対策支援事業」等、海外でのライセンス契約締結へ向けた権利行使の支援を実施した。また29年度にロシア・ライセンス契約マニュアルを作成した。</p> <p>毎年度、各国の知財関係政府機関の高官を招へいし、セミナーを実施。28年度ではインド最高裁長官、インドネシア知財総局長、タイ知財局副局長、シンガポール知財庁長官、マレーシア知財公社副長官等を招へいし、日本企業向けの講演をおこない当該国の知財制度等の情報発信をおこなった。29年度も同様にブラジル知財庁長官、インドネシア特許局長、中国・国家工商行政管理総局副局長等の各国政府高官を招へいし、セミナーを開催した。30年度は、メキシコ産業財産庁長官を招へいし、セミナーの実施、知的財産関連機関、企業訪問等が行われ、日系自動車メーカーとメキシコ知財庁長官および幹部職員による活発な意見交換会が行われた。</p>			
		<p>⑪イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「シリコンバレー・イノベーション・プログラム」などの実施を通じて、グローバルに通用する革新的な技術やアイデアを有する我が国ベンチャー企業の海外での新規ビジネス創出を強力に後押しする。また、海外の法的規制や基準・認証等の制度・ルールについて、海外の認証機関との連携等によって、的確に情報を収集し、情報提供を行うことで我が国企業の海外展開活動を支援する。</p>		<p>⑪イノベーションの推進、制度・ルールへの対応</p> <p>「ジェトロ・イノベーション・プログラム」(JIP事業)として、シリコンバレー、シンガポール、ドバイにてベンチャー企業の海外でのスタートアップ支援を実施。29年度からは中国・深圳にも拡充。また29年度に新規にグローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業を受託し、上述以外の地域においても多角的に新規ビジネス創出に取り組んだ。30年度は、JIP事業をシリコンバレー、深セン、ベルリン、インドネシア、マレーシア、タイの6地域で実施。ビジネスモデル構築支援(Boot Camp、メンタリング等)から見本市・ピッチイベントでの商談機会提供まで一貫した支援メニューを提供。知財保護を行いながら、活用を目指すことでイノベーションの促進支援を行った。</p> <p>また、30年度からグローバル・ベンチャー・エコシステム加速化事業(Startupセレクトション)を開始し、Tech in Asia(シンガポール)、GITEX(ドバイ)、Websummit(リスボン)、SLUSH(ヘルシンキ)、CES(ラスベガス)、SXSW(オースティン)に出展。日本全国の有望スタートアップの発掘から世界市場への挑戦までを一貫通貫で支援。</p> <p>また、欧州イノベーション・ミートアップ事業では、欧州のエコシステムに関心を持つ中小企業・スタートアップに対して、Boot Camp、メンタリング等の集中支援を通じて欧州の展示会、ピッチにて商談機会の提供を拡大した。</p> <p>また、世界各地のエコシステム先進地域にスタートアップ支援専門家(アクセラレーター)によるメンタリング機能を有するイノベーション・ハブを12カ所設置した。30年度は、ブリーフィング対応(132件)やメンタリング(276件)等の支援を通じて、短期間での資金調達・スケールアップのノウハウ提供や、ベンチャーキャピタル・現地</p>			

			<p>パートナー候補企業への迅速なマッチング支援などを行うことで、他スキームを合わせパートナー契約の締結や資金調達の成功、現地ビジネスの拡大などを達成（8件）。</p> <p>制度・ルール対応の面では、ASEAN各国の標準化機関へのヒアリングの実施・ポータルサイト上での情報提供を実施。また、タイ・バンコクにて現地認証機関からも講師を招き、「よくわかる基準・認証基礎講座 in Thailand」を開催し、現地日系企業を対象に認証のかかる実務・手順を紹介した。また、日本の優れた基準制度を新興国等に導入することで、市場を創出するとともに当該国の社会課題の解決を目指す「社会課題解決型ルール形成支援プロジェクト」を実施し、30年度は、新規の3件を加えた8件を支援。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1-4 我が国企業活動や通商政策への貢献

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	我が国企業活動や通商政策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	日本貿易振興機構法 第12条第1、2、4～10号
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 経済産業省：0394

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度			27年度	28年度	29年度	30年度	
調査関連ウェブサイトの閲覧件数（計画値）	年平均183万件以上	前中期目標期間実績：年平均約175万件	183万件	183万件	183万件	183万件			予算額（千円）	7,717,357千円	7,812,662千円	7,964,917千円	7,906,866千円
(実績値)	—	—	250万件	245万件	244万件	400万件			決算額（千円）	7,900,879千円	7,465,227千円	7,331,619千円	7,878,000千円
(達成度)	—	—	136.6%	133.9%	133.3%	218.7%			経常費用（千円）	7,856,083千円	7,567,906千円	7,343,052千円	7,815,175千円
政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数（計画値）	年平均5,100件以上	前中期目標期間実績：年平均4,859件	5,100件	5,100件	5,100件	5,100件			経常利益（千円）	△229,767千円	4,558千円	7,473千円	△3,056千円
(実績値)	—	—	7,005件	9,275件	8,253件	10,623件			行政コスト（千円）	5,081,664千円	7,162,536千円	6,963,690千円	7,321,814千円
(達成度)	—	—	137.4%	181.9%	161.8%	208.3%			従事人員数	1,685人の内数	1,767人の内数	1,802人の内数	1,794人の内数
役立ち度アンケート調査（計画値）	4段階中上位2項目が8割以上	前中期目標期間実績：8割以上を達成	80%	80%	80%	80%							
(実績値)	—	—	93.4%	91.8%	94.0%	95.1%							
(達成度)	—	—	—	—	—	—							
【以下、アジア経済研究	年平均282件以上	—	282件	282件	282件	282件							

所の研究成果に係るモニタリング指標】 政策ブリーフィング件数 (計画値)																		
(実績値)	—	—	300 件	410 件	453 件	484 件												
(達成度)	—	—	—	—	—	—												
成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数 (計画値)	年平均 75 件以上	—	75 件	75 件	75 件	75 件												
(実績値)	—	—	82 件	96 件	104 件	96 件												
(達成度)	—	—	—	—	—	—												
成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果 (計画値)	4 段階中上位 2 項目が 8 割以上	—	80%	80%	80%	80%												
(実績値)	—	—	99.3%	97.3%	96.0%	96.7%												
(達成度)	—	—	—	—	—	—												
定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数 (ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む) (計画値)	年平均 195 万件以上	—	195 万件	195 万件	195 万件	195 万件												
(実績値)	—	—	327 万件	297 万件	263 万件	343 万件												

	(達成度)	—	—	—	—	—	—										
	研究最終成果の外部査読(計画値)	5点満点で平均3.5点以上	—	3.5点	3.5点	3.5点	3.5点										
	(実績値)	—	—	4.4点	4.2点	4.5点	4.5点										
	(達成度)	—	—	—	—	—	—										
	国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数(計画値)	年平均7件以上	—	7件	7件	7件	7件										
	(実績値)	—	—	19件	16件	13件	13件										
	(達成度)	—	—	—	—	—	—										

注1) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
	<p>日本貿易振興機構は、世界各地に展開した拠点網、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関等とのネットワーク、アジア経済研究所における地域研究・開発研究の蓄積などの強みを最大限に活用して、調査・分析活動を実施するとともに、国内外政府に向けて積極的な政策提言活動を行い、我が国の企業活動や通商政策等に貢献する。特に、海外ビジネス情報の収集・提供については、企業ニーズの収集・分析に基づき、具体的なビジネスの進展に繋げるよう努める。</p> <p>○本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。具体的には、アジア経済研究所は、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズ</p>	<p>中期目標で定められた目標を実現するべく以下の取組を行う。その際、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所は、相互に連携のメリットを活かして、調査・研究等の機能向上を図る。</p> <p>平成28年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)の21世紀型のインフラ整備の推進を図るため行う海外展開支援のために措置されたことを認識し、新市場進出等支援事業、IoT等連携推進事業のために活用する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査関連ウェブサイトの閲覧件数：年平均183万件以上 政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数：年平均5,100件以上 役立ち度アンケート調査：4段階中上位2項目が8割以上 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズを踏まえた調査・研究及び情報提供を積極的に行うことで、具体的なビジネスの進展に繋げること。(関連指標：セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数) 我が国企業及び国内外政府のニーズを踏まえつつ、政策提言等やそれに向けた調査、意見取り纏め、レポート作成等を十分に行い、国内外政府の政策立案等へ貢献すること。(関連指標：政府への情報提供件数) 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査関連ウェブサイトの閲覧件数：27年度：250万件 28年度：245万件 29年度：244万件 30年度：400万件 政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数：27年度：7,005件 28年度：9,275件 29年度：8,253件 30年度：10,623件 役立ち度アンケート調査：27年度：93.4% 28年度：91.8% 29年度：94.0% 30年度：95.1% <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー等での講演件数や外部出版物等への掲載件数：27年度：535件 28年度：856件 29年度：583件 30年度：619件 政府への情報提供件数：27年度：162件 28年度：100件 29年度：199件 30年度：171件 <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策ブリーフィング件数： 	<p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>【定量的成果】 全ての定量的指標で目標値を達成。</p> <p>【定性的成果】 (1) 企業の海外展開に直結する経済連携協定の活用促進などの情報提供を強化 27年10月の「環太平洋パートナーシップ(TPP)大筋合意」や29年11月の「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ(CPTPP)大筋合意」、29年7月の「日EU・EPA大枠合意」、30年7月の「日EU・EPA署名」等を受け、FTA/EPA活用のための実践的な情報発信セミナーを全国各地で速やかに開催するなど、企業ニーズを踏まえた情報提供を強化。経済連携協定関連(TPP・CPTPP、日EU・EPA)では、ウェブサイトの専用ページを新設するとともに、全47都道府県で計101回のセミナーを開催(4,100名が参加)。さらに、WTOアゼバド事務局長を招いた講演会や、戦略国際問題研究所(CSIS)との共催で、米国にてアジア太平洋広域経済圏セミナーを開催するなど、FTA/EPAの活用のための多面的な情報発信に取り組んだ。</p> <p>(2) 世界情勢の変化への機動的な対応 27年7月のイランやキューバの情勢変化、8月の中国(天津)での爆発事故といった突発的な事象発生などに加えて、28年6月の「EUからの英国離脱(Brexit)」や11月の「米国大統領選挙(トランプ政権の誕生)」、30年の「米中貿易摩擦激化」などの日本企業の活動や通商環境に多大な影響を及ぼす急激な情勢変化に対して、機動的な情報収集・調査分析や情報提供を実施。「EUからの英国離脱(Brexit)」では、翌日に特設ウェブページの開設や緊急セミナーを開催。また、在英日系企業の懸念や要望を日本政府の「英国のEU離脱に関するタスクフォース」において伝達。「米国大統領選挙(トランプ政権の誕生)」でも、選挙期間中から特設ウェブページを開設したことに加えて、選挙後に新政権や米国ビジネスの展望など米国関連セミナーを開催し、迅速に取り組んだ。</p>	<p>評定 A</p> <p><評定に至った理由> 第四期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標を当期間中に達成する見込みであるものと認められる。調査関連ウェブサイトの閲覧件数は、環太平洋パートナーシップ(TPP)の大枠合意や日EU/EPAの大枠合意といった機会を捉えて、ウェブサイトでの特設ページを開設するなど適時・適切な情報提供を実施。これらの取組によって、各年度で目標を上回る成果を果たしている。政策担当者及び企業関係者等へのジェトロ事業や海外情勢等に関するブリーフィング件数については、各年度で目標を上回る実績を挙げており、国内外にネットワークを持つ、日本唯一の貿易投資振興機関として我が国の企業活動や通商政策等に貢献しているものと認められる。これらに加えて、各国首脳の要請と日系企業のニーズに応えたミッション派遣やセミナーを実施。各種広報資料を紙媒体からウェブサイトでの無料公開に転換するなど、情報発信媒体の見直しを実施。情報提供分野においても有料セミナーの開催回数増加など自己収入拡大のための取組を進めている。アジア経済研究所については、政策ブリーフィング件数等のモニタリング指標において、各年度で目標を上回る実績を挙げている。また、29年</p>					

<p>により的確に対応した地域・開発研究等を行う。また、本部、国内事務所及び海外事務所は、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、我が国企業、政府では入手が難しい、現地の政治・経済・社会に関する付加価値の高いビジネス情報を企業や政府へ提供するとともに、政策実施機関として施策の成果・課題等を分析し、政府に積極的にフィードバックする。</p> <p>○我が国企業による海外展開や外国企業による日本への投資等において、個別企業では解決の難しい諸課題を集約・分析し、国内外政府に政策提言等を行い、課題解決に向けた政策の実現を促す。例えば、メガFTAなど世界規模での経済連携の動きが広がる中、我が国の経済連携の推進に向けた政策提言や相手国政府関係者との対話等の活動を強化する。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標を達成しているか。 ・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。 <p>【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策的・社会的・経済的観点からの評価軸 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 <p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策立案への貢献や研究成果の普及状況（モニタリング指標） ・ 政策ブリーフィング件数：年平均282件以上 ・ 成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数：年平均75件以上 ・ 成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果：4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上 ・ 定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）について年平均195万件以上を達成する <p>（国際的観点からの評価軸）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献 <p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関や海外の研究機関との実施状況 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関や海外の研究 	<p>27年度：300件 28年度：410件 29年度：453件 30年度：484件</p> <p>・ 成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数： 27年度：82件 28年度：96件 29年度：104件 30年度：96件</p> <p>・ 成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果： 27年度：99.3% 28年度：97.3% 29年度：96.0% 30年度：96.7%</p> <p>・ 定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシー・ブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数（ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む）： 27年度：327万件 28年度：297万件 29年度：263万件 30年度：343万件</p> <p>・ 研究最終成果の外部査読： 27年度：4.4点 28年度：4.2点 29年度：4.5点 30年度：4.5点</p> <p>・ 国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数： 27年度：19件 28年度：16件 29年度：13件 30年度：13件</p> <p>その他の業務実績は以下の通り。</p>	<p>（3）日系企業の海外展開とビジネス環境改善に向けた支援 各国首脳への要請と日系企業のニーズに応え、ミッション派遣やセミナーを実施。29年9月、日ASEAN経済相会議において、ジェトロが実施したEコマース調査をもとに、ASEANにおけるEコマースの問題点と解決策を提案し、ASEANにおけるECに関するルール形成の動きに貢献。また、30年10月、カンボジアのフン・セン首相訪日をとらえ、ジェトロとのバイ会談を実施。その対話の中で、日本企業にとって長年の最大の非関税障壁となっていたカムコントロール（商業省所管の輸出入検査・不正防止総局）による検査（カンボジア独自の国境検問所での税関とは別の輸出検査）について、フン・セン首相から「必ず改善する」とのコミットメントを引き出し、31年1月の撤廃に繋がった。</p> <p>（4）情報発信媒体の見直しと自己収入拡大の取組 潜在顧客への情報発信を強化した。具体的には、①ジェトロセンサーの紙媒体を廃止し、特集レポート、地域分析レポートをウェブサイト上で無料公開。②単行書をオンデマンド出版へ移行。③通商弘報の無料化。また、自己収入拡大の取組として有償での講師派遣、外部原稿執筆の増加、有料セミナーの開催回数増加、有料ライブ配信の導入を実施。</p> <p>（5）アジア経済研究所の研究成果の普及 ①我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、毎年度70を超える研究会を開催、新興国等の成長戦略やグローバル化に伴う課題に重点的に取り組んだ。研究成果は毎年度実施した外部査読で目標の3.5点を常に上回った。また、アジア経済研究所は、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第6位にランクされた（29年、30年）。 ②政策提言研究会「ラオスにおける物流コスト研究」を立ち上げ、日系企業・タイ企業・ラオス企業の物流コスト調査を実施。ラオス政府関係者等に通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。29年6月、ラオスのトンルン首相へ提言書を直接手交。 ③世界的に関心が集まるグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関して、WTO、世界銀行、OECD等との連携研究を実施。29年7月にはGVC研究を先導する研究機関等の初の共同研究成果をまとめたレポートを刊行。29年9月にジュネーブで開催された「WTOパブリックフォーラム」でワークショップを開催、研究成果等について議論。 ④海外で高まる「ビジネスと人権」のリスクを研究会で分析、その成果をワークショップ等を通じて現地日系企業等に提供。これら啓蒙活動等により、日本の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に係る国別行動計画（NAP）の策定等が進展。</p>	<p>には、ペンシルベニア大学のシンクタンクランキング（国際経済分野）で世界第6位にランクされる（27年は17位）など海外からの評価も高くなってきてい評価を受けている。 以上を踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、当該項目の評定はAとした。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ セミナーや各種講座の実施についてはオンデマンド配信への代替や配信期間の長期化によって、利用者の利便性向上や効率化に努められたい。</p> <p>＜その他事項＞ 特になし</p>	
<p>アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を次のように定める。</p> <p>○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎となる、質の高い分析と情報を提供する。</p> <p>○グローバル化の中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本企業にとっての潜在的市場が拡大</p>	<p>①我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供 我が国企業のビジネスの具体的な進展につながるような、海外ビジネス情報を提供すべく、調査ニーズアンケート、貿易投資相談事例、内外顧客からの具体的な声などに基づき、調査内容を選定する。また、企業、自治体、団体などからの個別ニーズを踏まえた、海外ビジネス情報の調査・提供について、今後、積極的に対応を行う。</p>	<p>（ア）企業、自治体、業界団体等への海外情報ブリーフィングでの質問、主催セミナー及び講演先での参加者からの質問、アンケートに記載された意見、要望等を参考に調査や情報提供を実施した。具体例として、29年度には、我が国企業の海外販路拡大に資すると考えられる越境EC（電子商取引）を調査。ウェブサイトの特設コーナーに関連記事・特別レポートを掲載した。</p> <p>（イ）28、29年度には対象国への輸出・進出を検討している企業からの調査依頼に対応し、「新輸出大国コンソーシアム事業関連調査」を実施。28年度は18社に対し21件、29年度は42社に45件、個別調査報告書を提供した。一方、中小企業のニーズが高いと考えられる品目につき、特定品目調査を実施し、28年度は12社に対し15件、29年度は107社に160件の報告書を提供した。</p>	<p>① 我が国企業のビジネスの進展につながる調査・情報提供</p>		
	<p>その上で、本部、国内事務所、海外事務所は、公的機関としての中立的な立場と広範な海外ネットワーク、さらには、アジア経済研究所の有する新興国を中心とした研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用しつつ、海外ビジネス情報を「広く、深く」調査し、</p>	<p>1）54ヵ国74事務所にわたる海外ネットワーク、アジア経済研究所による研究蓄積、その他研究機関とのネットワークを活用し、海外ビジネス情報を調査。</p> <p>（ア）ネットワークを活用した調査 29年度には、台湾貿易センター（TAITRA）との連携により、第三国（ASEAN地域）における日台企業の連携可能性等を調査し、共催セミナーで調査結果を発信した。また、アジア経済研究所「一帯一路研究会」への協力の一環として、中央アジア、パキスタン、アラブ首長国連邦、ジブチで現地調査を実施した。加えて、日本・中国・韓国におけるEC共同研究に取り組み、潜在的に抱えている課題・問題点を抽</p>			

<p>する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化しており、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果と政策提言を創出・提供する。</p> <p>○この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバルイノベーションに伴う課題に重点的に研究する。</p>	<p>出版物、ウェブサイト、セミナー・講演会、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて提供することで、我が国企業の具体的なビジネスの進展に寄与する。</p>	<p>機関との国際共同研究等の実施件数：年平均7件以上</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標を達成しているか。 ・ 上述のアウトカムの実現が図られているか。 	<p>出。政策提言等につなげることを目的に、日中韓 EC 共同研究会合を開催した。</p> <p>(イ) 情報発信 調査結果は、ウェブサイト、セミナー・講演会、出版物、個別ブリーフィング、メディアなど様々なチャネルを通じて発信。27～30年度にかけて、セミナー154件、講師派遣2,211件、ブリーフィング7,199件、寄稿589件を行った。</p> <p>(ウ) 潜在顧客獲得に向けた情報発信強化 29年度は発信媒体の見直しを行い、より効率的かつ迅速な情報提供を実現し、潜在的なユーザーの獲得を図った。 例えば、29年10月から月刊誌「ジェットロセンサー」をウェブサイトに移行。紙媒体作成にかかる時間とコストを削減。これまでの月刊の概念を廃し時宜に合ったテーマを常時迅速に発信できる体制に移行した。また情報を無料公開することでより多くの情報需要者に提供を行った。 さらに、30年4月からは、通商弘報を無料化。事実上フォーカスした短文レポート(800字程度)として位置づけ、報告期限(事象発生から5営業日以内)を設けることで速報性を強化した。これにより、執筆記事へのアクセス件数は27年度比2.5倍の約213万件に増加した。</p> <p>(エ) 自己収入拡大に向けた情報発信の見直し 29年度には、セミナーの有料化、有料ライブ配信サービスを開始、また、オンデマンド出版への移行により、自己収入の拡大に取り組んだ。30年度は、セミナーの有料ストーリーミング配信、オンデマンド出版事業の拡大に取り組んだ。</p>								
<p>○アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。</p>	<p>具体的には、海外の制度情報やビジネスコスト、我が国企業の海外進出の状況など、我が国企業が海外展開を行う際に役立つ基礎的な情報を国・地域横断的に収集するとともに、ビジネス環境上の課題・問題点や現地ビジネスの成功・失敗事例の収集、分析等を行うことで、より付加価値の高い調査を行う。</p>	<p>2) 基礎的調査およびビジネス環境調査</p> <p>(ア) 基礎情報の収集と発信 日本企業が海外展開を行う上で必要な基礎情報や各国・地域の貿易・投資にかかわる制度情報などを収集し、ウェブサイトを通して発信した。また、1年に1度、投資コスト比較調査では、全世界(北米、中南米、アジア・大洋州、欧州、ロシア CIS、中国、韓国、中東、アフリカ)で調査を実施し、調査結果をウェブ掲載した。29年には、ウェブの改修を行い、投資コスト比較表をエクセルデータで作成することが可能となった。</p> <p>(イ) 進出日系企業実態調査 毎年実施している進出日系企業調査を通じて、各国・地域(北米、中南米、欧州、ロシア、中東、アフリカ、アジア・オセアニア)の進出日系企業が抱えているビジネス環境上の課題・問題点を収集・分析した。また、企業ヒアリングにより海外ビジネスの成功・失敗事例等を収集しセミナー等を通じて発信した。</p> <p>30年度には、米中貿易摩擦の影響が全世界に波及することを想定し、地域横断的に「保護主義的な動きの影響」に関する設問を新設。7,593社から得た回答を基に、中東アフリカとロシアを除く全地域間で比較・分析を機動的に行った結果、「マイナスの影響あり」と回答した企業の割合が、米国の75.0%からアジア・大洋州の18.8%と地域で大きく異なることが定量的に明らかになり、同調査結果は日本経済新聞やブルームバーグ等の主要メディア(23回)で大きく取り上げられた。</p> <p>(ウ) 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査 海外ビジネスへの関心が高い日本企業を対象に、「日系企業の海外事業展開に関するアンケート調査」を実施。貿易・海外進出への取り組み、各国のビジネス環境、FTAの活用、外国人材の活用、デジタル技術の活用等について質問し、その結果を、ウェブ・プレスリリースを通じて発信。</p>	<p>3) 市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込み調査を実施した。</p> <p>(ア) テーマ調査 27年度には北米地域にて米国企業のフランチャイズ展開、イノベーション事例等の調査、アジア地域では製造業の分業構造の分析等、国・地域やテーマを絞った調査を実施した。</p>								
	<p>さらに、市場の特性や我が国企業の関心に合わせて、国・地域や分野・テーマを絞り込んで、より深掘した調査を行う。例えば、新興国の市場開拓において、我が国企業の</p>										

		<p>パートナーやライバルとなる欧米企業、新興国企業の経営実態や動向把握を充実させる。</p>		<p>28年度は欧州におけるIoT等の新技術を活用した製造業を中心とする産業デジタル化政策やその導入事例等の調査に取り組んだ。</p> <p>29年度は、日本をはじめとする各国の製品・海外旅行・越境ECへの中国の消費者の関心についてのアンケート調査や、EUの一般データ保護規則(GDPR)の詳細と同規則への対応についての調査を実施。30年度はスタートアップをテーマに、アジア大洋州、欧州、中東、アフリカ地域で調査を実施し、情報発信を行った。</p> <p>(イ) 地域横断的調査 地域横断的なテーマ調査として27年度の6月には「世界の自動車は今」と称し、世界の自動車の生産・販売のトレンドを調査。28年度の8月には「世界のエコシステム」をテーマに各国・地域のエコシステムについて調査。ビジネスの視点から女性を取り巻く社会・経済の動き、変化について調査し、29年度末から30年度にかけて「女性の経済エンパワーメント」特集をウェブ掲載。さらに、30年度には、国際問題として注目されるプラスチック問題、ジェトロの海外ネットワークを活用し、世界各地のジャパノロジスト(知日家)に対するインタビューを実施し、情報発信を行った。</p> <p>(ウ) 新興国の市場開拓における欧米企業、新興国企業の動向調査 28年度はインドに進出する欧州企業に対して、インド市場へのアプローチ手法等について調査した。ラオスでは、日本企業がビジネスを行う際のビジネスパートナー候補となり得る、もしくは日本企業がラオスでビジネス展開する際に参考となる地場企業を紹介するため、同国の有力ビジネスパーソン50人へのインタビュー結果を調査レポートにして発信した。また、ケニアでは、同国でのビジネスを検討する日本企業に資する情報として、主な外資企業や地場企業を調査し、調査レポートで情報提供した。</p> <p>29年度は、アフリカ地域において日本企業のパートナーとなり得る有望な地場企業のリストを作成するほか、第三国企業のアフリカ展開と日本企業との連携可能性についての調査を実施した。</p> <p>30年度はアジア、中東、アフリカのスタートアップの動向について調査を実施。アフリカについては、アフリカ9カ国のスタートアップ企業100社の調査を実施。調査結果を基に「アフリカ・スタートアップ100社」として情報発信を行った。30年12月13日にジェトロ理事長による記者会見を開催し、メディア向けにアフリカのスタートアップ企業を取り巻く環境について情報提供を行い、複数のメディアに取り上げられた。</p>			
		<p>また、海外の経済・政治情勢を常時把握するとともに、急激な経済変動、政治変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与える突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。この他、海外経済情勢等に関する講座の開設などを通じ、国際ビジネスに携わる人材育成に寄与する。</p>		<p>4) 世界経済や我が国企業に多大な影響を与える突発的な事象に対応し、機動的調査を実施した。</p> <p>27年8月の天津における大規模な爆発事故に際して、ウェブサイト上に緊急特集ページを立ち上げ、中国政府や日系企業等を通じて収集した最新情報を随時掲載した。</p> <p>28年6月の英国のEU離脱にかかわる国民投票の結果を受け、ウェブサイトにて特集ページ「英国のEU離脱について」を立ち上げ関連情報を発信した。ジェトロセンサーの特集、セミナーでの講演等を通じて最新情報を提供した。さらに、在英日系企業の懸念や要望等を取りまとめ、ブレグジットに関する政府タスクフォースが採択した「英国及びEUへの日本からのメッセージ」に反映した。また、ジェトロ幹部から英国政府高官に対し日本企業への影響と課題について伝達した。</p> <p>28年度はさらに、米国大統領選挙結果を受けた情勢変化を発信するための特集ページを立ち上げ、セミナーでの講演等を通じて機動的な情報発信を行った。29年2月の安倍首相訪米にあたり、進出日系企業調査の結果を活用して米国における日系企業の雇用創出への貢献等の情報を政府へ提供した。</p> <p>30年度は、米国トランプ政権による1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条に基づく追加関税措置、新NAFTA(USMCA)など、米国通商政策を中心とした政権の動向についてビジネス短信229本を機動的且つ日本企業のニーズを捉えた情報発信を行った結果、アクセス件数は約25万8,000件と計測開始以降、過去最高を記録した。</p> <p>国際ビジネスに携わる人材育成に寄与するため、27年度に実務家や専門家、社会人等を対象に、海外調査部とアジア経済研究所は短期集中の夜間連続講座「JETRO-IDE Twilight」を計16回開催した。</p>			

		<p>②国内外政府に対する政策提言 海外のビジネス環境に関する課題・問題点の分析に加え、機構が実施した各事業の現場で得られた我が国企業の海外展開に関する成果・課題等を分析し、国内外政府等に対して海外のビジネス環境の改善や我が国企業の海外展開の促進に向けた政策提言等を行う。</p>		<p>② 政策実行・立案に資する情報収集および発信</p> <p>1) 国内外政府に対する政策提言</p> <p>(ア) 進出日系企業調査を用いた政策提言を実施 進出日系企業調査を通じて各国・地域のビジネス環境上の課題・問題点等を収集、分析。各国で実施される現地側との官民合同対話等の機会を通じて相手国政府に改善を要望した。日本政府の政策立案、日本企業の海外ビジネス戦略立案に資する調査結果の提供も行った。 また、セミナー参加企業から回収するアンケートを通じて、各社の海外展開における取り組み、成果、課題、関心事項等を収集し、政策提言やビジネス環境改善活動につなげている。</p> <p>(イ) 政策提言によりカンボジア独自の貿易規制の撤廃を実現 30年10月には、カンボジアのフン・セン首相訪日をとらえ、ジェトロ理事長とのバイ会談を実施。ジェトロから、日本企業にとって長年の最大の非関税障壁となっていたカムコントロール(商業省所管の輸出入検査・不正防止総局)による検査(カンボジア独自の国境検問所での税関とは別の輸出検査)について問題提起を行ったところ、フン・セン首相から「必ず改善する」とのコミットメントを引き出し、フン・セン首相は政令 No. 27 で正式に当検査業務の撤廃を通達。撤廃当日、日系物流業者や進出日系企業からは「通関時間が2時間早まった」との声が聞かれるなど、輸出入業務効率化やコスト低減に大きく寄与した。</p>			
		<p>特に、世界の FTA、EPA 等経済連携関連情報の収集を強化し、我が国が関わる経済連携については、交渉開始前、交渉段階、発効後などの段階において、研究会の開催、我が国政府の交渉に資する情報提供や政策提言、相手国政府関係者との対話等の活動を行う。また、経済連携など政策実現によって得たメリットを確実に日本企業に還元するため、普及・活用促進に力を入れる。</p>		<p>2) 経済連携協定の活用促進や経済連携強化に向けた取り組み 経済連携関連情報を収集・調査し、交渉の段階に応じて、説明会の開催、ウェブサイトを通じた情報発信、政府関係者への情報提供を行った。また、経済連携協定によって得たメリットを日本企業に還元するため、普及・活用促進活動を実施した。</p> <p>(ア) 日 EU・EPA の活用促進に関する取組 28年9月に、欧州各国・日本におけるジェトロの日 EU・EPA に関する最近の取組やジェトロが把握している政府間交渉の状況に関する最新情報を経済産業省関係者に共有し、各国大使館、ジェトロ、日本商工会議所及び会員企業で構成される、「加盟国対策タスクフォース」で策定する加盟国への働き掛けの方針案(対象産業の絞込み、国毎の個別メッセージ作成など)に貢献。その結果、フランス、イタリア、ベルギーでは、現地日系商工会が28年11月から29年1月にかけて、政府関係閣僚に日 EU・EPA の大筋合意に向けた支援を求めるレターをそれぞれ提出。フランスについてはエロウ外相から、ベルギーについてはミシェル首相とレンデルス外相から、それぞれ回答があり、進出日系企業の意向を要望として提言することに成功した。</p> <p>29年は、日 EU・EPA の大筋合意を受けてウェブサイト上に特集ページを立ち上げ、調査記事、セミナー情報、政府の関連記事を紹介。29年2月には日 EU・EPA に対する在欧日系企業の期待、協定の着目点やメリットを紹介する特集をジェトロセンサーで取り上げた。</p> <p>(イ) TPP11 の活用促進に関する取組 日本企業への普及・活用促進活動として、27年10月の TPP 大筋合意後、ウェブサイト上に TPP 特集ページを開設。「TPP 早分かりガイド」、各省庁の TPP 関連情報ウェブサイトのリンク等を掲載。日本企業に TPP 普及啓発を行うセミナーを国内各地、海外で展開した。 また、28年度は経済産業省から「TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」を受託し、関税、原産地規則にかかわる解説書の作成・公開、国内各地で普及啓発セミナー(計165回)等を開催した。</p> <p>(ウ) 日 EU・EPA 及び TPP11 に関する取組 30年度は経済産業省から「グローバル企業展開・イノベーション促進事業」を受託し、日 EU・EPA 及び TPP11 を解説するセミナーを全都道府県で合計101回開催し、4,100名の参加者に対して、協定内容や活用メリット・原産地規則の詳細やマーケット情報を提供。また、在</p>			

				<p>外日本企業にも広く普及させるため、海外 10 都市で開催し、約 800 名の参加者に情報提供を行った。</p> <p>また TPP11（29 年 11 月に署名）及び日 EU・EPA（29 年 12 月に交渉妥結）の活用促進のため、解説書を作成。解説書は PDF 版をウェブにアップ。冊子版は貿易情報センターはじめ経済産業省や商工会議所、業界団体等を通じ累計 5 万 6,000 部を配布し、利活用促進を行った。</p>			
		<p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組 アジア経済研究所は、アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカなど新興国・開発途上地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力政策の基盤となる研究を実施する。 その上で、中期目標において国立研究開発法人についての規定を準用して定められた目標を達成するため、研究マネジメント力を最大限に発揮し、(a) 人材の確保・育成、(b) 適切な資源配分、(c) 研究事業間の連携・融合、(d) 能力を引き出すための研究環境の整備、(e) 他機関との連携・協力を通じて、新興国・開発途上地域研究における研究成果の最大化に向けた以下の取組を行う。</p> <p>(i) 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組む。開発途上地域の現地情勢・現地語に精通した経済学、政治学等の多様な分野の研究者の集積、国内外の研究ネットワークを最大限に活用して、現地の政府、経済界、社会のニーズを掘り起こしつつ、政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果と政策提言を創出する。その際、本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応する。また、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げ、</p>		<p>③アジア経済研究所における研究成果の最大化に向けた取組 以下の通り、我が国における最大の新興国・開発途上地域の研究拠点として、新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に取り組んだ。</p> <p>(i) 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献 ・政策立案やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い研究成果を創出した。具体的には、政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」として、「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」研究会、「新興国市場におけるビジネスと人権－日本の CSR 戦略構築に向けて」研究会、「中国の自由貿易試験区－現状と展望」研究会等を実施、その研究成果を、経済産業省、外務省等の省庁の他、新興国政府等からの要請に基づいて提供した。</p> <p>本部、国内事務所及び海外事務所のネットワークを活用して収集した企業情報や産業情報等を活用しつつ、企業や政府のニーズにより的確に対応した。例えば、29 年度政策提言研究会「『一帯一路』構想と中国・日本への影響（第 2 分科会：『一帯一路』構想と中国の対外政策の新展開）」では、海外調査部および一帯一路構想の関係国にある海外事務所に協力を要請し、調査を実施した。 また、「新興国市場におけるビジネスと人権－日本の CSR 戦略構築に向けて」研究会においては、海外事務所と協力し、「日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査」を実施、アンケート結果を研究成果に活かした。</p> <p>アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカについては、TICADVI開催前に、資源価格の下落や中国経済の減速によって経済成長に鈍化がみられたアフリカ経済の現状についての情報提供をロンドンにおいて行った。また、TICADVIの公式サイドイベントでは、アフリカの工業化や民間セクターに焦点を当てた経済構造改革をテーマにしたセミナーを開催し、広く産業政策や実証研究についての知見を提供しつつ、アフリカにおける経済構造改革の可能性についての情報提供を行った。 さらに、アフリカ経済の現状に関する正確な理解の普及を目的とした政策やビジネスへの政策提言・政策判断の基礎的材料となる付加価値の高い分析に基づく研究成果をコンパクトにまとめた「アジ研ポリシー・ブリーフ No. 68」を発行した。 加えて、「冷戦後アフリカの土地政策」研究会、「アフリカにおける若者のスキル開発研究」研究会等のアフリカに関する研究会を立ち上げ、アフリカについての研究を重点化した。</p> <p>中国の自由貿易試験区の経済的影響や、中東政治の現状分析、ラオスの産業育成政策、新興国市場におけるビジネスと人権等にかかる研究成果について、経済産業省、外務省等の省庁の他、新興国政府等からの要請に基づいて、政策提言研究会を実施した（27 年度は 7 件、28 年度は 7 件、29 年度は 5 件、30 年度は 7 件）。その成果については、政策担当者への研究成果の普及と提言をまとめた「アジ研ポリシー・ブリーフ」としても発行している。上記政策提言研究会の成果を含む「アジ研ポリシー・ブリーフ」は 27 年度 12 件、28 年度 33 件、29 年度 20 件、30 年度 17 件を発行した。また、政策担当者等に対するブリーフィングは 27 年度 300 件、28 年度 410 件、29 年度 453 件、30 年度 484 件を実施した。経済産業省通商政策局アジア大洋州課の要請を受け、アジア地域の戦略的な見方を中心に定期意見交換も実施した（27 年度：計 15 回、28 年度：計 9 回、30 年度：計 9 回）。</p> <p>海外で起こった事件・事故を機に高まる突発的な情報ニーズ等に対して、研究成果を踏まえた最新情報を提供した。例えば、28 年 7 月にトルコクーデター未遂事件が起こった際には、アジア経済研究所研究員が新聞・テレビ等で解説した。</p>			

		<p>アフリカ開発会議（TICAD）を通じた協力に関心が高まるアフリカについての研究を重点化する。</p> <p>内外の政策ニーズを先取りした即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」を実施するほか、政策担当者等への研究成果のブリーフィング等を通じて、我が国の通商政策・経済協力政策に寄与するとともに、産業界、相手国政府に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する政策提言を行う。</p>		<p>産業界、相手国政府への提言として、ラオス・トンシン首相（当時）が理事長にラオスの産業政策に関する政策提言依頼を表明したことを受けて、政策提言研究会「ラオス経済産業貿易開発ビジョン」を発足させ、経済地理シミュレーションモデル（IDE-GSM）を用いた研究を実施し、ジェットロと共同で政策提言書を作成し、27年にラオス政府に提出した。同年、政策提言書をラオス政府関係者に普及することを目的に、ピエンチャンで政策提言セミナーを開催し、プンタビ計画投資副大臣が出席した。28年にはフォローアップとして、ラオスの物流コストに関する政策提言研究会を発足し、研究結果を現地セミナーで発信した。ラオスの国内輸送コストが隣国タイと比べて高いことを指摘し、通関コストをタイ並みに下げることが提言。また、内陸保税蔵置場（インランド・デポ）の設置、タイ-ラオス間の鉄道整備、船会社のアライアンスのプラットフォーム形成など、通関コスト引下げの具体的な政策提言を実施。上記提言は、今後の政策立案に活用してもらおうべく、29年6月に石毛理事長からトンルン首相へ手交した。</p> <p>28年度、29年度には、スリランカ政府を対象とした政策提言セミナーを開催し、物流ハブとして存在感を増すスリランカにおいて、今後のグローバルなサプライチェーンへの参加や輸出志向の経済成長に関する可能性、貿易規制・スタンダードに関する報告を行った。同セミナーは経済産業省およびスリランカ政府が作成している「投資促進ロードマップ」（28年度より継続して策定）の一部として位置づけられている。</p> <p>28年度、29年度、30年度には、日本におけるビジネスと人権への取り組みについて、国際シンポジウムや外国での現地ワークショップを複数回開催し、ビジネスと人権に関する国際的な潮流と我が国が直面している課題について、日本国政府及び日系企業に対して情報発信を行った。</p> <p>29年度は経産省受託事業の一環として、アジア・アフリカ構想（AAGC）ビジョン策定にかかる事務局をERIA、インドの発展途上国研究情報システムセンター（RIS）と担い、知見の提供を行った。</p> <p>29年5月開催の「アフリカ開発銀行年次総会」での講演で、モディ首相が3機関の協力を歓迎。29年7月、東京で日印政府および事務局3機関の会合を開催したほか、29年9月には、RISとアジ研が協力のための包括的MOUを締結。30年3月、「発展ビジョン」策定に係る報告書を経済産業省に提出した。</p>			
		<p>(ii) 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>国の研究機関としての特性を活かしながら、多様な研究者の集積と国内外の研究ネットワークを活用し、先駆的かつ大学・企業等では実施しがたい研究成果を創出する。具体的には、空間経済学に基づきアジア経済研究所が構築した「GSM」（経済地理シミュレーションモデル）の地域的拡張や応用に取り組み、国際機関、外国政府等に対する政策提言に活用する。また、アジア経済研究所が長年培ってきたアジア国際産業連関分析を基礎として開発した「付加価値貿易分析」の普及と応用に取り組む。</p> <p>さらに、グローバルバリューチェーン（GVC）に世界的な関心が高まる中、付加価値貿易をはじめとする最先端の研究をリードするため、GVC研究拠点を整備する。</p>		<p>(ii) 先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出</p> <p>空間経済学に基づきアジア経済研究所が東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と共同開発した経済地理シミュレーションモデル（IDE-GSM）に関する取り組みとして、27年度から28年度にかけて、福井県立大学、北陸環日本海経済交流促進協議会、経済産業研究所と連携研究を実施し、IDE-GSMを活用し、北陸地方の国際化と地方創生に向けた研究を行った。27年度には、ラオス政府に対して、IDE-GSMを用いた分析をもとに経済発展に向けた提言を行い、政策提言書の提出、現地政策提言セミナーの実施等を行った。また、モンゴルの内陸開発途上国国際研究所やモンゴル国家統計局と共催でセミナーを開催し、IDE-GSMのモンゴルへの応用の可能性を探った。セミナーには、モンゴル財務省や道路運輸開発省など、多数の政府関係機関からの出席があった。その後、モンゴル側からデータ提供を受けモンゴルのインフラ整備計画の経済効果をIDE-GSMで分析した結果を、29年11月にウランバートルで開催したセミナーを通じ、モンゴル政府等に報告した。</p> <p>また、「付加価値貿易分析」やグローバル・バリュー・チェーン（GVC）に関する取り組みとして、27年度は政策提言研究会「付加価値貿易分析－発展途上国への展開（Ⅲ）」を発足し、WTOやOECDなどの国際機関等との共同研究を進めた。</p> <p>28年度から30年度にかけては、連携研究会「技術革新とグローバル・バリューチェーン」を発足しており、WTO、世界銀行、OECD、グローバル・バリューチェーン研究センター、中国発展研究基金会と共同で研究を実施した。29年度には、GVC研究を先導する国際機関・研究機関の初の共同研究成果をまとめたレポート「GVC Development Report：Issue1」を刊行、同レポートはWTOおよびアジ研のウェブサイト等で公開。続刊作成に向けて共同研究を継続している。29年9月にジュネーブで開催された「WTOパブリックフォーラム」で、世界銀行がワークショップを主催、アジ研が共催。その場で、上記レポートと今後の研究テーマについて、アジ研研究者も登壇して議論した。30年度は「GVC Development Report：Issue2」の刊行に向け調査、</p>			

			<p>執筆活動を行った。</p> <p>(iii) 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献 国際共同研究について、27年度に19件、28年度に16件、29年度に13件、30年度に13件を実施した。そのうち、連携研究では、清華大学国情研究院や復旦大学などの海外大学、台湾経済研究院などの研究機関、WTOや世界銀行、OECDなどの国際機関と連携し共同での研究を進めるなど、研究の深化と成果の最大化を図っている。また、28年度から29年度にかけて、ロンドン大学衛生熱帯医学大学院と、感染症対策の経済分析で連携研究を行った。</p> <p>アジア経済研究所がERIAと共同開発したIDE-GSMは、ERIAが策定した「アジア総合開発計画（CADP2.0）」に活用されており、「第3回日ASEAN経済大臣会合」（27年8月、マレーシア）において報告された。海外の研究機関との研究交流、ネットワーク拡大のため、ロンドン大学アジア・アフリカ研究学院（SOAS）、発展途上国研究情報システムセンター（RIS）、ラオス国立経済研究所（NIER）等との包括的な研究協力協定を締結した。また、国内の大学との研究連携を推進すべく、東京外国語大学現代アフリカ地域研究センターと研究活動等に関する覚書を締結した。</p> <p>アジアの研究蓄積の国際的な発信展開のため、国際機関や海外の研究機関との共催イベントを実施した。「WTO パブリックフォーラム」には5年連続でアジアのセッションが採択されており、国際機関や海外政府からの出席も多く、研究事業に対する関心の高さがうかがえた。また、2年連続で「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」内のイベントでも研究成果の発表を行い、政策担当者からも有益であると好評であった。</p> <p>ERIAとの連携で、27年、28年及び29年にタイ、ラオス、ベトナム他5カ国の学術機関の研究者とともにイノベーションに関する論文を共同執筆した。また、30年にはヘルスケアと高齢者介護に関する研究をタイ、インドネシアの研究者とERIAと連携して実施した。28年3月には、ERIA及びアジア研は日本政府との政策対話を実施し、技術革新、インフラ開発、SME政策などの切り口からASEAN域内の課題を議論した。</p> <p>毎年、ERIAとアジア研は研究機関ネットワーク（RIN）会合を開催した。さらに、29年3月にERIAと共催で国際シンポジウム「ニュー・ノーマル、統合、不平等」をジャカルタで開催。トランプ米大統領の「米国第一主義」政策に基づくTPPからの離脱、NAFTA再交渉等の米国の通商戦略の見直しや、英国のEU離脱といった情勢が、東アジアの経済統合や東アジア域内の通商政策にどのような影響をもたらすのかなどについてパネルディスカッションを行った。</p> <p>30年1月、定例的に実施する研究機関ネットワーク（RIN）会合の機会を最大限活用し、14カ国からの研究者（RINメンバー）やアジア研およびERIAの研究者に、著名な外部専門家を交え、各国ASEAN大使・インドネシア政府関係者等を対象とした有識者会合を開催した。イノベーションの進展が連結性向上に寄与し、連結性向上が距離の問題を克服すると共に新たなイノベーションを生み出すという一連の流れを、アンバンドリング（分離）概念をベースに議論した。来場したインドやニュージーランドなどの各国ASEAN大使からは価値ある研究、有益な情報であると高評価を得た。</p> <p>また、31年1月には、インドネシアにて、ERIA、RIETIと共催でデジタル経済をテーマとした有識者会合を開催。在ジャカルタASEAN大使等外交・政策関係者も参加し、ビッグ・データ・AIの現状やプラットフォーム・ビジネスと個人情報保護に関する基調講演に続き、ICTの発展と産業政策などの各国事例報告および活発な議論が行われた。本会合はG20に向けたT20のサイドイベントとしても位置付けられた。</p> <p>30年3月には、ERIAの日本における研究成果普及活動を支援し、またERIAとの連携研究の成果の日本国内での普及も行うためERIAと共催でシンポジウムを実施した。アジア研がERIAと連携し実施してきたイノベーションに関する研究の成果に加え、ERIAが京都大学及び早稲田大学との間でそれぞれ行ってきた共同研究成果も包含し、東アジアがさらなる発展を目指す中で必要とされる政府の開発課題と企業の経営課題について議論を深めた。</p> <p>27年度内において研究企画部研究連携推進課に研究マネジメント職1名を増員。また29年度採用活動の結果、30年4月に研究マネジメント職2名を採用したほか、30年度採用活動においても研究マネジメント職1名を採用内定した。引き続き研究マネジメント人材の重点的な配置を一層はかかっていく。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

		<p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等</p> <p>研究成果は、出版、国際シンポジウム・セミナー開催、ウェブサイト等を通じて、政策担当者、メディア、経済界、国民各層に対して提供する。アジア24カ国・地域を対象とするアジア動向分析事業を実施し、その成果を『アジア動向年報』（年刊）及びウェブサイトで提供するほか、アフリカ、中東、中南米の地域別の雑誌発行（ウェブ版を含む）を通じた成果普及を行う。また、新たに国内の大学と連携した形でのセミナー・講演会の開催を図る。</p>		<p>(iv)成果普及及びキャパシティ・ビルディングへの貢献等</p> <p>産官学を含む一般に対して、時宜を得たタイミングで、開催地、開始時間等を工夫して国際シンポジウム、特別講演会、地方講演会等を開催した。27年度は82件、28年度は96件、29年度は104件、30年度は96件を開催した。役立ち度（上位二項目が占める割合）は、27年度99.3%、28年度97.3%、29年度96.0%、30年度96.7%と目標値の80%を大きく上回っている。</p> <p>また、研究成果物を和英で外部出版社および研究所媒体を通じ積極的に発信した。さらにタイムリーな公開を目指し、29年度から、定期刊行物『アジア動向年報』『アジア経済』について、刊行と同時にウェブでの即時公開を開始した。英文単行書も海外の学術出版社から電子版・紙媒体を同時刊行し、海外出版社の電子ジャーナル出版プラットフォームを通じて刊行している英文学術誌『The Developing Economies』とあわせ、電子媒体での発信の拡充に努めた。『アジア経済』『アジア動向年報』『アフリカレポート』『ラテンアメリカ・レポート』『中東レビュー』は30年度から科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル出版プラットフォームJ-STAGE上で公開し、アジアの学術的研究に基づいた知見の、より広く効果的な発信に取り組んだ。</p> <p>「アジア諸国の動向分析」研究会では、グローバリゼーションがあらゆる分野で進展する中、目まぐるしく変動するアジア諸国・地域の政治、経済、国際関係の現状について、各国・地域の研究者が現地的一次資料や現地調査に基づいて把握、分析、その成果を『アジア動向年報』として提供した。29年度からは、印刷版の刊行と同時にウェブサイト上で本文情報を公開するとともに、各国の主な政治経済上の出来事をまとめた重要日誌をデータベースとして新たに構築し提供している。また刊行と同時に、『アジア動向年報』の内容をテーマとする連続専門講座を実施する等、研究成果の普及に努めている。</p> <p>「現代アフリカの政治経済」研究会では、アフリカの社会問題に特化したオンライン学術雑誌『アフリカレポート』を発行した。30年度は論考7本、時事解説1本、書評21本を発行し、論文1本、時事解説3本を採択した。時事的なトピックとしては、エチオピア政府の統治およびコンゴ民主共和国の住民殺戮を扱った原稿を掲載し、ジンバブエの大統領辞任に関する時事解説2本を採択した。ほかには、経済統合や国際武器移転、大統領選をめぐる各国の政治状況などの原稿を掲載した。</p> <p>「中東の政治経済分析」研究会では、『中東レビュー』第5号として年間を通じて英文および和文論稿（資料紹介を含む）を計8本、国別・テーマ別の「政治経済レポート」を、総論を含めて計7本掲載した。具体的には、アルシン・アディーブモガッダム「ロウハーニー政権下のイラン外交と世界」（英文）、ゴンチェ・タズミーニー「ロウハーニー政権——イラン内政の新たな転換」（英文）、ダルウィッシュ・ホサム「革命に抗する支配——エジプト司法権力と権威主義体制の復活」（英文）、土屋一樹「スイスィー政権はエジプトに持続的成長をもたらすか」、福田安志「アメリカの中東関与の変化とロシアの進出、湾岸への影響」、齋藤純「UAE 財政と付加価値税導入の影響」、清水学「イスラエル経済——グローバル化と「起業国家」 第Ⅱ部 産業政策とイノベーション」、最後に歴史的ペルシャ語資料の翻訳である「出光石油協定に見る 1950 年代のイランと日本のエネルギー外交」（翻訳・解題ケイワン・アブドリ）が含まれる。</p> <p>またテーマ別のレポートを編集した「中東政治経済レポート」として、鈴木均「総論：29年の中東地域」、池内恵「トランプ大統領のエルサレム首都認定宣言の言説分析」、池田明史「イスラエルのアジア外交攻勢——対印・対中関係の積極化をめぐる」、福田安志「中国と湾岸地域——原油を軸とした関係とその発展」、土屋一樹「エジプトの高インフレ」、今井宏平「ロシア軍機撃墜事件（27年11月）以後のトルコとロシアの関係」、最後に高橋理枝「中東・イスラーム諸国関係資料紹介」が掲載された。</p> <p>「ラテンアメリカの政治経済社会」研究会では、日本では情報が限られているラテンアメリカ諸国の政治、経済、社会、国際関係の諸分野に関して、ときどきの重要テーマを研究者が専門的見地から分析した論稿・情報を『ラテンアメリカ・レポート』（年2回発行）を通じて社会一般にわかりやすく普及した。29年度は、第34巻第1号（29年7月20日）、第2号（30年1月20日）を発行し、2号あわせて論稿合計11本、現地報告2本および資料紹介記事12本、フォーラムエッセイ2本を掲載した。</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--

				<p>ラテンアメリカでは、21世紀に入って域内を席卷した「左派政権の波」の潮目が変わりつつあり、各国の選挙動向や政治情勢の変化が注目される。域内各国でみられる政権交代は、経済政策の変化にもつながっている。また29年には前年の米国トランプ政権の誕生がラテンアメリカ各国、とりわけメキシコにどのような影響を与えるかが注視された。</p> <p>このような状況でVol.34 No.1では、エクアドル総選挙、ブラジル地方選挙、ベネズエラの制憲議会選挙などに関する論稿、エクアドルとブラジルの経済政策に関する論稿などを掲載した。またノーベル平和賞を受賞したコロンビア政府と左翼ゲリラFARCとの和平合意に関する論稿も取り上げた。No.2では、メキシコと米国の外交関係、米国向け輸出製造業の動向、そして急速な治安悪化で注目されるメキシコの麻薬紛争に関する論稿を集めたメキシコ特集を組んだ。それ以外にはパラグアイの大統領再選禁止規定をめぐる政治対立、チリの銅産業の生産性向上政策などに関する論稿を取り上げた。</p> <p>国内の大学と連携したセミナー・講演会の開催として、東京大学、東北大学、名古屋大学、大阪大学、神戸大学、長崎大学、早稲田大学等の大学と協力して、セミナー・講演会を開催した。例えば、東京大学とは「一带一路と AIIB、空間経済学等をテーマとするワークショップ」を開催した。</p>			
		<p>開発専門家育成のため開発スクール (IDEAS) を運営しアジア経済研究所の途上国開発に関する研究成果の蓄積を活用して開発専門家育成を行い、アジア・アフリカ諸国の行政機関等から将来の政策立案を担う研修生の受入を通じて開発途上国政府の政策立案・実施機能の向上に貢献するほか、開発協力を担う日本人開発専門家の養成を図る。特に、平成25年から始まったアフリカ諸国からの研修生受入を海外事務所等の協力を得ながら拡充する。また、日本国内及び海外でのフォローアップ研修を通じて、開発途上国政府等における IDEAS 研修生ネットワークの拡充・活用を図る。</p>		<p>経済協力・開発援助の現場において、高度な専門性を持って活躍できる開発専門家の育成を目指す開発スクール (IDEAS) 事業を展開。27～30年度は開発専門家を目指す日本人 (46名)、アジア・アフリカ諸国の若手行政官を対象とした外国人に対する研修 (20カ国から計71名) を実施。特にアフリカ諸国からの研修生受入を拡充し、アフリカ諸国からの受入は27～30年度で6カ国から計22名となった。また、各年度の日本人・外国人研修生の役立ち度上位2項目の割合は100%であった。</p> <p>フォローアップ研修については、27年度は16名 (28年2月)、28年度は10名 (29年2月)、29年度は10名 (30年3月)、30年度は7名 (31年3月) に研修を実施し、研究交流・ネットワークの拡充に努めた。</p>			
		<p>アジア経済研究所は、開発途上地域についての世界有数の専門図書館であるアジア経済研究所図書館 (蔵書65万冊) を中核とする知識インフラを提供する。貴重資料や研究所出版物の電子提供等の拡充を通じて資料の活用と利便性の向上を図るほか、資料展・講演会等の実施や図書館共同利用制度を通じて大学・研究機関の図書館等との連携を強化する。</p>		<p>アジア経済研究所図書館は、開発途上地域の資料・情報センターとして開発途上国の社会科学に関する基礎的文献と最新の資料を収集・整理し、利用者に提供している。30年度末の図書の蔵書は約70万冊であり、新聞・雑誌、統計資料、各種データベースも取捨選択しつつ効率的に収集・提供をしている。</p> <p>また、情報の電子化が進む中、29年度より、3つの研究成果データベースを統合し、国立情報学研究所の共用リポジトリサービス、JAIRO Cloud上に、アジア経済研究所学術研究リポジトリ (ARRIDE) として再構築した。これにより、研究所が実施する研究事業の研究成果を一元的に管理するとともにワンストップでの情報提供が可能となった。</p> <p>30年度末現在、15の大学図書館と共同利用制度の覚書を締結して、図書資料の相互貸借を行い利用者の利便を図るとともに、広報の一環として資料展・講演会を共催した。30年度は新たに早稲田大学と締結済みである。</p> <p>30年度も開発途上地域の経済、政治、社会等を中心とする諸分野の資料・情報を提供する専門図書館として、利用者の利便性を向上させ、途上国研究者、大学関係者、官公庁、マスコミ、ビジネスマン等に対し、多様なルートを通じて知識インフラを提供した。</p>			

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式
2-1 業務改善の取組

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務改善の取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	27～28年度 平均	27～29年度 平均	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比(計画値)	第四期中期目標期間中、△1.15%	第三中期期間中、年平均△1.36%	△1.15%	△1.15%	△1.15%	第四期中期目標期間中、△1.15%		
(実績値)	—	—	△0.67%	△2.74%	△2.28%	△1.48%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。 この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。	運営費交付金を充当して行う業務については、第四期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。 この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図る。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費の合計の毎年度平均で前年度比：△1.15% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業について、効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、一層質の高い、効率的な業務運営を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的指標を達成しているか。 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>一般管理費及び業務経費の合計で毎年度平均△1.48%の効率化を達成。</p>	<p><自己評価></p> <p>評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>毎年度平均は△2.28%と、前年度比1.15%以上の効率化を実現。所期の目標を達成していると認められるため、評価をBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

2-2 組織体制・運営の見直し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	組織体制・運営の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	<p>組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間の連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。</p> <p>監事・監査業務等の内部統制強化を図りながらも、それにより管理部門の人員が増大しないよう努力する。</p> <p>また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>○国内事務所 国内事務所については、</p>	<p>①本部組織 ビジネスの仕組みがグローバルに拡大しつつある中、国内外の企業からのビジネス支援ニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、以下の視点から本部の組織体制を再構築する。</p> <p>(i)顧客支援強化に向けた体制の整備 顧客からのファーストコンタクト窓口を担うとともに、顧客サービスの向上を推進する部署を新設する。</p> <p>(ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 対日直接投資の促進事業の拡大のため、二次投資支援を含めた体制を抜本的に強化するとともに、農林水産物・食品の輸出促進についても政府が進める品目別のオール・ジャパンでの取組にきめ細かく対応するため、品目別支援体制を構築するほか、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した新たな組織(日本食品海外プロモーションセンター)を機構内に創設する。さらに、地方創生を推進するため組織</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ①本部組織 ・国内外の企業からのビジネスニーズに多面的かつ効率的に応えるべく、本部組織の体制を整備する。</p> <p>②アジア経済研究所 ・研究の質的向上を図るため、外部の研究者による研究成果の評価を実施する。 ・内部査読を組織的に実施する。 ・産業界、学界、メディア等の有識者の意見は定期的に聴取し、政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化に生かす。</p> <p>③国内事務所 ・自治体や関係団体等との連携を加速させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書(MOU)を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商</p>	<p><主要な業務実績> ①本部組織 (i)顧客支援強化に向けた体制の整備 お客様の窓口となる情報提供業務(貿易投資相談、ライブラリー、会員)を担ってきたビジネス情報サービス部を「お客様サポート部」に改め、一部機能を拡充した。</p> <p>(ii)政府の成長戦略への貢献に向けた体制の強化 外資系企業の二次投資案件支援を行う「外資系企業支援課」の設置をはじめ対日投資部の体制を強化した。また、大阪本部の対日投資機能を強化(二次投資案件発掘・支援機能の補完、関係機関との連携強化等)するために、大阪本部に対日投資誘致を担う対日投資推進課を新設した。</p> <p>・農林水産物・食品の輸出促進における品目別取組みを強化するため、品目3課(農林産品支援課、水産品支援課、加工食品・酒類支援課)を新設した。各品目課では品目別輸出団体との連携により、各品目分野における輸出促進に向けた取り組みを後押しし、対象品目のプロモーションの推進に貢献した。</p> <p>・農林水産物・食品のブランド構築のためのオール・ジャパンでのプロモーションを企画・実行する新たな組織として「日本食品海外プロモーションセンター(JF00D0)」を設置した。</p> <p>・組織横断的に地方創生を推進する地方創生推進課を企画部内に新設した。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 ・企業に一層寄り添って我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行うため、農林水産・食品部、ものづくり産業部、サービス産業部と、産業別に部を再編した。</p> <p>・企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用等によるイノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う「知的財産・イノベーション部」を新設した。</p> <p>・デジタル関係の新規事業を一体的に取り組むため、30年5月1日</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p> <p></p>	<p><評価に至った理由> その他の指標に挙げられた内容を実施し、所期の目標を達成していると認められるため、評価をBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>

<p>自治体等における貿易・投資施策の策定プロセス等へ積極的に参画するなど、地元での連携強化を図る。また、地域ニーズへの対応強化、地域経済活性化への貢献、顧客の裾野の拡大を図るため、地元からの強い要請や応分の経費負担を前提として、貿易情報センターネットワークの強化を図る。加えて、全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を起点として、地域で連携した産品の市場開拓など都道府県の枠組みを超えた広域事業を展開していく。</p> <p>今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所について、開設から一定期間を経た後（山梨事務所については初年度速やかに）、管轄地域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事務所の開設の効果について検証を行う。</p> <p>また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。</p> <p>さらに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。</p> <p>○ 海外事務所 海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米な</p>	<p>横断的視点を持つ部署を新設する。</p> <p>(iii)企業ニーズに的確に対応する体制の構築 企業に一層寄り添ったビジネス支援を強化するため「産業別」の部を再編し、我が国企業の海外展開支援のみならず産業の専門性を活かしたインバウンドの取組支援を行う。また、企業のニーズが高まっている海外での知的財産権の活用、イノベーションの促進及び海外の基準・認証への対応等の業務を担う部署を新設する。</p> <p>②アジア経済研究所 国際機関等との研究連携・国際共同研究の一層の推進や重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図る。また、研究の質的向上を図るため、外部有識者からなる「業績評価委員会」が選定する外部の研究者による研究成果の評価を実施するほか、アジア経済研究所内の「研究企画委員会」による内部査読を実施する。特に政策的・社会的な研究ニーズ把握と研究事業の適正化のため、産業界、学界、メディア等の有識者で構成される「調査研究懇談会」を活用する。</p> <p>③国内事務所 国内事務所については、自治体や関係団体等との連携を加速化させ、地元企業・産業の海外展開、外国企業の投資誘致や訪日外国人の誘致などの地域経済活性化等に資する取組を進める。特に、覚書(MOU)を締結済みの独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の関係団体とは、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、企業の共同訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携協力を図る。加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構とは地方事務所との共用化又は近接化を推進する。なお、地域貢献等における具体的な成果を創出するに当たっては、都道府</p>	<p>工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の支援機関を中心に、共同での企業訪問、セミナー・展示会・商談会開催や海外ミッション派遣などで一層の連携を図る。</p> <p>・独立行政法人中小企業基盤整備機構と地方事務所との共用化又は近接化を推進する。</p> <p>・都道府県ごとのきめ細かな体制と地域統括センターを基点とする広域体制とを両立させた体制の整備をさらに推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等を積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所 ・政策ニーズや事務所単位での評価等を踏まえ、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方を検証・検討し、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。</p> <p>・欧米先進国における対日直接投資促進やジャパンブランドの発信等の強化に向けた業務体制の整備を継続するとともに、将来ニーズの高い新興国での体制の充実を図る。</p> <p>・事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p>付でサービス産業部に商務・情報産業課を設置。</p> <p>②アジア経済研究所 ・27年4月1日付で研究企画部研究連携推進課を新設。研究マネージメント職を重点的に配置した(同課を中心に国際機関等との研究連携・国際共同研究の推進、重点的な研究課題の企画・調整機能の強化を図った)。</p> <p>・外部有識者(アジア経済研究所業績評価委員会)による研究評価については毎年度第4四半期に実施し、平均評価点は4.4点(5点満点/27年度4.4点、28年度4.2点、29年度4.5点、30年度4.5点)。</p> <p>・研究双書、選書、外部英文出版等書籍の形で発表される研究会成果(27年度15、28年度15、29年度10、30年度9)件を対象に、各研究会の成果につき各2名が内部査読を実施。</p> <p>・27、28、29、30年度に一回ずつ調査研究懇談会を実施。各界有識者から研究所の運営に資する意見を聴取。29年度については「アジ研のプレゼンスを効果的に示すための研究および成果の発信の在り方」、「研究活動で得られた一次データの公開」、「中長期的にアジ研の研究を担う研究者の育成」等、30年度については「国立研究開発法人に求められる役割とその評価」等につき幅広く意見が表された。</p> <p>③国内事務所 ・新輸出大国コンソーシアム事業等を通じ、全国の貿易情報センターに専門家を配置し、支援対象企業を発掘するとともに、支援企業からの質問や相談等への対応や、企業の要望や活動状況にあわせた、最適な支援サービスの紹介など、企業に寄り添う支援を実施した。海外展示会や国内商談会などの商談機会も提供することで、効果的な海外展開支援を行った。</p> <p>・外国企業の誘致に関しては、トップセールスを含む国内外でのセミナー開催によるプロモーション、地域の投資環境・インセンティブ等の情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して実施。</p> <p>・産業観光連携については、各国内事務所が自治体と密接に連携し、地元ニーズを踏まえた事業を実施。観光資源や地域産品を海外バイヤーへ売り込むことに加え、海外メディアにも地域の魅力を紹介し海外へ広く情報発信をした。</p> <p>・各国内事務所がセミナー・展示会・商談会の共催・協力等を通じて覚書(MOU)を締結済みの関係団体と連携を深めている。その他にも、中小企業基盤整備機構や商工組合中央金庫との海外支援事例集の共同作成、中小企業基盤整備機構と連携した海外展示会出展支援を実施した。日本政策金融公庫主催のビジネス商談会におけるジェトロ相談ブースの出展なども実施している。上記以外の機関についても、日本東京商工会議所の委員会等において役員がメンバーとして参加、日本商事仲裁協会に対してリスク管理セミナーの開催に協力することなども行っている。</p> <p>・国内事務所の移転時には、地方自治体の意向を確認しつつ、立地条件、賃料等の貸借条件を踏まえ個別に近接化を検討した。その結果、福岡事務所では30年7月の移転により中小企業基盤整備機構(九州)との近接化が実現。</p> <p>・各地域統括センターが中心となり、ブロック内で定期的な会議を開催し、事業連携の検討や情報共有を行うなど、地域内での密な連携体制を構築した。また、各事務所では年に1度、有識者会議を開催し、地元のニーズを汲み上げてきめ細かい対応ができるよう事務所運営を行っている。</p> <p>・自治体からの要請に応え、29年7月に滋賀貿易情報センター、29年10月に和歌山貿易情報センター、30年7月に群馬貿易情報センター、30年11月には奈良貿易情報センターを設置し、各都道府県におけるきめ細やかな支援体制をさらに強化した。また、31年3月には埼玉県知事より埼玉貿易情報センター設置に関する要望書を受理。令和元年11月に開設予定。</p> <p>・各貿易情報センターから各地方自治体等に積極的に働きかけた結果、負担金や委託業務費が拡大したほか、研修生などの外部人材の獲得にも繋がり、運営基盤が強化された。</p>	
---	---	--	--	--

<p>ど対日直接投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。また、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>	<p>県ごとのきめ細かな体制と全国8ヵ所に設置した「地域統括センター」を基点とする広域体制とを両立させた体制の整備を更に推進し、国内事務所ネットワークの強化を図るとともに、各自治体等からの負担金拡大、委託業務費の拠出や研修生をはじめとする人的派遣等について積極的に働きかけ、運営基盤の強化を図る。</p> <p>④海外事務所 海外事務所については、事務所単位での評価や民間サービスの状況等を踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施し、事業成果の向上に資する海外ネットワークの在り方について検証・検討を行い、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。具体的には、欧米先進国における対日直接投資促進やジャパンプランドの発信等の強化に向けた一層の効率的な業務体制の整備を図るとともに、将来ニーズの高い新興国における体制の充実を図る。なお、配置の妥当性については、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で検証する。また、事業の連携強化等を図るため、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化を進める。</p>		<p>④海外事務所 <北米・大洋州> ・成長市場として注目高まるダラスにヒューストン事務所の「サテライトデスク」（非常駐、出張時に利用）を設置した（28年11月）。 ・ニューヨーク事務所が先に移転していた国際交流基金及び国際観光振興機構との近接性を維持する物件に移転した（27年11月）。 ・シドニー、ロサンゼルスが、経費効率や、立地、環境等、事業実施に支障のない適切な物件であることを前提に、他法人との近接性を維持する物件に移転した（シドニー：28年12月、ロサンゼルス：29年2月）。</p> <p><中南米> ・アルゼンチンにおける経済開放を推進する新政権の誕生（27年12月）、日本企業のビジネス情報ニーズの高まりを踏まえ、駐在員が不在だったブエノスアイレス分室に駐在員を再派遣し事務所化した（29年1月）。 ・ベネズエラの政情不安、治安悪化を踏まえ、カラカス事務所の駐在員を退避し分室化した（29年4月）。 ・貿易投資相談等の活動実績を踏まえ、中南米2分室（パナマ、サン・ホセ）を閉鎖した（29年9月）。</p> <p><欧州> ・貿易投資相談等の活動実績を踏まえ、北欧3事務所（ストックホルム、ヘルシンキ、コペンハーゲン）を閉鎖した（27年9月末）。サイバー・IT分野の先進的な取り組みが進んでいるタリン（エストニア）に、バルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）を管轄するコレスボンデントを配置した（30年5月）。</p> <p><中東・中央アジア> ・トルコにおける地域本部を配置する欧州企業の増加、日系企業集積の進展等を踏まえ、イスタンブール事務所の駐在員を増員した（27年8月）ものの、トルコ経済の停滞を受けて駐在員を1名減員した（30年9月）。 ・トルコから中央アジア・コーカサスへのビジネス展開の動きを踏まえ、中央アジア・コーカサス地域の所管を見直し、イスタンブール事務所を同地域の調整センターとした（27年10月）。 ・イラン経済制裁解除（28年1月）による同国内でのビジネス展開の動きを踏まえ、テヘラン事務所の駐在員を増員した（28年7月）ものの、イランへの経済制裁再開を受けて駐在員1名を減員した（30年10月）。</p> <p><アジア> ・バンコク事務所ブノンペン分室を事務所運営体制の整備状況を踏まえ事務所化した（27年10月）。 ・ハノイ事務所が国際協力機構（JICA）と同一建物内に移転し近接化を実現した（27年9月）。</p> <p><アフリカ> ・エチオピアのハイレマリアム首相による安倍首相への要請、アフリカ事務所倍増方針（TICADVにおいて茂木経産相が発表）を踏まえ、アディスアベバ事務所を設置した（28年3月）。 ・安倍首相とモザンビークのニューシ大統領による「日モ共同声明」（29年3月）を踏まえ、マプト分室を開設した（29年10月）。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

2-3 調達方法の見直し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	調達方法の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																		
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)																	
迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて、日本貿易振興機構が策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	迅速かつ効果的な調達の観点から、調達全般にわたって不断に合理化に取り組むとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえて策定した「調達等合理化計画」に掲げられた目標を達成するものとする。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の点検(全件) <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調達等合理化計画」に掲げた、随意契約の限定、一者応札・応募削減に向けた取組、調達担当職員の事務処理能力の強化のための研修の実施、調達に関するガバナンスの徹底を行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定量的指標を達成しているか。 ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達について、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(27年5月総務大臣決定)に基づき、PDCAサイクルにより、公正性および透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むために、27年度以降毎年度毎に「独立行政法人日本貿易振興機構調達等合理化計画」を策定している。 ・競争性のない随意契約については、契約に係る総括責任者や審査責任者等が、全案件を事前に随意契約の必要性や合理性、契約金額の妥当性について厳格な審査を行い、真に止むを得ないものに限定した結果、全契約に占める随意契約の割合は件数、金額ベースで下記のとおりとなった。 <p>【第4期中期期間 契約全体に占める競争性のない随意契約の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全契約に占める割合(金額ベース)</td> <td>5.6%</td> <td>4.7%</td> <td>5.6%</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>全契約に占める割合(件数ベース)</td> <td>11.7%</td> <td>7.2%</td> <td>12.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札・応募の削減に向けて、①十分な公告期間の確保、②調達見通しの公表、③新規事業者が参入しやすい仕様書の作成、④入札説明会に参加した未応札・未応募であった事業者へのヒアリングによる要因分析等を実施した。専門的知見や経験等を求める仕様を満たす人材の確保が困難と思われる地方の貿易情報センターの労働者派遣業務、既存システムの保守・改修や年間を通じて実施する事務局・デスク運営業務等のノウハウの蓄積やコスト面で新規事業者にとって参入ハードルが高いと想定される案件、特殊分野に関する業務のため参入可能な事業者が限られた案件等が一者応札・応募となった。 一方、業務開始までの期間の十分な確保や仕様内容の見直し、案件周知の拡大等により、前年度一者応札から複数応札に改善された案件もあった。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を受けて、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を27年度は3回、28年度、29年度、30年度は2回開催し、競争性のない随意契約、一者応札・応募であった案件を中心に「調達等合理化計画」の策定および進捗に係る点検を行い、点検結果及び議事概要等はウェブサイトで公表した。 					27年度	28年度	29年度	30年度	全契約に占める割合(金額ベース)	5.6%	4.7%	5.6%	7.2%	全契約に占める割合(件数ベース)	11.7%	7.2%	12.5%	11.2%	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>		<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>随意契約について全件の点検を実施するとともに、一者応札についても改善に取り組んでいることから、所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>
	27年度	28年度	29年度	30年度																					
全契約に占める割合(金額ベース)	5.6%	4.7%	5.6%	7.2%																					
全契約に占める割合(件数ベース)	11.7%	7.2%	12.5%	11.2%																					

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

2-4 人件費管理の適正化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-4	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価															
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)								
政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の日本貿易振興機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員の配置を行う。その際、給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当てを含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表するものとする。	政府の成長戦略を実現し、日本経済が更なる成長を遂げ、我が国及び地域経済の再生を果たすため、第四期中期目標期間中の機構の果たすべき役割が増大することが見込まれることから、政府や社会から期待される役割を果たすために必要となる適正な人員を配置する。その際、給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など厳格に検証を行う。その上で、業務の性格や難度に応じた職種の大括り化などによる管理職ポストの抑制などにより給与水準の適正化を図り、毎年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の合理性・妥当性について、国家公務員及び機構と人材確保の点で競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などを行う。 業務の性格や難度に応じた職種の大括り化などにより人件費の適正管理を行う。 当該年度の給与水準及びその合理性・妥当性をウェブサイト等で、対外的に公表する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門分野に精通した外部人材の登用や、一般事務等を行う常勤嘱託員の採用など、雇用形態の多様化を通じた職員構成の見直しを図った。 給与水準については、ラスパイレス指数による検証を実施。事務職員の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は中期計画期間を通じて100~101ポイント台で推移しており、30年度は100.9(前年度比△0.7ポイント)、研究員の同指数も93.5と、いずれも概ね妥当な水準となっている 27年度以降の法人業績評価結果は、役員だけでなく職員の業績給にも反映させるよう見直しを図った。また、27年度の評価結果の反映から、非管理職の業績給の割合を30%から40%に引き上げた。 29年度は国家公務員の退職手当調整率の改正を踏まえ、役員退職手当の支給率と職員退職手当の調整率の引き下げを行った。 プロモーション職の賞与については、30年度評価の反映分から、個人業績反映部分の割合を管理職は50%から90%に、非管理職は40%から80%に、それぞれ引き上げた。 給与水準及びその合理性・妥当性は、ウェブサイト等で対外的に公表している。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p>									
							<p><評定に至った理由></p> <p>事務・技術職員、研究職員の給与水準について、年齢・地域・学歴勘案のラスパイレス指数は概ね妥当な水準にあり、職種の多様化や組織の大括り化等の適正化を通じて所期の目標は達成されていると認められるため、評定はBとした。</p> <p><参考></p> <p>○ラスパイレス指数(年齢・地域・学歴勘案)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員</td> <td>101.8</td> <td>101.0</td> <td>100.0</td> <td>101.6</td> </tr> <tr> <td>研究職員</td> <td>94.8</td> <td>93.6</td> <td>95.4</td> <td>94.7</td> </tr> </tbody> </table> <p><今後の課題></p> <p>事務・技術職員の給与水準が28年度に比べ1.6ポイントの増となっている。引き続き、常勤嘱託員や派遣職員の活用などの雇用形態の多様化の職員構成の見直しを含む給与水準の適正化に取り組みたい。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>		26年度	27年度	28年度	29年度	事務職員	101.8	101.0
	26年度	27年度	28年度	29年度											
事務職員	101.8	101.0	100.0	101.6											
研究職員	94.8	93.6	95.4	94.7											

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

2-5 費用対効果の分析

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-5	費用対効果の分析		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。	業務運営に当たっては、政府方針、他機関との役割分担等を踏まえつつ、事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析することで、限られた資源を最大限活用し、事業成果を一層高める。具体的には、四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を定期的に開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。国内外事務所については、事務所単位で目標値を設定するとともに、事務所単位で費用を把握した上で、本部と同様に、四半期ごとの進捗管理を行い、アウトカム向上委員会での評価を通じた資源の再配分等を行う。その際、国内事務所については、「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を定め、それに沿って事務所の設置及び運営についての評価や見直しを行う。また、事業評価を各事務所の業績評価と連動させ事務所運営	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認しつつ、機構内部に設置された「アウトカム向上委員会」を半年に1度開催し、中期目標・中期計画・年度計画で定められた目標値の達成状況を確認するとともに、目標達成に必要な人材・予算等の資源の再配分を行うことで、着実な目標の達成と事業の効率的な実施を図る。 ・国内外事務所について、事務所単位で目標値を設定し、評価を通じた資源の再配分等を行う。事務所単位でのサービスの質の向上と、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。 <p><評価の視点> 上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに年2回アウトカム向上委員会を開催し、PDCAサイクルによる業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的な対策ととりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、最終的に事業の円滑な実施と目標の達成につなげた。 ・国内外事務所単位の評価制度の導入については、評価項目・方法を決定するとともに、事務所別の目標設定を行い、28年度から試行的に導入につなげた。四半期ごとに進捗管理を行うとともに、アウトカム向上委員会でも事務所活動の総括を行い、事務所単位でのサービスの質の向上や事務所ネットワークの効率化・質の向上を図った。 ・事務所の開設においては、29年2月に策定した「貿易情報センターの設置・運営に関する考え方」を踏まえ、費用対効果の検証を行ったうえで事務所設置を決定した。既設事務所も含めた国内ネットワークの在り方については、アウトカム向上委員会や国内事務所評価制度導入の結果も踏まえ、一部人員体制等の資源の再配分を行った。 ・また、27年度以降の法人評価結果は、役員のみならず職員の業績給にも反映した。 	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに、「アウトカム向上委員会」を6月と11月に開催し、目標の達成が遅れている事業については所要の人材・予算等の再配分を行うことで、事業の効率化を図っている。</p> <p>事務所単位での評価制度の導入を実現し、所期の目標は達成されていると認められるため、評定はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p>	

		<p>に係る責任の所在を明確にすることで、事務所単位でのサービスの質の向上、ひいては事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。</p> <p>機構による自己評価を経て経済産業省において確定される事業年度及び中期目標期間の業績評価の結果については、組織や役職員のインセンティブ確保に結びつけるべく、次年度以降の内部の予算や人員配置に反映させるとともに、従来の役員の業績給等に加え、職員の処遇にも適正に反映させるべく見直しを図る。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)</p>

2-6 民間委託（外部委託）の拡大等

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-6	民間委託（外部委託）の拡大等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
	民間委託の拡大に当たっては、業務全般の運営方法の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、管理的業務に加えて、各種事業実施に伴う定型的な業務等、民間企業に外部委託が可能な業務については外部委託を推進し、効果的かつ効率的な業務運営を図る。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	民間委託の拡大に当たっては、業務ワークフローなどの不断の見直しや必要となるコストの検証を実施しつつ、これまで効率化を進めてきた人事、給与、物品調達などの管理的業務に加えて、セミナー・講演会の開催準備など、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、外部委託の可能性のある業務を特定し、外部委託を推進して業務の効率化を進める。また、官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務ワークフローなどの不断の見直しを進めつつ、人事、物品調達などの管理的業務や、各種事業の実施に伴う定型的な業務等、民間委託が適切な業務については外部委託を図ることで業務の効率化を進める。 官民競争入札等の対象案件については、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努める。 <p><評価の視点> 上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期中期期間を通じて、①嘱託員（常勤・非常勤）や派遣・臨時職員の採用・管理業務、②海外駐在員の住居手当・子女教育手当や海外旅行保険・健康保険に係る業務、③ジェトロ本部とアジア経済研究所での統一システム基盤による運用業務、④出張旅費や交通費の伝票起票や精算業務、⑤総合案内代表電話、総合受付、ウェブ問合せ、⑥アジア経済研究所図書館の運営業務などの管理的業務や定型的な業務について、入札等を通じて外部委託を継続することにより、業務の効率化を進めた。 本部とアジア経済研究所の統一システム基盤の運用業務の外部委託については、引き続き入札によって委託先を選定し、29年4月から業務を開始した。 業務ワークフロー・コスト分析の事例を総務省に29年度に提出。 ビジネスライブラリーの運営は、24～26年度の民間競争入札（市場化テスト）を経て「終了プロセス」の適用が認められたため、26年度中に一般競争入札を行い、27年4月より落札事業者による業務が開始。書庫資料の寄贈等処分作業や蔵書点検など委託先のノウハウを活かし、業務を効率的に遂行した。 コンピュータシステム運用管理業務については、官民競争入札等の対象案件として、一層のコスト削減及びサービスの質の向上に努めた。簡易な市場化テストとして実施する手法である「新プロセス」での取組を継続。 	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<table border="1"> <tr> <th>評価</th> <td>B</td> </tr> </table>	評価	B	<p><評定に至った理由> 管理的業務や定型的な業務について、入札等を通じて外部委託を行うことにより、業務の効率化を進めており、所期の目標は達成されており認められるため、評定はBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	
評価	B									

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

2-7 業務の電子化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	日本貿易振興機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ、効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、IT技術を活用して執務環境の整備を図る。その際、調達方法の改善を図ることにより、ユーザー当たりのIT基盤投資コストの抑制に努める。	機構内及び関係機関、支援企業等との迅速かつ効率的な情報共有、意思疎通、さらには、適切な意思決定等の業務効率化を可能とするべく、業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。例えば、タブレット端末やWEB・TV会議システム等を活用した時間と場所に縛られない執務環境の整備、企業の利用・支援状況等を一元的に管理するデータベースの構築、活用を図るとともに、決裁・申請手続きの電子化について、業務フローの改善をしつつ、システムの活用・導入を進める。IT技術を活用した執務環境の整備に際しては、これまで以上に調達時期の調整を図るとともに、外部専門家による意見等も踏まえ、クラウドシステム、多様なデバイスに対応するシステム、WEB会議室等その使用用途に的確に対応した機器、サービスを調達することにより、今中期目標期間中に計画されている「ジェットロ共通システム基盤」の更改においては、投資コストを現基盤と比較し、その抑制を図りつつ、利用形態の高度化を推進する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・業務フローの改善をしつつ、IT技術の活用を推進する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ・29年6月にシステム基盤を刷新し、国内執務用PC、メール/グループウェア、オフィスソフトウェア、サーバーの刷新を行った。本部(東京)の全フロアの全執務室に無線LANを敷設することで、ノートPCのモビリティ性を格段に向上させたほか、ドキュメント共有システム(SharePoint)の本格導入を行うなど会議や打ち合わせ時における情報共有の効率化や作業能率の向上、紙媒体の減少による費用削減を実現した。</p> <p>・ジェットロ内部で利用するTV会議の改善を図った結果、職員個人が執務用PCや携帯端末を通じて自由にTV会議を利用できるようになり、遠隔での意思疎通の利便性が向上した。</p> <p>・ノートPCによるモビリティ向上、メール容量の制限値の拡充(3GB→10GB)、情報共有機能を拡充したグループウェア、私用端末によるシステムの利用体制の拡充など、旧システム基盤から全般的に性能向上を図りながらも、一人当たりの単価では同程度に抑えた。</p> <p>・企業の利用・支援状況を一元的に管理する「顧客情報一元管理システム(JCIS)」を既に構築しているが、30年度、定量的な実績の集約、データの可視化、集計業務の効率化を図ることを目的として、成果把握データベースの仕様を策定し、開発を完了した。</p> <p>・役員会等本部(東京)での主要な定例会議において、配布資料を紙媒体ではなくタブレットで準備したことが、時間・経費の節減に繋がった。</p> <p>・ユーザーの利便性向上および業務フロー改善のため、電子決裁のトライアルを実施した。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 「ジェットロ共有システム基盤」の更改を実施。その他、会議資料のペーパーレス化や無線LANの導入など業務改善につながる取組がなされており、所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題> 企業の利用・支援状況に関するデータベースの機能拡張の検討にあたって、中長期的に人工知能技術を活用した相談サービスの提供による利用者の利便性向上や業務効率化を図ることを視野に検討されたい。</p> <p><その他事項> 特になし</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

3-1 自己収入拡大への取組

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	自己収入拡大への取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																						
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価														
				業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)													
	第一期から第三期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、引き続き、自己収入の拡大に向けた経営努力を継続し、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の拡大を目指す。	自己収入の拡大については、第一期から第三期中期目標期間においても取り組んできたところであるが、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、引き続き組織・事業運営の財政基盤を強化し、国への財政負担の抑制に引き続き取り組むこととする。具体的には、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について受益者負担の拡大を図るとともに、会費収入や自治体・関係機関等との連携を通じた外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。これに向けて、例えば展示会では、展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。また、企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業を拡大する。そのために、提供する情報の質の向上に取り組むながら必要な国内外の体制も構築し、更なる顧客	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー・展示会・商談会等の開催時には更なる受益者負担を求め、 会員収入や外部からの負担金や受託収入の増加を目指す。 展示規模の大型化や、業界団体等からの海外展示会開催に係る受託事業のニーズや採算性の調査を行い、事業化について検討する。 企業、業界団体、自治体等からの受益者負担を伴う形で、外部講演や企業向けブリーフィング、海外情報の収集・提供等に関する事業の拡大を検討しつつ、そのために、必要な国内外の体制の構築を図る。 受益者負担や受託収入等の拡大を求めるとともに、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。 科学研究費補助金など競争的資金や各種 	<p><主要な業務実績></p> <p>○自己収入全体の概要：</p> <p>・今中期目標期間中自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げを図った。自己収入総額は27年度に50.2億円、28年度に39.4億円、29年度は40.1億円、30年度は47.2億円であった。万博が開催される年度に大きく上振れする要因となる寄付金・協賛金を除くと、27年度は33.9億円、28年度は38.1億円、29年度は38.9億円と年々増加傾向にあり、30年度は46.9億円と過去10年で最大となった。</p> <p>【第4期中期目標期間中自己収入の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己収入総額</td> <td>50.2</td> <td>39.4</td> <td>40.1</td> <td>47.2</td> </tr> <tr> <td>寄付金・協賛金を除いた自己収入額</td> <td>33.9</td> <td>38.1</td> <td>38.9</td> <td>46.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：億円)</p> <p>・今中期期間中の自己収入は、所期の目的を達成したビジネスライブラリー東京の閉館(30年3月)やアジア経済研究所開発スクール(IDEAS)の「国内研究者育成事業」の廃止(30年3月)に加えて、会員制度の変更(中国経済情報研究会の終了(29年9月)、農林水産情報研究会の終了(31年3月))や出版物の一部無料化等により減少したものの、それ以上に業界団体等からの受託収入(27年度0.5億円、28年度1.8億円、29年度4.9億円、30年度11.6億円)や自治体からの負担金、業界団体・自治体の共同事務所負担金などの増加により、自己収入拡大を図り国への財政負担抑制に寄与することができた。加えて、展示会・商談会や外部講演・セミナー等においても適切な受益者負担を求め、さらなる拡大に努めたことも一因である(展示会・商談会参加料収入：27年度4.6億円、28年度6.2億円、29年度4.9億円、30年度5.3億円、講演会・セミナー参加料収入：27年度0.4億円、28年度0.3億円、29年度0.3億円、30年度0.4億円)。</p> <p>○自己収入拡大に向けた具体的な取組：</p> <p>・大阪本部、貿易情報センターでは、各種事業や調査を自治体等からの受託し、27年度は1.9億円(53件)、28年度は2.2億円(58件)、29年度2.6億円(62件)、30年度2.2億円(64件)の受託収入を得た。</p>		27年度	28年度	29年度	30年度	自己収入総額	50.2	39.4	40.1	47.2	寄付金・協賛金を除いた自己収入額	33.9	38.1	38.9	46.9	<p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>自己収入額は特殊要因を除けば、当中期目標期間を通じて増加傾向にあり、自己収入の拡大に努めた結果、所期の目標を達成していると認められるため、評定はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評定</p>
	27年度	28年度	29年度	30年度																		
自己収入総額	50.2	39.4	40.1	47.2																		
寄付金・協賛金を除いた自己収入額	33.9	38.1	38.9	46.9																		

		<p>サービスの向上と自己収入の拡大の好循環を形成する。</p> <p>なお、受益者負担や受託収入等の拡大を求めるに当たっては、中小企業へのサービス提供の質・量が損なわれないよう該当事業の適切なコスト把握を行い、それを踏まえた利用者負担の決定を行う。また、科学研究費補助金など競争的資金や各種学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p>	<p>学術助成金の獲得を奨励することで研究の充実を図る。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の取組を行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易情報センターを設置している自治体からの運営分担金等の収入は、27年度 6.7 億円、28年度 7.1 億円、29年度 7.5 億円、30年度 8.6 億円となった。30年度は群馬、奈良の新設や、北海道、和歌山などの増額により過去最大となった。 ・業界団体・自治体が海外事務所内に設置している共同事務所の運営分担金の収入は、27年度 12.2 億円、28年度 11.7 億円、29年度 11.3 億円、30年度 11.7 億円となった。30年度は、29年度の管理費負担の定額制から定率制への変更（29年度策定、30年度経過措置適用、31年度以降本格導入）による増額等により拡大。 ・「貿易実務オンライン講座」については企業ニーズに応じた新規講座「30分で学べるはじめての輸出」（30年3月）、「速習！これだけは知っておきたいノウハウシリーズ」（30年9月）の開講し、30年度は講座普及のための営業活動やキャンペーン実施など受講者拡大の販売戦略の成果が実り、新規の大口申込や販売提携先等からの契約継続につながった（27年度 0.8 億円、28年度 0.8 億円、29年度 0.8 億円、30年度 1.0 億円）。 ・中堅・中小企業等の国際ビジネス具体化支援のためのビジネス・サポート・サービスにおいては、ビジネスアポイント取得サービスは費用対効果を勘案し 30年度より会員限定サービスに変更。海外ミニ調査サービスは提供するサービスの質・量や作業負担を踏まえ、企業規模に応じた適切な受益者負担額を検証し 29年度4月より大企業・中小企業ともに一部値上げした新料金体系にてサービスを実施。今中期期間中は毎年度増加傾向にある（27年度 0.1 億円、28年度 0.1 億円、29年度 0.2 億円、30年度 0.2 億円）。 ・ジェトロが作成している国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」は情報普及の観点からウェブで無料公開しているものの、配信中の番組 DVD を企業等へ一定額で有償提供した。特に「安全保障貿易管理特集」（26年度に経済産業省と連携して制作、29年度に改訂版を制作）に関しては、主に各企業での社内研修用として活用されており、27年度以降 482 枚の DVD を有償提供（1 番組あたり 2,000 円）した。なお、30年度より YouTube 公式チャンネル上での広告表示による収益化を開始（27年度 0.03 億円、28年度 0.02 億円、29年度 0.02 億円、30年度 0.02 億円）。 ・有料会員制度においては、29年9月に「中国経済情報研究会制度」、31年3月に「農林水産情報研究会制度」を廃止したが、農水会員全体の6割強の254件（31年3月末時点）を「ジェトロ・メンバーズ」へ移行し、ジェトロのサービスの利用継続につながった。また、30年10月～12月期に役職員全員が組織をあげて実施した「新規会員獲得強化（キャンペーン）活動」を通じて、ジェトロ事業の参加企業やサービス利用者へ広く会員制度を案内した結果、30年度通年で 308 口の新規入会数を獲得（27年度 3.7 億円、28年度 3.7 億円、29年度 3.5 億円、30年度 3.3 億円）。 ・海外調査部では有料セミナーの受講料を 4,000 円に設定し、参加者に応分の負担を求めた。29年度は有料セミナーの開催回数を 28年度の 13 回から 23 回に引き上げるとともに、お客様サポート部と連携して有料ライブ配信も 14 回実施し、30年度からはオンデマンドも含めたストリーミング配信サービスを開始。また従来から外部講演、原稿執筆は可能な限り有償で対応してきたが、29年度からは一部の公益性の高いものを除き有償化。 さらに、情報発信の媒体見直しとして、月刊誌「ジェトロセンサー」は 29年10月にウェブサイトに移行し、「ビジネス短信」（旧通商弘報）とともに情報発信の 2 大柱とした。また、「ジェトロ世界貿易投資報告」などの単行書も、29年度よりオンデマンド出版に移行したことで、紙媒体作成と在庫管理にかかるコストと時間を削減し、業務効率化につながり、顧客にとっても利便性が向上した。 ・展示事業部で実施しているフロンティア市場におけるジャパンフェアは 27年度より段階的に受益者負担設定を変更し、受益者負担の拡大を行った。なお、第 5 期においては、以下を基本としつつ、事業内容に応じて協賛金制度も実施する予定。 <p>（27年度）大企業：2/3 を企業負担 （28年度）大企業：全額企業負担、中小企業：2 小間目から企業負担 （29年度）大企業：全額企業負担、中小企業：1/3 企業負担</p>			
--	--	---	---	---	--	--	--

			<p>(30年度) 大企業：全額企業負担、中小企業：1/3 企業負担</p> <p>・対日投資部が本部（東京）にて運営する対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）のテンポラリーオフィスについて、入居期間が50営業日を超えた入居者に対して、51営業日以降、管理費・光熱費・人件費等の実費負担を求め、IBSC ホールを入居者以外のジェトロ案件企業を対象に有料による貸し出しを行い、毎年度0.1億円程度の自己収入を得た。また、国内外でのセミナー開催によるプロモーション、進出関心企業へのアプローチ、地域の投資環境・インセンティブ等の情報提供、拠点の立ち上げ支援などを自治体と連携して受託事業として実施。</p> <p>・研究の充実を図るべく、科学研究費補助金（科研費）などの競争的資金を積極的に獲得し、交付額は27年度1.1億円、28年度1.1億円、29年度1.0億円、30年度1.0億円となった（研究代表者として新規で獲得した期間全体の研究費と研究分担者として当該年度受け入れた分担金の合計額）。基盤B以上の採択金額の大きい種目への挑戦や、より多くの研究者が科研費に申請できるような所内体制の構築を進めた。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						

3-2 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	運営費交付金の適切な執行に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
運営費交付金については、収益化単位ごとの予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金については、収益化単位ごとに予算と実績の管理を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・収益化単位ごとに予算と実績の管理を行う。 ・年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> ・27年度は収益化単位を想定して予算・実績を管理。28年度の本格導入以降は収益化単位での予算と実績の管理を行っている。 ・27年度の運営費交付金債務は、61.8億となった。期中に交付された補正予算を除くと1.05億円となり、交付額に対する執行率は99.6%に達した(独立行政法人化以降の最高執行率)。これは、業務の変更・効率化や為替変動による交付金債務の発生を期中において予測・管理し、適切な予算の再配分を行ったことに起因する。この交付金債務1.05億円は、主に第4四半期において、事業パートナー(外国政府等)の事情により事業が中止・延期になったことによるものである。 ・28年度より、運営費交付金の会計処理として収益化単位ごとに予算と実績の管理が行われることとなったが、その結果、業務達成基準を採択した業務に係る運営費交付金債務は17.8億円となった。これは相手国政府の要請等に基づく事業実施時期の変更、並びに企業の継続的支援を図るべく予算管理を行ったこと等が要因であり、全額翌期に計上した。また、中期計画及び政府間合意に基づく事業実施のため、補正交付金61.4億円を期首より留保した上で翌期及び今中期期間中に繰り越している。 ・29年度も収益化単位ごとの予算と実績の管理を行い、業務達成基準を採択した業務に係る運営費交付金債務は13.5億円となったが、これは前年度と同様、相手国政府との調整を踏まえた事業実施時期の変更、並びに企業の継続的支援を図るべく予算管理を行ったためである。また、中期計画及び政府間合意に基づく事業実施のため、補正交付金57.3億円を期首より留保した上で翌期及び今中期期間中に繰り越している。 ・30年度、運営費交付金の収益化単位ごとの執行管理を徹底し、政策効果の最大化を図るため、予算見直しを通じて機動的な再配分を実施。この結果、30年度末における運営費交付金債務は、前年度末の70.8億から24.4億に減少。なお、30年度は中期目標期間の最終事業年度であることから、独立行政法人会計基準を踏まえ、期末処理として全額について収益への振替を行った。</p>	<p><自己評価> 評定：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 当中期目標期間を通して収益化単位ごとに予算と実績の管理を実施。運営費交付金債務が生じた場合についても発生要因について十分に分析がなされていることから、所期の目標を達成していると認められるため、評定はBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報

目的積立金等の状況		(単位：百万円、%)			
		平成 27 年度末 (初年度)	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		966	947	936	926
目的積立金		0	0	0	0
積立金		0	13	366	741
	うち経営努力認定相当額				
その他積立金等		0	0	0	0
運営費交付金債務		6,181	7,928	7,084	0
当期の運営費交付金交付額 (a)		29,876	28,176	26,801	23,926
	うち年度末残高 (b)	6,181	4,503	3,761	0
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		20.7%	16.0%	14.0%	0.0%

3-3 保有資産等の見直し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産等の見直し		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸については、廃止を念頭に、自治体との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討する。	機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について検証を行う。 職員宿舎については、平成27年3月末まで被災者用住宅として流山市へ無償貸与している江戸川台宿舎を、入居者の避難終了後、速やかに国庫納付するとともに、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等を受けて策定した職員宿舎見直し計画に沿って、一部廃止や借上げ宿舎の戸数減などを着実に実施する。IBSCについては、地方への投資誘致に向けた機運の高まりを踏まえ、効率的な事業の実施に向けて、自治体等との調整を図る。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 保有資産については、詳細情報を引き続き公表し、多角的な観点からその保有の必要性について検証する。 職員宿舎については、江戸川台宿舎の国庫納付手続きを滞りなく進める。 職員宿舎見直し計画を着実に実施する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、財務諸表において保有資産情報を公表している。また、職員宿舎に関する職員向けアンケートを行うなど保有の必要性について随時検証を実施している。 被災者用住宅として27年3月まで流山市へ無償貸与していた江戸川台宿舎は、27年8月に財務省の指示を受けて国庫納付手続きを再開し、29年4月に完了した。 職員宿舎見直し計画に沿って、29年3月までに借上げ宿舎の戸数減を実施し、上大岡住宅2棟のうち1棟について28年度より国庫納付のための調査・準備を開始。29年度末に経済産業省に対して国庫納付の認可申請を行い、30年7月に国庫納付完了した。また、国家公務員宿舎使用料の段階的引き上げを踏まえ、28年6月と30年6月に使用料の引き上げを実施した。 一方で、老朽化が進んだ職員宿舎の継続利用のため、28年度に上北沢宿舎1棟（昭和43年築）の補修工事を実施したほか、29年度には上野毛寮を改修し女子寮としての活用を開始した。 IBSC福岡のテンポラリーオフィスについて、26年度の福岡事務所の移転に伴い常設スペースを廃止し、27年度からは必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式に切り替えた。IBSC神戸についても28年度にオンデマンド方式に切り替えた。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）神戸は、28年に常設オフィスを廃止し、必要な時にのみ民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方針期に切り替えたほか、職員宿舎についても、江戸川台宿舎国庫納付手続きを完了。所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

3-4 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	決算情報・セグメント情報の公表の充実等		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	日本貿易振興機構の財務内容等の一層の透明性を確保し、日本貿易振興機構の活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実を図る。	機構の財務内容等の更なる透明性の確保や、活動内容を政府や国民に対して分かりやすく示すことで理解を促す観点に加え、事業ごとの費用対効果を分析し適正な資源配分を行う観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公表する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を把握し公開する。</p> <p><評価の視点> ・上述の取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 27年度決算より、中期目標等における一定の事業等のまとまりである「対日直接投資の促進」「農林水産物・食品の輸出促進」「中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援」「我が国企業活動や通商政策への貢献」「法人共通」の5つに区分した決算報告書及びセグメント情報を公表することで開示情報の充実を図った。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 中期目標等を踏まえ、事業のまとまりごとに、決算情報・セグメント情報の公表を行い、開示情報の充実を図ったことから、所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-1 内部統制

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	<p>業務範囲の拡大、支援案件数の増加等による業務量の拡大が見込まれる状況下において、以下の通り内部統制の充実を図り、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を遂行し、日本貿易振興機構のミッションを有効かつ効率的に実施する。</p> <p>○「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>○役職員の行動指針となる行動憲章を、日本貿易振興機構内全職員に毎年度、周知徹底を図る。</p> <p>○日本貿易振興機構の業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、週1回役員会を開催し、審議・報告する。その結果を日本貿易振興機構内に伝達し、役職員全ての認識を共有する。</p> <p>○年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を年度当たり2回確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限</p>	<p>以下の方策を早期に検討し、実行するとともに、その維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況を毎年度点検する。 ・原則、週1回開催する役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした上で、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達し、認識を共有する。 ・内部統制に関する規程を整備する。 ・年度当たり2回開催するアウトカム向上委員会を通じて、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しを実施することで、事業成果の向上を図る。 ・組織横断的にリスクの把握・評価を行う体制を整備する。 ・研究不正防止に係る規程類の内容について引き続き研修等で周知徹底を図るほか、研究参加者への配慮等が確実に行われるように研究倫理審査を充実させる。 	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章を周知徹底するため、職員の理解状況について定期的に点検する。 ・内部統制に関する規程を整備し、内部統制推進体制を構築する。 ・アウトカム向上委員会を半期ごとに開催して、各部署の事業の進捗状況、予算の執行状況及び目標達成状況等を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分や人員再配置等の見直しをすることで、事業成果の向上を図る。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【行動憲章・規定による内部統制の維持・強化】 職員の理解状況を毎年10～11月頃に実施するEラーニング研修を通じて点検した。研修実施実績：27年10月～11月、28年9月～10月、29年10月～11月、30年8月～11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28年8月に「内部統制の推進及びリスク管理に関する規程」を制定した。 <p>【会議・委員会を通じた内部統制の維持・強化】 ・役員会の会議結果につき、指示事項を明確にした議事録を作成し、国内外事務所を含む各部署の長に速やかに伝達した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期ごとに事業別の進捗状況を確認するとともに年2回アウトカム向上委員会を開き、PDCAサイクルにより業務の効率化と改善に努めた。進捗が芳しくない目標値と事業については、要因分析を経て役員会で具体的対策をとりまとめ、必要な予算・人員を割くなどして、事業の円滑な実施と目標達成につなげている。 ・組織横断的なリスク把握・評価を行う体制について、27年11月～28年3月に検討会を4回実施した。また、毎年8月～9月頃を目途に部門毎の業務フローのプロセスにおけるリスクの把握、分析を行うため、全部署を対象としてリスク点検を実施した。点検実施実績：28年8月～9月、29年8月～9月、30年8月～10月 <p>【研究に関する内部統制強化】 ・アジア経済研究所における倫理審査体制を整備するため、29年4月に「研究倫理審査委員会」を設置し、開発途上国、新興国の研究現場で研究倫理審査を必要とする調査研究を行う研究者のニーズに応じて、研究倫理審査を実施できる体制を整備した。研究不正防止の徹底を図るため、29年7月に所内説明会および理解度確認テストを実施し、30年も同様の体制で執り行った。</p>	<p><自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p> <p></p>	<p><評価に至った理由> 役職員の行動指針となる行動憲章の周知徹底を実施。年2回のアウトカム向上委員会を開催によってPDCAサイクルによる業務改善も実施し、所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題> 特になし</p> <p><その他事項> 特になし</p>

<p>られた資源の中での事業成果の向上を図る。 ○日本貿易振興機構のミッション遂行の障害となるリスクを把握・評価し、適切な対応を図る。 ○アジア経済研究所における研究が適正に行われることを確保するため、研究不正防止及び研究倫理審査等の制度を充実させる。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-2 情報管理

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	情報管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づき、適切な対応を行う。個人情報の取り扱いについては、引き続き、日本貿易振興機構内全職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	情報公開について、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律(平成13年度法律第140号)」に基づき適時、正確な情報公開を行う。個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を毎年度実施し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に基づいた情報の管理・保護を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 適時、正確な情報公開を行う。 個人情報保護について、機構内全職員を対象に個人情報保護に関する研修や点検を実施し、情報の管理・保護を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求件数は27年度0件、28年度3件、29年度0件。30年度1件。 法に基づく情報公開を正確に行うため、毎年度上半期に、法文書の登録、廃棄等定例の整備を着実に実施。 28年8月に「内部通報・外部通報に関する規程」を制定。 27~30年度、各年度に全職員を対象に実施したコンプライアンス自己点検において個人情報保護に関する項目を確認。各年度下半期には個人情報保護管理状況確認及び保有個人情報リストの更新作業を実施した。 29年5月30日に施行された改正「独立行政法人等個人情報保護法」に対応するため、29年11月に「非識別加工情報の提供等の実施に関する規程」を新たに制定した他、「個人情報保護規程」等関連規程を改正した。また、規程の改正に合わせて「個人情報保護マニュアル」も改訂した(30年1月)。 27~30年度、各年度に職員向けコンプライアンス研修(Eラーニング方式)、及び外部専門家向けコンプライアンス研修(27~28年度はEラーニング方式、29~30年度はメールベース学習方式)を実施。 30年5月から施行されている「EU一般データ保護規則(GDPR)」に適切に対応するため、ブリュッセルの弁護士事務所に業務委託し遵守体制の整備(各国当局へのDPO登録等)を進めるとともに、本部・アジ研向け(集合研修)、在EU事務所向け(電話会議形式)研修を実施した。本部での集合研修に参加できない国内外事務所も受講できるよう、集合研修を録画してEラーニング方式で学習できるようにした。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>28年度には「内部通報・外部通報に関する規程」を制定。28、29年度は全役職員を対象にした全役職員向けコンプライアンス自己点検を実施。所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-3 情報セキュリティ

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3	情報セキュリティ		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	情報セキュリティ対策については、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアル整備などの措置を行うとともに、政府、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。また、引き続き、監査、日本貿易振興機構内全職員に対する研修を毎年度実施し、日本貿易振興機構内の情報セキュリティリテラシの維持・向上を図る。	内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。特に、海外事務所に対する外部からの標的型ウィルス攻撃等の増加に対応すべく、海外ネットワークにおける情報セキュリティ基盤の強化を図る。また、機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修を毎年度実施し、受講を徹底する。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の「情報セキュリティ規程及び情報セキュリティマニュアル」や情報通信機器・ソフトウェアについて、情報セキュリティ上の脅威に対する対応状況について常時確認、更新を行う。 機構内の情報セキュリティリテラシの向上を図るため、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)から日々寄せられる脅威情報に対応している。脅威が寄せられた場合は、セキュリティ運用事業者と共同の上迅速に対応している。 海外事務所に導入しているサーバーは事務所が個々に対応を行っていたが、ウィルス対策ソフトの共通化と、資産管理ソフトによる常時監視を開始した。 情報セキュリティ規程の見直し、情報セキュリティマニュアルの改正を行い、CSIRT(問題対応チーム)を設置した。 29年度には、CIO補佐とともに新しい政府基準に合わせた情報セキュリティの規程の見直しを実施。 28~30年度、ともに2回ずつ、全職員を対象とした標的型メール攻撃訓練を実施。 27年1月からElearning方式による情報セキュリティ研修を実施しており、未受講者をシステム管理者及び各部門の情報セキュリティ管理者である上長がシステムから検知できるものとし、上長の責任のもと受講を完了するよう徹底した。また情報システム課からも未受講者へ直接連絡して、受講を促すなど受講率の向上に努めた。CIO(最高情報責任者)補佐兼CISO(情報セキュリティ管理最高責任者)アドバイザーを講師とする講習会をアジア経済研究所、本部で実施した。 	<p><自己評価></p> <p>評価: B</p> <p>計画どおりに実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p>評価</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>当中期目標期間中には、情報セキュリティ規程の見直し、情報セキュリティマニュアルの改正、CSIRT(問題対応チーム)を設置を実施。所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-4 人事管理

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(4) 人事管理 事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せて、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、OJT・研修等を通じた人材育成策を拡充する。	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 中期目標を踏まえ、管理部門・海調部門等の人員配置の合理化を図りつつ、国内外事務所および重点事業部門への人員配置を進める。具体的には、高度専門人材の獲得やナショナルスタッフの活用を含め、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を抜本的に強化し、世界水準の誘致体制を構築する。また、農林水産物・食品の輸出促進、地方創生、新興国展開支援等その他の重点分野について、専門人材を活用するなどして、 ②人材多様化に向けた取組 勤務地限定制度の着実な運用、出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 ・世界水準の誘致体制の構築に向け、高度専門人材の獲得やナショナルスタッフの活用を視野に入れ、対日直接投資促進に従事する内外の人員体制を引き続き強化する。 ・農林水産物・食品の輸出促進、新興国展開支援等の重点分野について、専門人材を活用するなどして、人員体制を強化する。 ②人材多様化に向けた取組 ・出勤シフトの柔軟化をはじめとする諸施策を講じ、様々なライフ・ステージに配慮した勤務環境の整備を行うとともに、キャリア形成に配慮した人員配置や研修機会の提供を通じて、女性の活躍を一層促進する。 ・外国人の採用を拡大するとともに、海外事務所においてはナショナルスタッフの管理職ポストへの登用も検討するなど、積極的な活用を行う。	<主要な業務実績> ①効果的・効率的な業務運営に向けた人員の最適配置 ・対日直接投資促進分野については、諸外国の誘致機関をメルクマールに人員体制を強化。本部には27年度から「対日投資誘致専門員」を8名増員したほか、外資系企業支援課に「国・地域別デスク」を設置し、外国人スタッフ6名(うち4名は海外事務所のナショナルスタッフ)を配置。国内主要拠点には28年度より、「外国企業誘致コーディネーター」7名を配置。海外には、専任駐在員を7拠点に各1名増員したほか、27年度から「対日投資誘致専門員」を北米・欧州・アジア大洋州等の拠点に(ナショナルスタッフ含む)配置。 ・農林水産物・食品の輸出促進においては、各種品目の専門性を有する外部人材を配置。(29年度は農林水産・食品部にてエキスパート23名、輸出有望案件発掘専門家14名)。また、各種品目の業界団体等に働きかけ、28年度以降研修生1名、出向者2名を受け入れ中。また、29年度に新設された日本食品海外プロモーションセンター(JFOOD0)にプロパー職員を重点配置するとともに、事務局長、事務局次長等に専門人材を採用。30年度は日本食品海外プロモーションセンターのプロモーション職に2名の外部人材を登用した。 ・27年度から新輸出大国コンソーシアム事業においては、海外ビジネスに精通した外部の専門家を配置。 ②人材多様化に向けた取組 ・勤務時間シフトの拡大、毎月の選択や日単位での変更を実現し、さらなる柔軟化を推進した。 ・新複線型人事制度、勤務地限定勤務制度や自己啓発休職制度、配偶者同行休業制度等により、育児や介護、学習等を理由とする職員の離職を防ぎ、就業の機会を維持している。 ・「本部→海外実務研修→賃借センター→本部→海外」という基本キャリアパスに加え、適正に応じて、特定の産業分野や特定地域への配置を実施中。また、年次、役職に対応した研修を実施。 ・第四期中期目標期間中、女性職員の管理職への登用を継続的に実行しており、女性管理職の人数、割合は27年4月1日時点で55名、15.9%であったが、最終年度である31年3月31日時点で67名、17.8%まで上昇した。 ・エリア総合職制度や勤務時間のシフト制および配偶者同行休業制度等、女性がキャリアを継続しやすい環境を整備。その結果、女性の退職者数は、第三期中期計画期間中(23-26年度)年平均11.5人に対し、第四期中期計画期間(27-30年度)は年平均7.3人と大	<自己評価> 評価：B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。	評価 B	<評定に至った理由> 対日直接投資促進分野では、「国・地域別デスク」の設置や外国人材の登用などの人員強化を実施。農林水産物・食品分野では日本食品海外プロモーションセンター(JFOOD0)開設に当たって専門人材を登用。人材多様化に向けた取組や、労働環境の整備、若手、中堅職員を中心に人材育成策にも取り組んでおり、所期の目標を達成していると認められるため、評定はBとした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし	評価

	<p>進する。 また、外国人の採用を拡大するとともに、ナショナルスタッフの登用を推進、管理職レベルのポストに配置するなど、積極的な活用を行う。このための環境整備として、連絡文書等の外国語化、国内外の人事管理の一元化を行う。</p> <p>加えて、特定産業・地域・業務の専門性を有する高度専門人材を社会人採用や外部専門家として確保するほか、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の受入や、人事交流を拡大することで、人材の多様化を図っていく。</p> <p>③人材育成の推進 人材育成については、各職員の専門性を一層向上させ、業務知識や経験を蓄積させるための環境を整備する。具体的には、外部専門家を充てているポストへの職員の配置や、民間出向研修を行う。また、新興国市場における活動が拡大している中、高度な情報収集や支援事業を可能とするため、特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を強化する。</p> <p>加えて、職員を早期に熟練させるため、入構5年目までを目途に本部および国内外事務所での勤務を経験させる。その他、選抜型研修や階層別研修の強化を通じて、中核人材の育成についても着実に進める。</p> <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組 ワーク・ライフ・バランスの確保と職員の心身の健康維持に向けて、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、各年度で具体的な目標及び取組内容を定め、その実施状況を検証する。</p> <p>また、全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活性化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性を有する高度専門人材や、政府・自治体・民間企業・金融機関等からの外部人材の活用を図ることにより人材の多様化に取り組む。 ③人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊言語を中心として語学能力の向上に向けた職員の研修を行う。 ・ 階層別研修の継続や選抜研修による中核人材の育成も進める。 ④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務シフトの多様化、有給休暇の完全取得及び超過勤務の解消を目指し、環境整備を進める。 ・ 全職員が目標を共有し、コミュニケーションを活性化することで、前例にとられない柔軟な発想による取組を積極的に推進するなど、一層活力ある職場作りを進める。 <p><評価の視点> ・ 上述の取組を行っているか。</p>	<p>幅に減少。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀なナショナルスタッフの昇格を実施中。シカゴ事務所のナショナルスタッフはH29年度に所長に登用、管理職級に昇格したナショナルスタッフは同年度に計5名。 ・ 海外のナショナルスタッフが理解しておくべき規程・内規を英文化した。海外向け指示・連絡文書については、コンプライアンス関連や情報システム関連など海外事務所内で周知すべきものについては英語化（和・英併記）し、その他の文書についても各地域・事務所の要請に応じて対応を進めることとした。 ・ 弁理士資格を有する外国出願・知的財産活用支援員を職員として採用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融の専門知識・ネットワークを持った外部人材の活用として、金融の専門知識・ネットワークを持った外部人材の活用として、27-30年度の四年間で、従来の民間等研修生82名に加え、地方銀行等からの出向者87名、計169名を受け入れた（31年3月31日時点）。 <p>③人材育成の推進 ・ 自己啓発補助制度の拡充等により、外国語等の学習の支援を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員の海外業務の早期経験を支援するため、海外実務研修を拡充。27-30年度に計53名の若手職員を海外事務所へ派遣。 ・ 一部の海外アドバイザーポスト（バンコク、北京、ハノイ）にジェトロプロパー職員を配置した。 ・ 25年度から30年度まで、株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン推進機構）に職員を派遣した。 ・ 若手職員には海外実務研修、貿易情報センター勤務を経験させるキャリアパスを実施中。23-28年度に入構した総合職職員のうち、33%が海外事務所での実務研修を経験。30年度はベトナム語の語学研修生を1名派遣。 ・ 行政研修等の選抜型研修を実施中。従来4階層で実施していた階層別研修を新たに役員・部長級も含めた9階層にて実施した。 <p>④ワーク・ライフ・バランスの確保と活力のある職場作りに向けた取組 ・ 超過勤務事前申請・下命システムの導入・推進や各種業務効率化などにより、第四期中期計画期間中、超過勤務時間は大幅に減少。たとえば、本部および国内事務所勤務の非管理職の超勤時間は、第四期中期計画期間の初年度である27年度は一人あたり平均月28時間であったが、30年度は月22.1時間まで減少。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい環境を整備するため、「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）として27年7～8月に新たな勤務シフト（8:00～16:45）を導入したほか、4種の出勤シフトを日単位で変更できる制度を29年度に導入し、さらに多様なシフトを選択できるようになった。 ・ 29年度より在宅勤務を試験的に導入、30年度より本格導入した。 			
--	--	--	---	--	--	--

を進める。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-5 安全管理

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-5	安全管理		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	<p>天災や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等の改訂を毎年度検討し、危機管理体制の整備を図る。</p> <p>また、海外における各国・地域の治安、自然災害、環境汚染等の情報を適時かつ正確に把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。</p>	<p>天災や突発的な事故等の非常事態に備え、既存の安全管理に関する規程やマニュアル等について、国内外の安全に関する情勢に応じて、常時点検、更新する。</p> <p>外部専門機関の活用、在外公館や関係機関との協力関係の構築などにより、海外での安全情報を適宜把握し、迅速かつ適切な対策を講じる。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省海外安全情報・危険情報のレベル2以上の地域を対象として、見本市等の海外事業、海外出張(駐在員の移動を含む)の実施に際し、リスク・アセスメント(安全対策を含む)の実施による事前評価、リスク・アセスメントに基づく安全施策を体系的に実施し、安全確保に努める。 海外事務所においては、在外公館や関係機関との連携強化を図り、正確な情報把握、迅速かつ適切な対応に努める。 円滑な安全施策の実施のため、規定、マニュアルの不断の見直しを行う。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>【内部向け安全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外でテロ事件が頻発しリスク管理の重要性が高まっていることを受け、28年3月に、安全対策推進本部の所掌、構成等を見直し、「安全対策推進本部の設置に関する内規」を改正した。「防災業務計画及び事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施」を規定化した。 内部的な安全管理体制の強化を図るため新システム導入(※1)や実践的なテロ対策訓練(※2)の実施の検討を行った。 <p>28年4月から外務省海外安全情報・危険情報「レベル2」以上の地域を対象として、海外事業(見本市、商談会等)、海外出張・駐在員移動についてリスク・アセスメントを義務付け延べ30件を実施した。なお、29年度は30件、30年度は31件実施した。</p> <p>また、下記の事務所及び駐在員自宅に関して、リスク・コンサルタントによる安全調査・指導を実施し、安全管理の徹底を行った。(28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 : イスタンブール 7月 : ダッカ 1月 : デュッセルドルフ <p>(29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月 : パリ 5月 : パリ、アビジャン 8月 : 大連、青島、アトランタ 10月 : パリ 11月 : インド 12月 : リマ <p>(30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月 : ラゴス 8月 : ナイロビ 11月 : プノンペン 1月 : ヨハネスブルグ、メキシコ、ラゴス 2月 : サンティアゴ、ボゴタ、カイロ、ラバト、リマ <p>【外部に提供した安全対策に関するサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 27年8月、天津における大規模な爆発事故に際しては、ウェブサイトに緊急特集ページを立ち上げ、中国政府や日系企業等を通じ 	<p><自己評価></p> <p>評価:A</p> <p>27年度は、治安面で実施が懸念されていたバグダッドやバスラでの事業を、長期間にわたる綿密な検証及び対策を経て、実施決定の判断を下しただけでなく、予測不能かつ突発的な欧州でのテロ事件等を受けても、現地の状況や専門家による見解を踏まえ個別事業の実施有無を決定するなど責任ある対策をとった。また、27年8月のバンコク爆弾テロ事件勃発当日は、バンコク事務所から現地日系メディア関係者に対して最新情報を逐一報告。28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件に際しては、現地日本人会の協力の下、テロ発生直後から日系企業・団体に所属する日本人約1,000人の安否確認を主体的に実施し、在ベルギー日本国大使館、経済産業省等と結果を情報共有した。28年度にダッカにて邦人殺害事件が発生した際には、各省と連携し、安全対策セミナーを東京だけでなく地方でも緊急開催するなど、日本国内外の日系企業・日系企業への貢献を最大限図った。さらに、30年度のナイロビ市内襲撃事件発生直後には、ナイロビ事務所が日本大使館への事件発生及び現場の商業施設に取り残された日系企業の状況等の第一報を実施。事件後、ジェトロのウェブサイト上では安全対策に関する特集ページを掲載し注意喚起を行うとともに、ナイロビ事務所駐在員がメディアの取材を通じて安全対策の重要性を発信する等の取組を行った。安全対策の情報提供の要請があった民間企業等に対して個別説明なども行うことで、外部の安全管理対策に資する情報提供を実施した。</p> <p>以上のように、予測不能な事態が発生した際には事業への悪影響を最小限に抑えることに努力するとともに、通常のジェトロの業務範囲にとらわれることなく、邦人安否確認などをおこない、現地日系社会等への貢献を最大限図ったことから、A評価とした。</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>機構内部においては、「安全対策推進本部の設置に関する内規」を改正したほか、「防災業務計画及び事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施」など既定の目標に応じた取組を実施。</p> <p>これに加えて28年9月に、外務省領事局、経済産業省、日本商工会議所により発足した「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」に参加。当機構として専門家による情報提供や、安全対策セミナーと実施するなど、機構の枠を超えて外部に対する安全対策に対するサービスの提供を行っている。所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため、評価はAとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>

			<p>て収集した最新情報を随時掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年8月、バンコク爆弾テロ事件勃発当日は、バンコク事務所から現地日系メディア関係者に対して最新情報を逐一報告し、情報発信に協力を実施した。 ・27年11月、ラゴス、バグダッド及び12月のバスラでの事業について、リスク管理会社による綿密なリスク・アセスメントを経て、十分な安全対策を講じた上で実施した。 ・「第21回ダッカ国際トレードフェア2016」への参加に際しては、11月から12月にかけて6週間に亘るリスク管理会社による現地情勢のモニタリング結果および現地日本大使館との協議結果を踏まえ実施を決定した。 ・27年12月は洪水の発生に伴い、チェンナイ事務所の駐在員のホテルへの一時避難措置を採った。洪水の沈静化後は現地日系商工会と連携して日系企業の被害状況のアンケート調査を実施し、在チェンナイ日本総領事館及び在チェンナイ日系企業と結果を情報共有した。 ・28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件に際しては、現地日本人会の協力の下、テロ発生直後から日系企業・団体に所属する日本人約1,000人の安否確認を主体的に実施し、在ベルギー日本国大使館、経済産業省等と結果を情報共有した。 ・28年7月にダッカで発生した邦人テロ殺害事件を受けて現地において進出日系企業に対して日本大使館と共催により安全対策セミナーを開催した。 ・28年9月、外務省領事局、経済産業省、日本商工会議所により発足した「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」及び外務省国際協力局、国際協力機構により発足した「国際協力事業安全対策会議」に参加してセミナーの開催、専門家による情報提供等を促進した。具体的には7月の東京での開催以降2月まで地方を含む11都市において安全対策セミナーを開催するとともに、「ジェトロセンサー」及び「通商弘報」により同ネットワーク、「たびレジ」を紹介した。 ・28年12月、新輸出大国コンソーシアムにおいて、安全情報の提供を行う専門家6人を配置するとともに、無料で安全対策についてE-mailで相談できる仕組みを整備。 ・29年度は、現地日系企業に対し在外公館、現地日本商工会議所と協力し、海外7カ国（オーストリア、バングラデシュ、南アフリカ共和国、アラブ首長国連邦、オーストラリア、インドネシア、シンガポール）で安全対策セミナーを開催した。特にバングラデシュでは9月に、ダッカを含む9カ所で巡回セミナーおよび相談会を実施した。 ・30年1月、ダッカで現地日系中小企業向けに実地訓練を含む安全対策講習会を開催した。国内では、地方自治体・団体、地方金融機関の協力の下、富山、仙台等5都市において安全対策セミナーを開催した。 ・30年2月、大阪および東京で「バングラデシュにおける危機管理と安全対策」に関するセミナーを開催した。 ・31年1月15日ナイロビ市内襲撃事件発生直後、日本大使館への事件発生及び現場の商業施設に取り残された日系企業の状況等の第一報をナイロビ事務所が実施。事件後、ジェトロのウェブサイト上では特集「各国の治安の状況およびその対策」で注意喚起を行うとともに、ナイロビ事務所駐在員がメディアの取材を通じて安全対策の重要性を発信する等の取組を実施した。安全対策の情報提供の要請があった民間企業等に対して個別説明なども行うことで、外部の安全管理対策に資する情報提供を実施した。 <p>※1 31年4月、アシスタンスアプリ「トラベルトラッカー（リアルタイムの渡航者追跡）」を導入</p>			
--	--	--	---	--	--	--

				※2 元軍人を含むインストラクターによるテロ、強盗・窃盗発生時の対処法の実践訓練の導入			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)							

4-6 顧客サービスの向上

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-6	顧客サービスの向上		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	地方の中小企業等、我が国中小企業の海外展開等への関心が高まる中、日本貿易振興機構が提供するサービス内容について幅広く伝えるとともに、毎年度、全国で企業や関係機関等からサービスに対する意見や要望を聴取する機会を設けるなど、顧客サービスの質的向上、改善に向けた不断の取組を行う。	民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために平成26年度に設置した「サービス向上会議」に加えて、毎年度、全国で、各地域の有識者等から意見を聴取する取組を新たに行う。さらに、ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。また、より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、(a) 国内外ネットワークを活用した支援機関、政府・自治体、メディアなど発信力のある関係者（インフルエンサー）を通じての機構事業のPR・理解促進、(b) 統一的な広報ツールの構築、(c) ソーシャル・ネットワーク・サービス等を活用した対外発信の強化など、効果的な広報戦略について検討し、早期実行を目指す。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業等に対して機構のサービス内容を伝え、意見を聴取するために、「サービス向上会議」に加えて、全国各地域の有識者等から意見を聴取する取組を継続する。 ウェブサイトに設置したご意見箱を通じて不特定のお客様の声を集めるなど、重層的な取組を推進することで、幅広い意見を取り入れ、更なる顧客サービスの質的向上・改善を図る。 より多くの顧客層に対し機構の事業への認知度を高め、サービスを利用してもらうべく、対外発信の強化など、効果的な広報戦略を検討する。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の取組を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業からジェトロのサービスに対する生の声を直接聞くため、大阪本部及び各貿易情報センターにて「サービス向上会議」を年1回開催している。頂いたご意見は「すぐに対応」、「継続検討」などに分類し、対応する部署を決め、ジェトロのサービス向上を図った(27年度：45回、28年度：45回、29年度：45回開催、30年度：48回開催)。 毎年度、各地域の有識者からジェトロ事業や運営等に関する意見を聴取するため、国内各地で地方有識者との意見交換会を実施した。 お客様の意見・要望を積極的に入手するため、ジェトロ・ウェブサイトのトップページに設置したご意見箱(「お客様の声」)に寄せられたコメントを関係部署と連携し適切に対応した(27年度：245件、28年度：234件、29年度：215件、30年度：276件)。 潜在的顧客の開拓のため、次のメディア広報強化の取り組みを行った：27年度は広報にかかる外部専門機関などへのヒアリングなどを行い、現状と課題について整理した。28年度からは、外部専門家を活用する形の広報アドバイザー業務委託を開始。広報経験が豊富なアドバイザーへの日々の相談を通じて職員の広報スキルの向上と安定化をはかると同時に、従来の広報業務全般についてレビューと改善を行った。また、ジェトロの幅広い活動についてより柔軟かつ効果的な発信を行うため、29年度及び30年度は、従来の貿易記者会を中心とする一律のリリースに加え、①業種やテーマに応じた他記者会への発信強化、②関心分野・関心地域に基づく個別記者会への発信強化、③経済誌、業界紙との連携強化、④在日外国プレスとの連携強化(メーリングリストの整備)等に取り組んだ。 SNSについては、事業・プロジェクト単位でのフェイスブックの活用を進めており、事業認知拡大や顧客獲得で一定の成果を得てきている。 30年度、創立60周年記念シンポジウムの開催を通じたジェトロの役割と今後の取り組みにかかる情報発信を実施。 	<p><自己評価></p> <p>評価：B</p> <p>計画どおり実施したため、標準のBとした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>「サービス向上会議」やウェブサイトを設置したご「お客様の声」への対応を通じて、顧客サービスの質的向上に取り組んだほか、他機関との業務協力覚書締結など新たな協力・関係を強化するタイミングをとらえて、専門紙や特定の産業分野のメディアなどにも幅広く情報発信を行い、認知度の向上にも努めていることから、所期の目標を達成していると認められるため、評価はBとした。</p> <p><今後の課題></p> <p>特になし</p> <p><その他事項></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p>	

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-7 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-7	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	5. 財務内容の改善に関する事項 また、財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。	5. 短期借入金の限度額7,031百万円 (理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・第4期中期目標期間において、借り入れを行っていない。	<自己評価> 評価：B 該当しないため、標準のBとした。	評価	—	評価
						<評価に至った理由> 該当する事案が発生していないため、評価は—とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-8 財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-8	財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
記載なし	6. 財産の処分に関する計画 財産処分手続中の対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野) について、中期目標期間中の早期に手続きを完了する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州)については、27年11月に入札で売却できたため、28年1月に譲渡収入の国庫納付を行った。	<自己評価> 評価:B 計画どおりに実施したため、標準のBとした。	評価	—	評価	
					<評価に至った理由> 該当する事案は発生していないため、評価は—とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-9 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-9	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
記載なし	7. 剰余金の使途 ・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施 ・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施(新規事業実施のための事前調査の実施を含む。) ・先行的な開発途上国研究の実施 ・緊急な政策要請に対応する事業の実施 ・職員教育の充実・就労環境改善 外部環境の変化への対応 ・業務の電子化、民間委託の推進等の業務効率化に向けた追加的取組 ・施設及び設備の充実・改修 ・サービス向上や認知度向上に向けた追加的取組	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・第4期中期目標期間において、剰余金は発生していない。	<自己評価> 評価：B 該当しないため、標準のBとした。	評価	—	評価	
					<評価に至った理由> 該当する事案は発生していないため、評価は—とした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-10 積立金の処分

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-10	積立金の処分		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分 前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> ・第三期中期目標期間の最後の事業年度(26年度)における積立金のうち1,657百万円について第四期中期目標期間の業務の財源に充てるため27年6月に経済産業大臣に申請を行い、同月承認を受けた。 ・27年度以降、自己収入で取得した固定資産の減価償却費や前払費用等に各年度で充当した。充当金額は27年度が691百万円、28年度が19百万円、29年度が11百万円、30年度は10百万円。	<自己評価> 評価：B 計画どおりであったため、標準のBとした。	評価	B	評価	
					<評価に至った理由> 中期計画に基づき、適切に対応を行っているため、評価はBとした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

4-1-1 中期目標期間を超える債務負担

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	中期目標期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
記載なし	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (4) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、契約の性質上やむを得ない場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行う。	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点>	<主要な業務実績> 国内事務所の借館契約、システム基盤契約、展示会の設計監理に係る契約など、いずれも契約の性質上やむを得ないものに限定されている。なお、契約締結にあたっては、軽微な案件を除き監事による監査を受けている。	<自己評価> 評価：B 適切に対応したため、標準のBとした。	評価	B	評価	
					<評価に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担については、海外事業所における借館契約などやむを得ないもの限られていることから、評価はBとした。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし			

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

以上